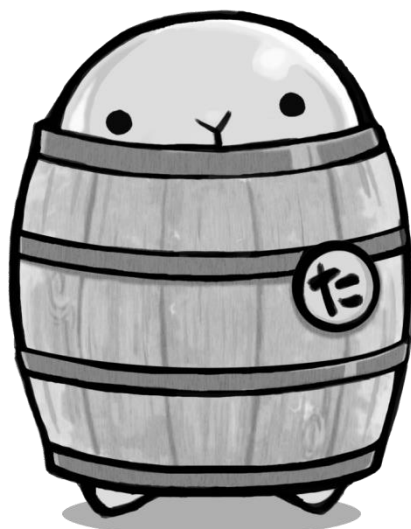


# 垂水市

## 第7期高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画

たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、  
いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水



垂水市公式イメージキャラクター「たるたる」

平成30年3月

鹿児島県 垂水市



## 【元氣なたるみず 安心への挑戦】

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのまちづくり～

介護保険制度は、平成12年の創設以来、介護が必要な高齢者やその家族の暮らしの支えとして定着、発展してきております。その一方で、人口の高齢化は全国的に進展しており、垂水市におきましては全国に先行する形で高齢化が進み、平成29年9月末現在で、人口15,287人に対し65歳以上の高齢者は6,123人で、高齢化率が40%を超え、超高齢化社会を迎えております。

今後も高齢化が進むことが予想される中、国では高齢者対策として、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することを配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする」ため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」を公布しました。

垂水市においては平成29年4月に、地域包括ケアシステムがその機能を発揮するための拠点として、「垂水市地域包括ケアセンター」を整備し、運用を開始いたしました。さらに、平成29年度から鹿児島大学病院副院長の大石教授にスーパーバイザーを委嘱し、専門家によるチームの支援をいただくことになりました。市民一人ひとりが健康で生きがいを持ちながら安心して暮らせるまちづくりを目指し、「健康長寿・子育て支援の新しいモデルケースの構築」を進めてまいります。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、地域包括ケアシステムの構築を目指した第6期計画の基本目標を踏襲し、『たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水』を計画の基本目標に掲げ、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援など様々なサービスが切れ目なく利用できるよう地域包括ケアシステムを深化・推進することが、計画の目指すところです。

今後、この計画を基本に、本市の高齢者施策の着実な推進に全力を傾けてまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御尽力賜りました策定委員の皆様はじめ、アンケート調査や住民懇談会に御協力賜りました皆様方に心より御礼申し上げます。御挨拶とさせていただきます。



平成30年3月

垂水市長 尾脇 雅弥



## 目次

### 第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格・位置づけ	7
(1) 法的根拠	7
(2) 他の計画との関係	7
3 計画期間	8
4 計画の策定体制	9
(1) 計画策定委員会の設置	9
(2) 「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」の実施	9
(3) 住民懇話会の実施	9
(4) パブリックコメントの実施	9
5 計画の基本理念と基本目標	11
(1) 計画の基本理念	11
(2) 計画の基本目標	11
(3) 計画の基本方針	12
(4) 施策体系	14

### 第2章 垂水市地域包括ケアシステムの概要

1 垂水市の地域包括ケアシステムの考え方	16
2 垂水市の地域包括ケアシステム推進に向けた取組	18
3 2025年の垂水市の姿	21

### 第3章 地域包括ケアシステムに向けた本市の現状・課題及び目標設定

1 本市の高齢者の状況	28
(1) 高齢者の状況	28
(2) 高齢者世帯の状況	29
(3) 高齢者の就業状況	30
(4) 各圏域における高齢化の状況	31
(5) 他市町村との少子高齢化状況の比較	32
2 本市の介護保険の利用状況等	33
(1) 要介護認定者数及び認定率の推移	33

(2) 給付費の推移	33
(3) 他市町村との比較	34
3 高齢者アンケート調査結果	36
(1) 調査の概要	36
(2) 個別調査結果	37
4 地域包括ケアシステム構築に向けた本市の取組・目標設定	44

## 第4章 高齢者福祉施策の展開

基本方針1 健康づくり・介護予防の推進	46
(1) 健康づくりの推進	46
(2) 介護予防の推進	48
基本方針2 生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現	51
(1) 地域での社会活動の充実	51
(2) シニア学習活動の充実	55
(3) 高齢者の雇用・就労支援	57
基本方針3 安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実	58
(1) 日常生活支援サービスの充実	58
(2) 家族介護の支援	61
(3) 安心・安全の確保	63
(4) 住宅の整備	66
基本方針4 高齢者を地域で支え合うための支援	67
(1) 認知症高齢者対策の充実	67
(2) 権利擁護・虐待防止の推進	70
(3) 在宅医療と介護の連携	72
(4) 地域包括ケアシステムの充実	73
基本方針5 介護保険サービスの充実	76
(1) 地域に密着した介護サービスの充実	76
(2) サービスの質的向上と制度の円滑な運営	78
(3) 垂水市介護給付適正化計画	81

## 第5章 介護保険事業計画

1 日常生活圏域の設定	86
(1) 日常生活圏域の考え方	86
(2) 日常生活圏域の設定	86
2 介護サービス整備計画及び整備方針	86
3 各圏域の状況	87
(1) 牛根圏域	87
(2) 協和圏域	89

(3) 中央・水之上・大野圏域	91
(4) 新城・柁原圏域	93
4 人口及び被保険者数の推計	95
5 要介護（要支援）認定者数の推計	96
6 サービス利用者数の推計	97
(1) 居宅サービス利用者数の推計	97
(2) 施設系サービス利用者数の推計	105
(3) 地域密着型サービス利用者数の推計	107
7 地域支援事業	109
8 サービス給付費の推計	111
(1) 介護サービス給付費の推計値	111
(2) 介護予防サービス給付費の推計値	112
(3) 総給付費の推計値	112
(4) 地域支援事業費の推計値	112
9 第1号被保険者保険料の見込み	113
(1) 事業費、総給付費の推計	114
(2) 介護保険料の算出	115
(3) 所得段階別保険料額	116
10 財源構成	117
11 平成37年度の保険料等の見通し	118

## 第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知、啓発	120
2 地域資源の活用	120
3 計画の進行管理及び点検	120

## 第7章 資料編

1 垂水市介護保険運営協議会設置要綱	122
2 平成29年度垂水市介護保険運営協議会委員名簿	124
3 用語の解説	125





# 第1章 計画の策定について

---

# 第1章 計画の策定について

## 1 計画策定の趣旨

現在、我が国の高齢化率は25%を超えており、国民の約4人に1人が高齢者という、これまで経験したことのない超高齢社会に突入しています。今後も高齢者人口は増加していくことが見込まれ、平成37年（2025年）には、団塊の世代が75歳以上となり、約3人に一人が高齢者、約5人に1人が後期高齢者になると予測されています。

本市においては、平成29年（2017年）に高齢化率が約40%となり、約2.5人に一人が高齢者となっています。

こうした中で、多様な価値観を持った高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を活かし、自己実現を図るとともに、互いに支え合い協力しながら、自らのライフスタイルを確立しようとするのが、地域に活力向上、豊かな地域社会の形成につながっていくものと考えます。

高齢者の主体的な生き方を実現するには、生涯にわたって健康で自立した生活を営むことができるように、健康づくりや生きがいがづくりが重要となり、たとえ介護が必要な状態になっても、尊厳を保持し、できるだけ住み慣れた地域で暮らしていける環境を整えることが必要です。

国においては、平成26年に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の改正が行われました。

それに基づき、本市では、平成27年（2015年）3月に策定した「垂水市第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、平成37年（2025年）を見据えた高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）の端緒となる計画として位置付け、実現に向けた各施策の取り組みを推進してきました。

さらには、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスの提供が求められることとなりました。

そこで本市においても、前計画の基本的な考え方を基礎としながらも、国の新しい方針とこれまでの事業実績や地域特性、さらには直近の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者保健福祉のさらなる充実を図るべく、平成32年度を目標年度とする新しい「垂水市第7期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定することとしました。

図表 介護保険制度の経緯と趣旨

### 第1期 介護保険制度の開始（平成12年度～平成14年度）

- ・ 「介護サービスを（1割の利用負担で）利用」のスタート
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施



### 第2期 介護保険制度の定着（平成15年度～平成17年度）

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度要介護者が増加
- ・ ケアマネジャー（介護支援専門員）等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る



### 第3期 介護保険制度の改正（平成18年度～平成20年度）

- ・ 「明るく活力ある超高齢社会」の構築、介護保険制度の持続可能性、社会保障の総合化の基本的視点
- ・ 予防重視システムの確立（新予防給付、地域支援事業の創設）、施設給付の見直し（食費、居住費の見直しなど）、新たな介護サービス体系の確立（地域密着サービスの創設など）、サービスの質の確保・向上（サービス情報の公表など）、負担のあり方・介護保険制度運営の見直し（第1号保険料の見直しなど）
- ・ 平成26年度を目標年度とする数値目標の設定



### 第4期 給付費抑制と介護人材確保（平成21年度～平成23年度）

- ・ 第3期計画で設定した数値目標に向けた中間段階
- ・ 医療制度改革
  - ①地域ケア体制整備構想（介護療養病床の廃止、高齢者が地域で尊厳を持って暮らせる地域社会づくり）
  - ②医療費適正化計画（住民の健康保持の推進）
  - ③保健医療計画（健康の保持増進をめざす社会）との調和
- ・ 介護給付等費用適正化への取り組み
  - ①要介護認定やケアマネジメント等の適正化
  - ②介護サービス事業者や利用者に対する制度内容の周知、助言
  - ③介護サービスの質の向上に役立つ情報の提供や適切なサービス提供のための環境整備
  - ④介護保険事業所（主に商業法人）に対する指導・監査等の実施
- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携



### 第5期 地域に根ざした介護へ（平成24年度～平成26年度）

- ・ 第3期計画で設定した数値目標に向けた最終段階
- ・ 介護保険制度改正
  - ①医療と介護の連携の強化等（日常生活圏域の実情把握、複合型サービスの創設 等）
  - ②介護人材の確保とサービスの質の向上（介護職員等によるたんの吸引、介護福祉士の資格取得方法の見直し 等）
  - ③高齢者の住まいの整備等（有料老人ホーム等における利用者保護規定、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 等）
  - ④認知症対策の推進（市民後見人の育成及び活用、高齢者の権利擁護推進 等）
  - ⑤保険者による主体的な取組の推進（介護・医療・住まい等各種計画との調和、地域密着型サービスの公募・選考による指定 等）
  - ⑥保険料の上昇の緩和（都道府県財政安定化基金の取崩し 等）
- ・ 生活者を中心に考えた地域包括ケアの推進
  - ①医療との連携強化（24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化）
  - ②介護サービスの充実強化（24時間対応の在宅サービスの強化）
  - ③予防の推進（できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進）
  - ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など（一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進）
  - ⑤高齢になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備（高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備／持ち家のバリアフリー化の推進）



### 第6期 2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画の策定（平成27年度～平成29年度）

- ・ 2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化
- ・ 介護保険制度改正
  - ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
    - ・在宅医療・介護連携の推進
    - ・認知症施策の推進
    - ・地域ケア会議の推進
    - ・生活支援サービスの充実・強化（コーディネーターの配置／協議体の設置等 等）
    - ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業（予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行／介護予防・生活支援サービス事業／一般介護予防事業）
    - ・高齢者の住まいの安定的な確保（特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定 等）
  - ②費用負担の公平化
    - ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大
    - ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
    - ・低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
- ・ 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定



## 第7期 2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画の策定 （平成30年度～平成32年度）

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

### 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

#### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）  
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
  - ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備（その他）
  - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
  - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
  - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）
- ② 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
  - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

#### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- ② 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
  - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

## 介護保険事業計画見直しにあたっての基本的な指針

### 地域包括ケアシステムの 深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から、「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年（平成37年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。

地域包括ケアシステムは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制であり、今後、高齢化が進展していく中において、この理念を堅持し、地域包括ケアシステムをより深化・推進していく必要があります。

### 保険者機能の強化と 地域マネジメントの推進

保険者である市町村においては、①各保険者において、それぞれの地域の実態把握・課題分析を行う。②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成する。③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを推進する。④これら様々な取り組みの実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う。これらの取り組みを繰り返し行うこと、すなわち、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進し、保険者機能を強化していくことが必要です。

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

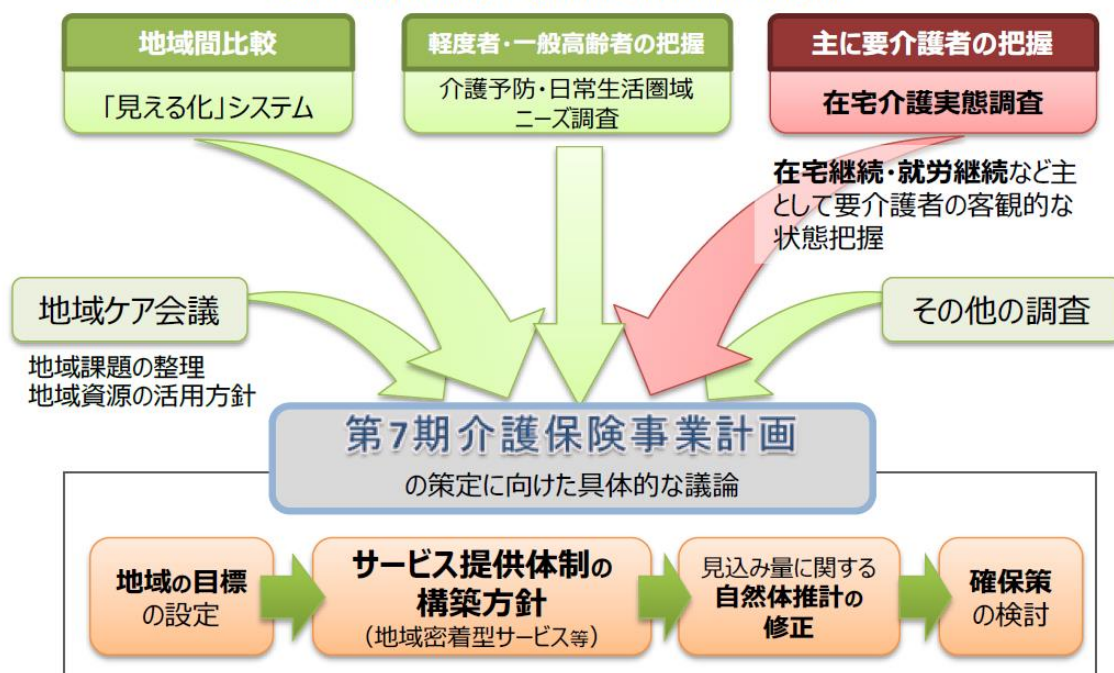
「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

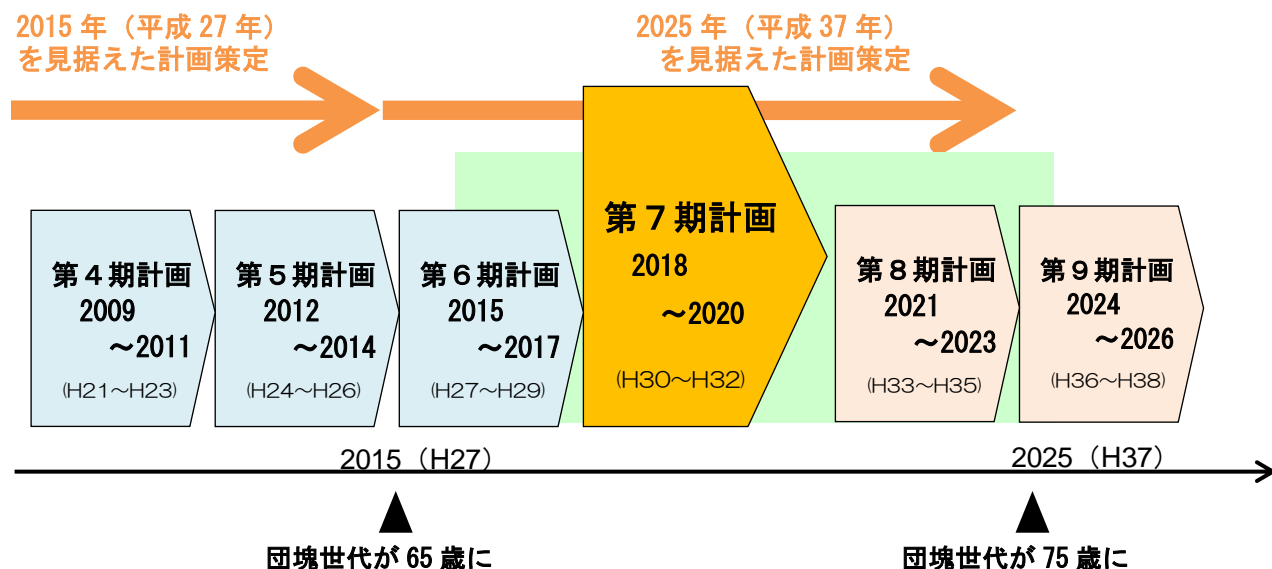
「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

### <第7期介護保険事業計画と各種調査の関係>



## 2. 計画の性格・位置づけ

介護保険事業計画は今回の見直しで第7期計画となります。高齢化のピークを迎える時期に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携等の取組みを本格化していくことが求められています。

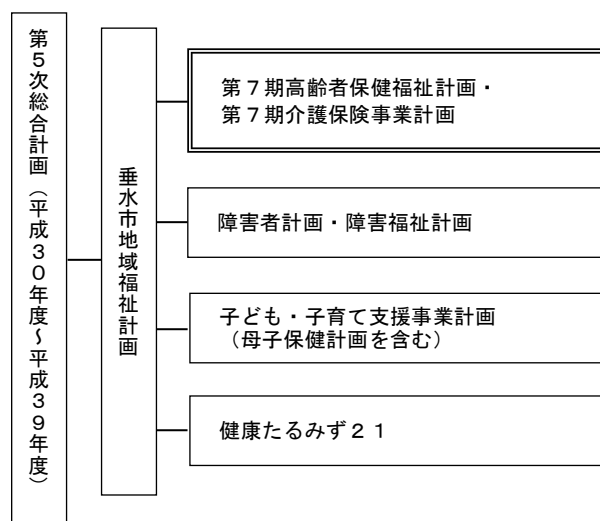


### (1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、策定を義務付けられた法定計画です。法律に規定する「老人福祉計画」については、前期計画からの名称を継承し、「高齢者保健福祉計画」としています。

### (2) 他の計画との関係

「垂水市第7期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した計画で介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に包含されるものです。本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「垂水市総合計画」のうち、高齢者の介護保険事業を含む高齢者福祉分野について、より具体的な取組の方向性を定める行政計画です。計画策定に当たっては、「健康たるみず21」等の関連計画及び国の策定指針、鹿児島県が進める高齢者保健福祉計画等と整合性を図りながら定めています。



### 3 計画期間

この計画は、平成 30 年度を初年度として平成 32 年度までの 3 か年を対象期間とした計画です。第 6 期計画からは、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を見据えた計画です。

また、計画の最終年度にあたる平成 32 年度に計画を見直し、第 8 期計画の策定を行います。



- 平成 29 年改正（平成 30 年 4 月施行）**
- 地域包括ケアシステムの深化・推進
    - ・自立支援・介護予防に向けた取り組みの推進  
（保険者等による地域分析と対応、地域支援事業・介護予防・認知症対策の推進、適切なケアマネジメントの推進 等）
    - ・医療・介護の連携の推進等
    - ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等  
（地域共生社会の実現の推進、介護人材の確保、サービス供給への保険者の関与、安心して暮らすための環境の整備 等）
  - 介護保険制度の持続可能性の確保
    - ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
    - ・介護納付金における総報酬割の導入



## 4 計画の策定体制

平成 28 年度に「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」、平成 29 年度に「住民懇話会」を実施し、住民の現状や意見等を把握することに努めました。これらの取り組みから見える住民のニーズを考慮し、垂水市介護保険運営協議会を「計画策定委員会」として位置づけ、計画策定を行いました。

### (1) 計画策定委員会の設置

内部だけでなく、学識経験者、被保険者（地域住民）代表、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者等で構成する垂水市介護保険運営協議会を「計画策定委員会」として位置づけました。

### (2) 「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」の実施

平成 28 年度に、市内に住所を有する 40 歳以上の無作為に抽出した住民を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」及び「高齢者実態調査」として調査を実施しました。

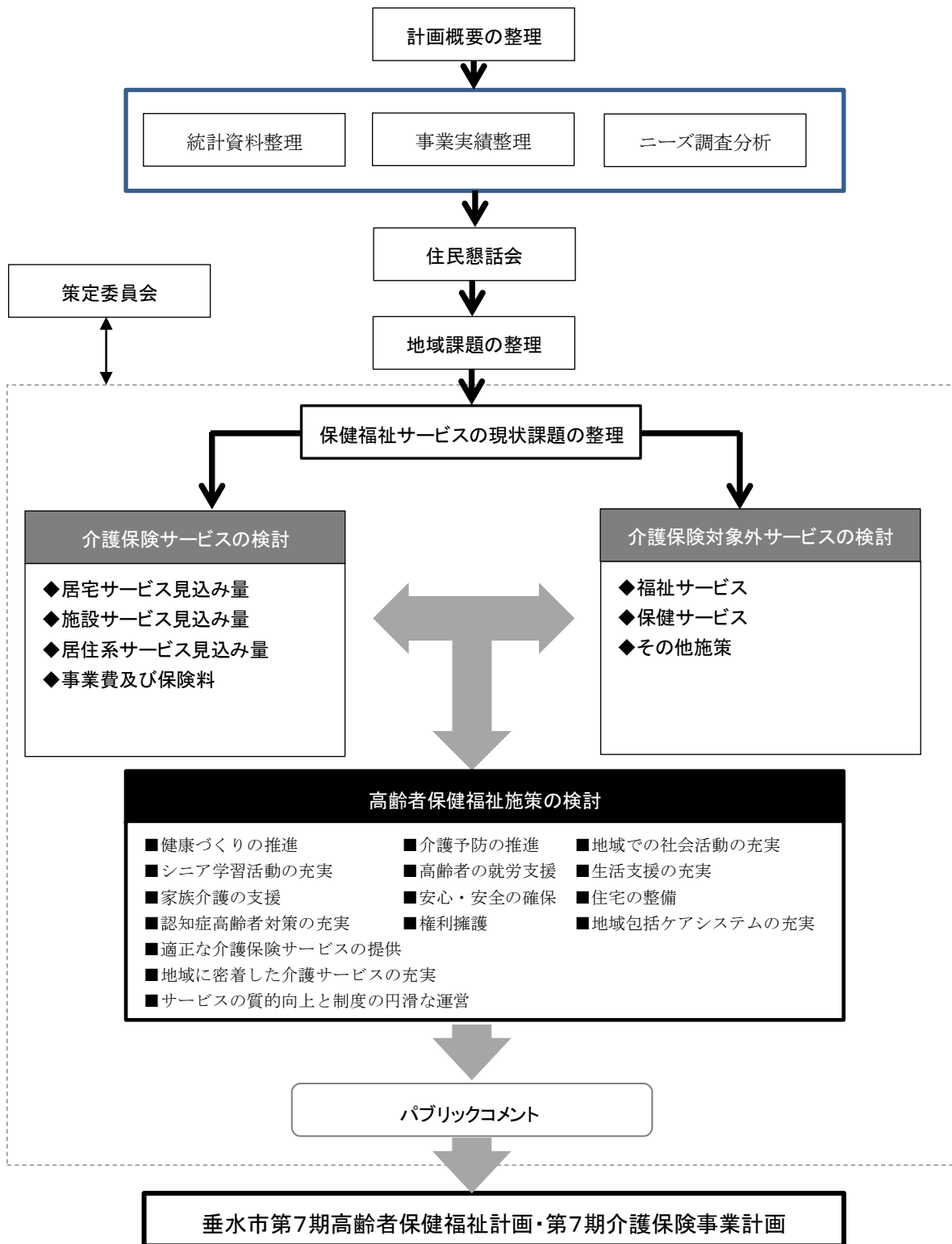
### (3) 住民懇話会の実施

本計画策定にあたり、地域住民の意見を聴くことにより、地域の課題を十分に把握するとともに、多様な意見を集約し、計画に活かしていくことを目的とした住民懇話会を平成 29 年 8 月～10 月に、4 地区において開催しました。

### (4) パブリックコメントの実施

平成 29 年 12 月 22 日（金曜日）～平成 30 年 1 月 22 日（月曜日）の期間に、素案・資料等を保健課、市役所ロビー、牛根・新城両支所、垂水市ホームページにおいて、市民に広く公表し、その計画案に対しての意見や要望を募集したところ、意見は寄せられませんでした。

図表 計画策定のプロセス



## 5 計画の基本理念と基本目標

### (1) 計画の基本理念

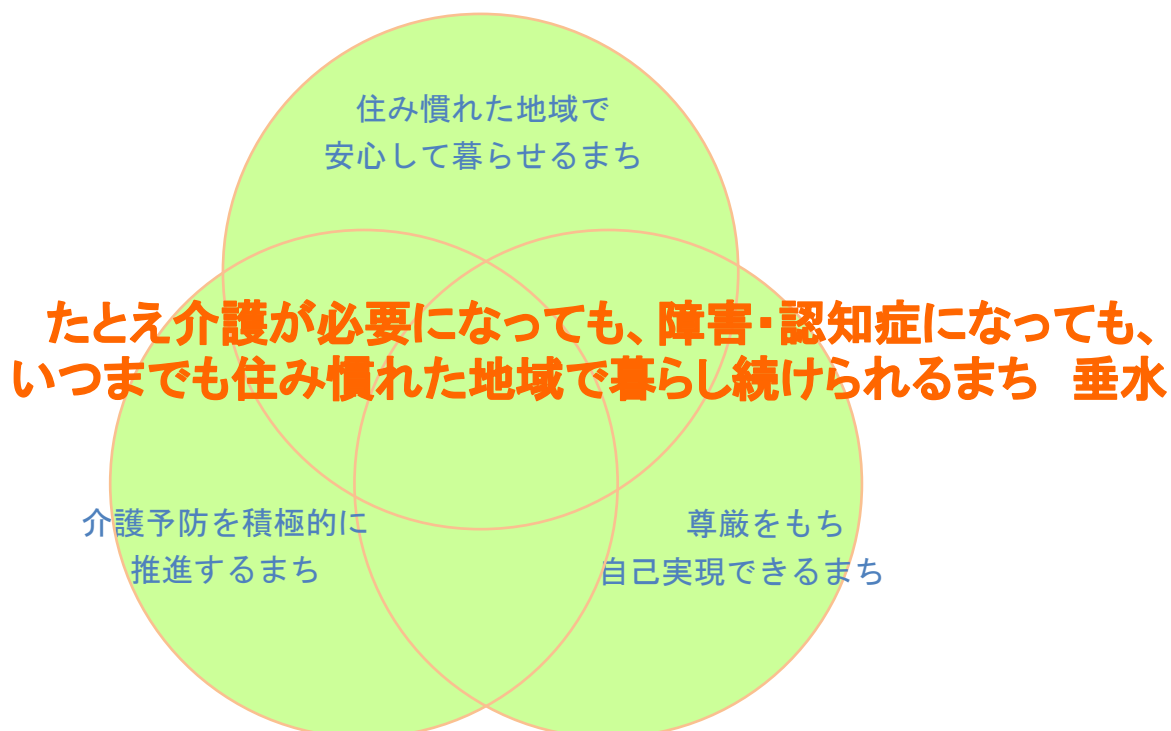
基本理念については、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、お互いに支え合いながら市民生活を送ることができる取り組みを踏まえて、次の3つとします。(4期・5期・6期継続)

- ① 健康で楽しく歳を重ねながら、お互いが尊厳をもち自己実現できるまち
- ② 介護予防を積極的に推進するまち
- ③ 障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

障害があってもなくても、住み慣れた地域で尊厳をもって安心していつまでも、自分の生き方は自分で決め、自分の体は自分で守り、自分の人生を楽しむという、いきいきと元気で暮らす高齢者像を自助・互助・共助・公助の連携により描きます。

### (2) 計画の基本目標

計画の基本理念を踏まえ、次のように設定し、全ての市民が生涯にわたって、住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ちながら、いきいきと健康に暮らしていける社会の実現を目指します。



### (3) 計画の基本方針

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、本計画では、基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を掲げます。

#### 【基本方針】

基本方針1	健康づくり・介護予防の推進
基本方針2	生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現
基本方針3	安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実
基本方針4	高齢者を地域で支え合うための支援
基本方針5	介護保険サービスの充実

#### 基本方針1

### 健康づくり・介護予防の推進

高齢になってからも様々な活動に参加し、いきいきとした生活を送るためには、健康な状態の維持・増進が重要なことから、早い段階からの健康づくりの充実を図ります。

高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、自ら介護予防に取り組むことで、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは、遅らせることができるよう、様々な介護予防が必要です。

#### 基本方針2

### 生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現

高齢化が一層進むなか、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を活かして地域社会に積極的に参加し、自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることにつながる施策展開が必要です。

高齢者の多様な活動機会の提供などこれまでの取り組みを踏まえ更なる事業拡充が必要です。

## 安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実

### 基本方針3

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が地域で安心して生活するためには、日常生活支援サービスなど高齢者の多様なニーズに対応する細かなサービスが必要です。安全で安心して快適な生活を営むためには、防災・防犯活動などの地域安全体制の強化による高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止することや、快適な居住環境の整備、交通の利便性の向上などに取り組みます。

## 高齢者を地域で支え合うための支援

### 基本方針4

地域包括ケアシステム構築のため、地域全体で高齢者を支えていくことが求められることから、地域包括支援センターが中心となり、今後の地域社会において支援が必要な高齢者を支える体制づくりが必要です。

認知症対策として、認知症の方やその家族等に対する支援はもとより、初期段階での発見、進行予防への取組を地域で支援する体制構築を図ります。

また、高齢者の「尊厳ある暮らし」の実現を図るため、介護を行う家族への支援や虐待防止対策を推進します。

## 介護保険サービスの充実

### 基本方針5

高齢者が住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らすためには、介護サービスの充実を図る必要があります。

利用者が適切なサービスや事業者を選択、利用することができるように介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。

ケアの質の低下が生じないように、介護保険サービス及び障害福祉サービスが適切に提供されるための両制度の円滑な運営に努めます。

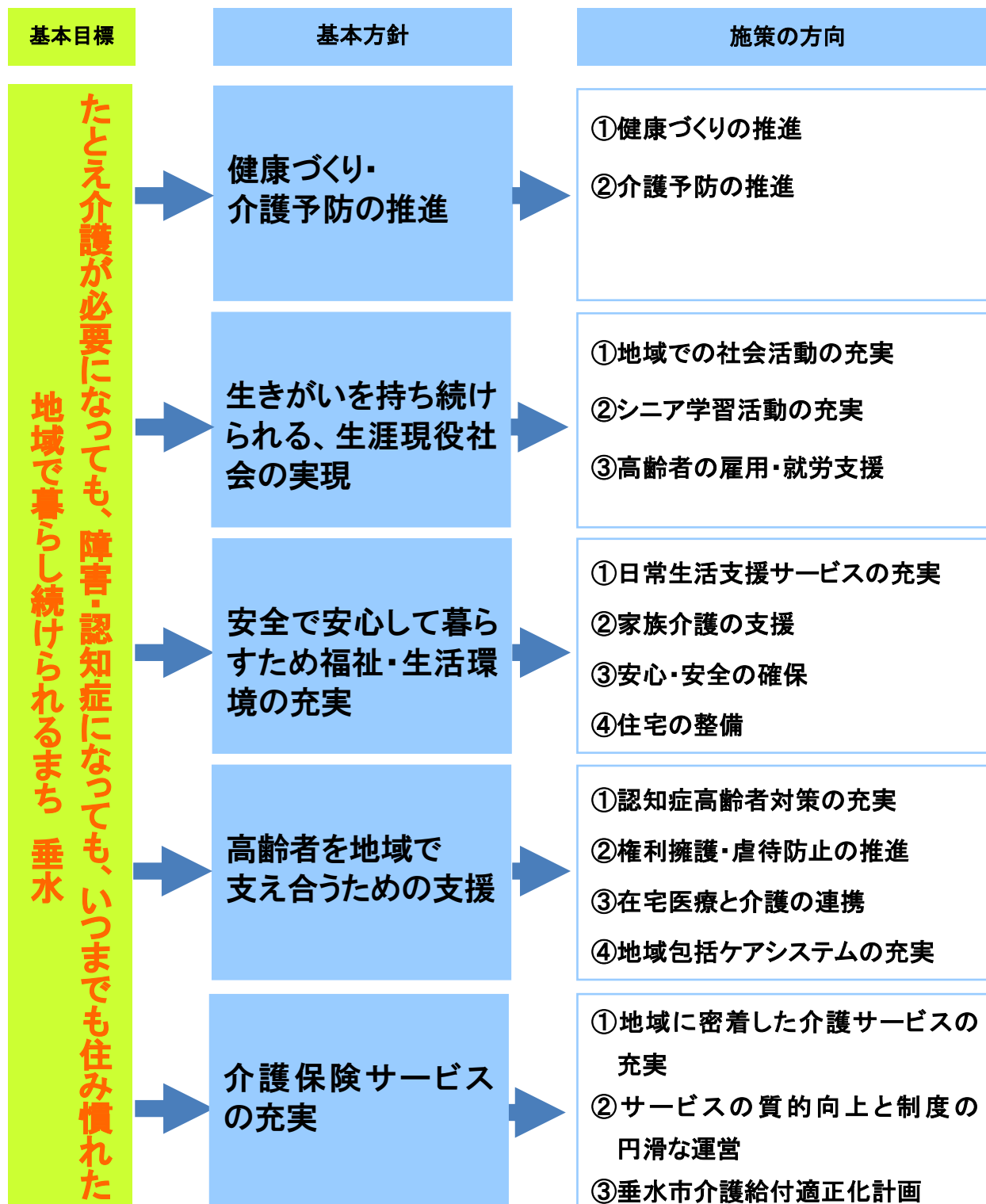
さらには、介護保険制度の持続可能な運営のため、介護給付適正化の取り組みの重要性はさらに高まることから、これまでの実施状況等を踏まえ、より効率的・効果的な取り組みを継続していきます。

(4) 施策体系

基本理念の実現に向けて、次の基本体系に基づく取組を進めていきます。

垂水市第7期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

[平成30～32年度]の施策体系



## **第2章 垂水市地域包括ケアシステム**

---

### **の概要**

## 第2章 垂水市地域包括ケアシステムの概要

### 1 垂水市の地域包括ケアシステムの考え方

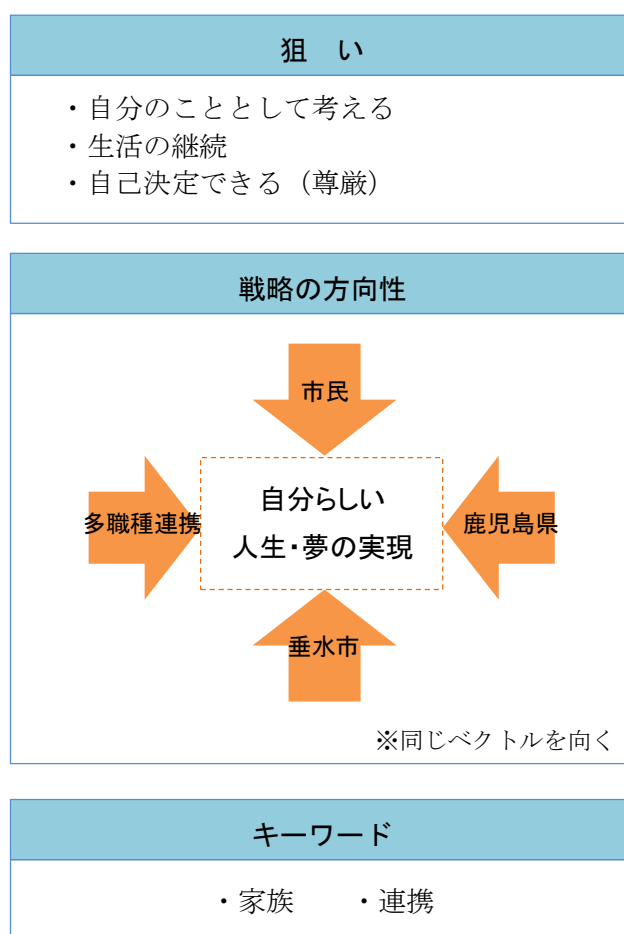
地域包括ケアシステムとは、高齢者等に関わる様々な人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者等の生活を支える仕組みです。

高齢者については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供が必要となりますが、それだけではなく、広範な施策分野と関連し『まちづくり』の視点を持って取り組まなければなりません。

地域包括ケアの提供にあたっては、当事者本人の自助を基本としつつ、地域のさまざまな主体が、それぞれの役割を担いながら、「自助・互助・共助・公助」の有機的な連携のもと、進めていく必要があります。

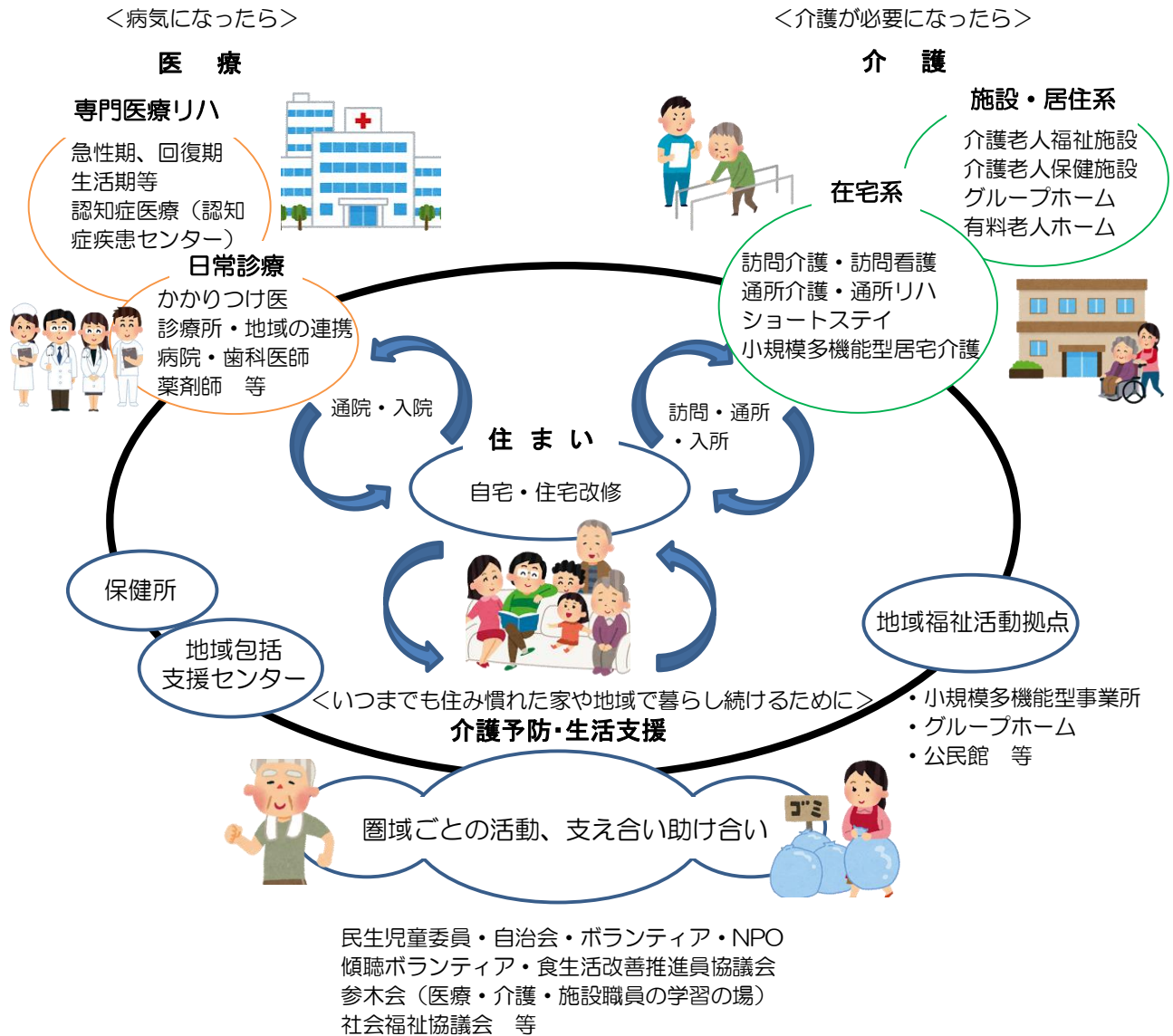
本市では、行政、関係機関、団体等だけでなく、市民一人ひとりが、高齢者を「支える側」であることを理解し、多様な地域資源の開発・活用を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

#### 垂水市の地域包括ケアシステムの戦略





## 垂水市の地域包括ケアシステムの考え方

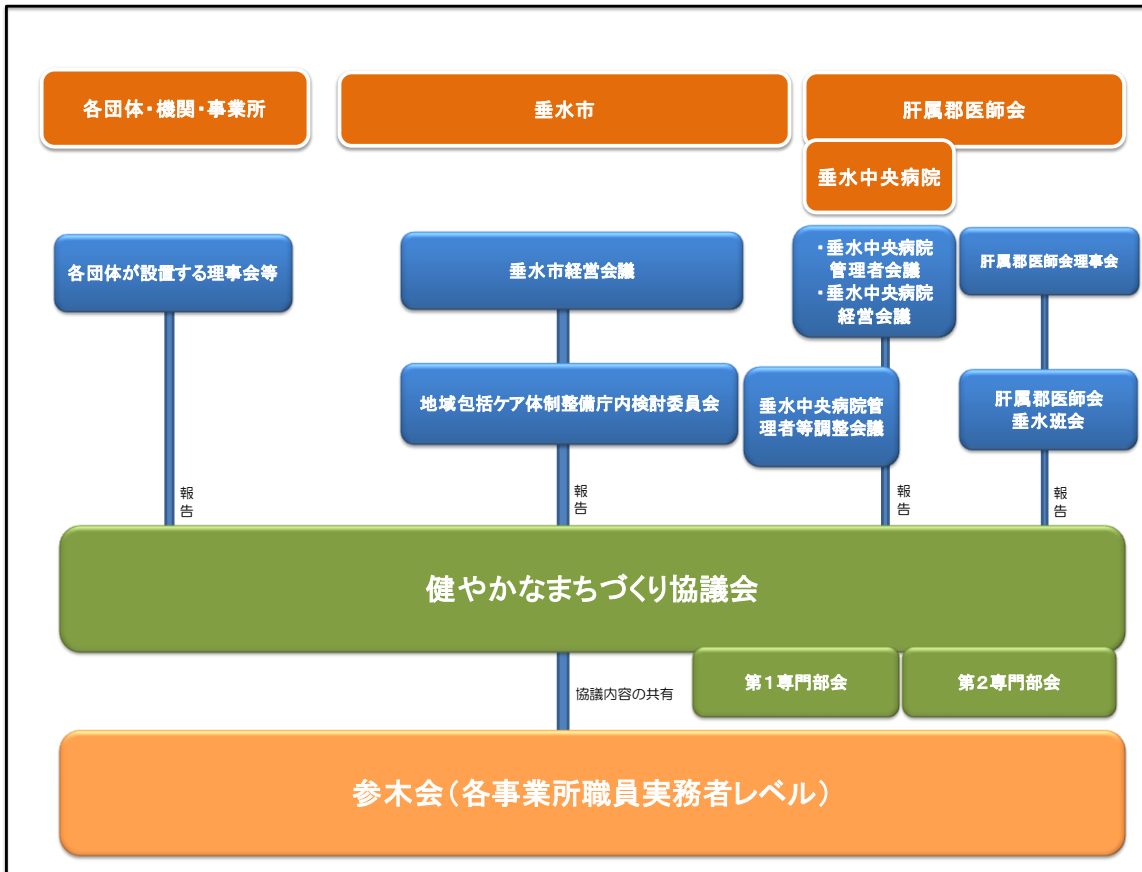


## 2 垂水市の地域包括ケアシステム推進に向けた取組

### (1) 垂水市地域包括ケアセンターの設置

平成 25 年度に設置された「健やかなまちづくり協議会」の中で本市の地域包括ケアシステムを推進するためには、拠点となる施設整備が必要との意見が出されました。

その後、平成 25 年度～平成 27 年度にかけて、有識者による「第一専門部会」が計 5 回開催され、具体的に議論を重ね、平成 28 年度に介護老人保健施設コスモス苑の一部改修という形で「垂水市地域包括ケアセンター」が平成 29 年 4 月から運営を開始しました。



会議の名称	会議の種類	会議の目的	会議のメンバー
垂水市健やかなまちづくり協議会	市要綱に設置根拠を置く私的諮問機関 必要に応じて条例制定を経て附属機関とする	本市の地域包括ケアシステム構築のためのマスタープランをとりまとめるとともに、具体策について協議する。	垂水市健やかなまちづくり協議会設置要綱に基づく
		【第1専門部会】 地域包括ケアセンター設立のためのソフト・ハード両面についての意見をまとめ、市に報告する。 【第2専門部会】 本市の医療・介護等に関する課題と今後の方針についての意見をまとめ、市に報告する。	医療・介護・福祉に関する各機関の実務担当者 10人程で構成 医療・介護・福祉に関する各機関の実務担当者 10人程で構成

会議の名称	会議の種類	会議の目的	会議のメンバー
地域包括ケア体制整備 庁内検討委員会	市要綱に設置根拠を置く私的諮問機関	次に掲げる事項を調査検討する。 ①医療、保健、介護及び福祉に関する公費負担の適正化を見据えた総合的な施策 ②その他地域包括ケア体制の整備に関すること。	副市長 総務課長 企画課長 財政課長 市民課長 保健福祉課長 水産商工観光課長 土木課長 社会教育課長
垂水中央病院管理者等調整会議	市訓令に設置根拠を置く私的諮問機関	情報交換や業務の調整を行い、垂水中央病院を円滑に運営するため	垂水市(市長、副市長、総務課長、財政課長、市民課長、保健福祉課長) 肝属郡医師会(会長、副会長、理事3名、垂水中央病院長)
参木会 (地域包括ケア体制整備検討会)	市の呼びかけによる自由参加の会	①地域での生活を困難にしている課題を協議・整理し、今後の市の施策づくりの参考とする。 ②定例的な参加により、地域包括ケア体制整備に向けて自身の機関で何が出来るかの意識づけを促すとともに、関係機関相互の連携を促す。	垂水市、垂水市地域包括支援センター、市内医療・介護関係全事業所職員、大隅地域振興局職員

健やかなまちづくり協議会 第1専門部会報告書 ※抜粋

市民の多様なニーズや困難な事案が増えてきていることから、多職種チームでの対応が必要となってきたが、普段の事業活動を別々の場所で行っている以上、現状の活動を続けても多職種が日常的に連携する状態まで高めることは困難である。そこで、現在の医療・介護・保健・福祉に関連する各々の機関から『地域で活動する機能や職種』を切り分け、同じ場所で事業活動を行うことによって、個人や地域の課題に多職種で素早く対応することを可能としたい。また、地域共通の課題を多職種間で共有し、次の施策や事業活動に反映させることが求められる。

①垂水市地域包括ケアセンターの位置

垂水市地域包括ケアセンターは、垂水市錦江町1番地140に位置し、垂水中央病院と同じ敷地内に立地していた介護老人保健施設コスモス苑のホールを改修し、整備しました。



出典（ゼンリン地図）

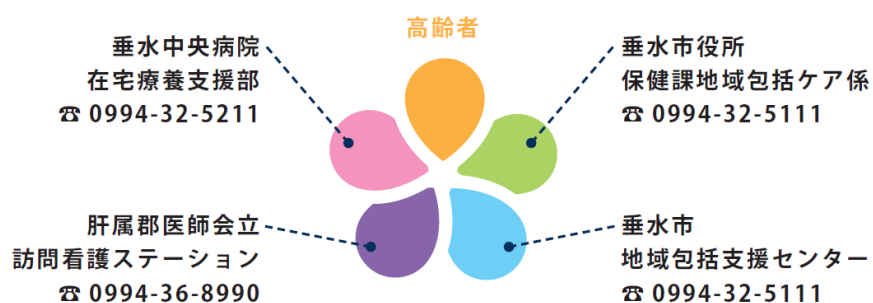
垂水市介護老人保健施設コスモス苑の一部を改修・整備



垂水市地域包括支援センター 外観

## ②垂水市地域包括ケアセンターを構成する機関

垂水市地域包括ケアセンターは、以下の4つの機関で構成されています。これらの機関を中核として何らかの支援が必要な高齢者を支えてまいります。



## ③各機関の連携体制

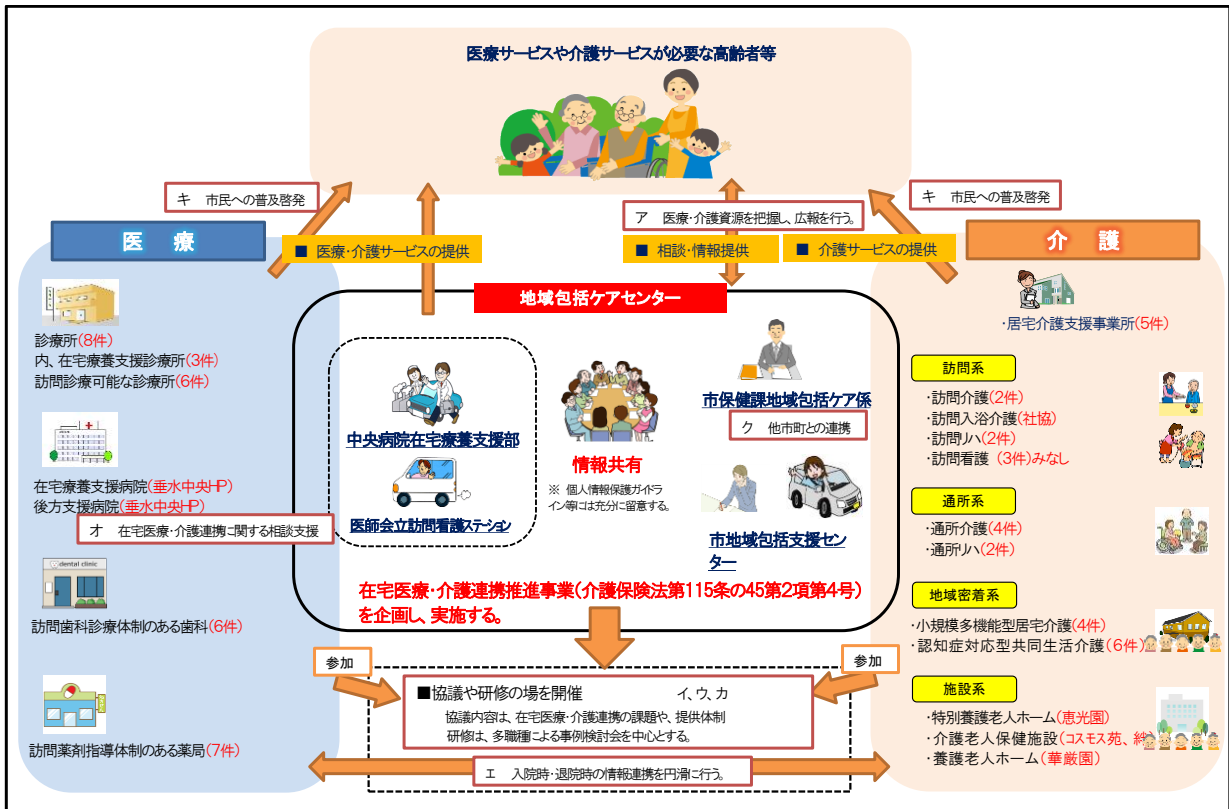
垂水市地域包括ケアセンター内の4つの機関は、それぞれの機関の役割を持って地域で暮らす方への支援を行います。合同事例検討会の開催や、来客・電話への対応などを通じて、連携体制を強化してまいります。

### 3 2025年（平成37年）の垂水市の姿

これまで、垂水市は地域包括ケアシステム構築に向けて様々なソフト事業を中心として行ってきましたが、高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築のため、地域包括ケアセンターの整備及び各地域拠点の整備を目指し、地域包括ケアセンターを核とした地域包括ケアシステムの構築に向け、医療、福祉、地域との連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めます。

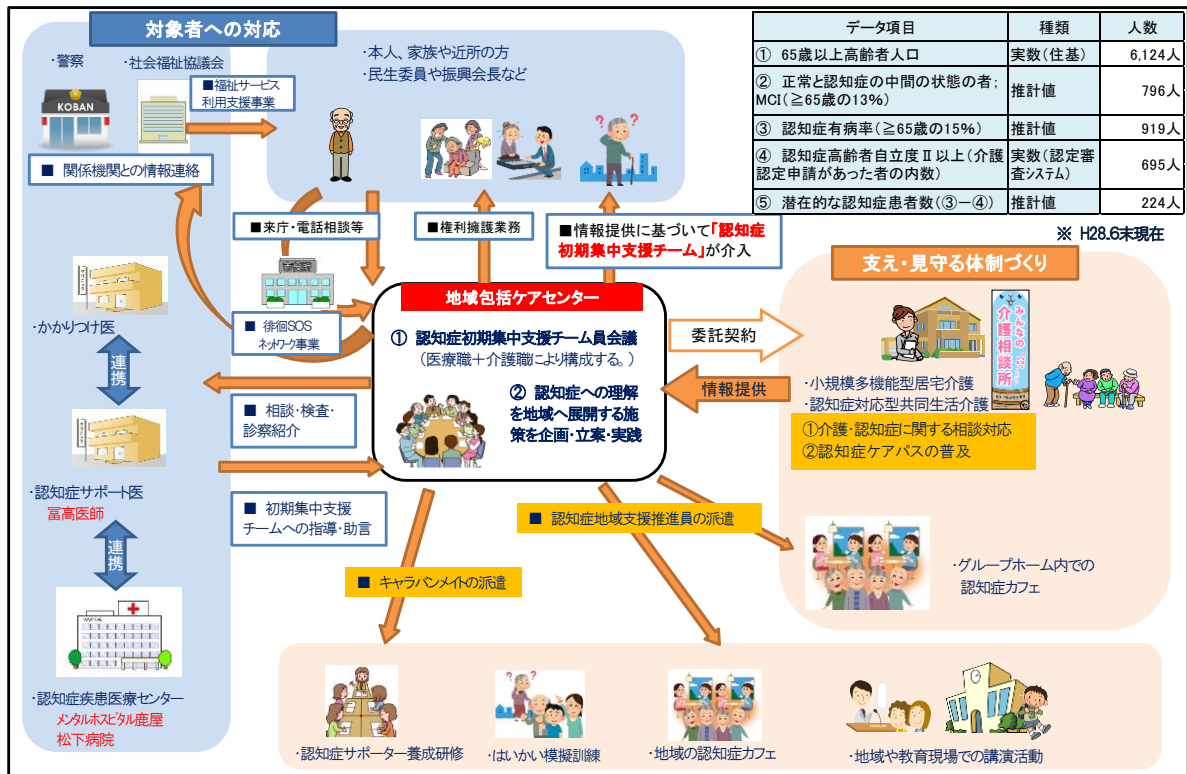
#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

図中左端の医療関係機関、右端の介護関係機関が情報を共有しながら、本人に対してより適切なケアが提供されるような働きかけを行います。地域包括ケアセンターは、その調整役を担います。



## (2) 認知症施策の推進

日本では、65歳以上の約15%の人に何らかの認知症状があるといわれていますが、地域での認知症施策は、イメージ図②のとおり認知症患者本人への対応と認知症患者を支える人たちへ支援という両面の対応を行います。地域包括ケアセンター内の「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」を中心に認知症施策を推進します。



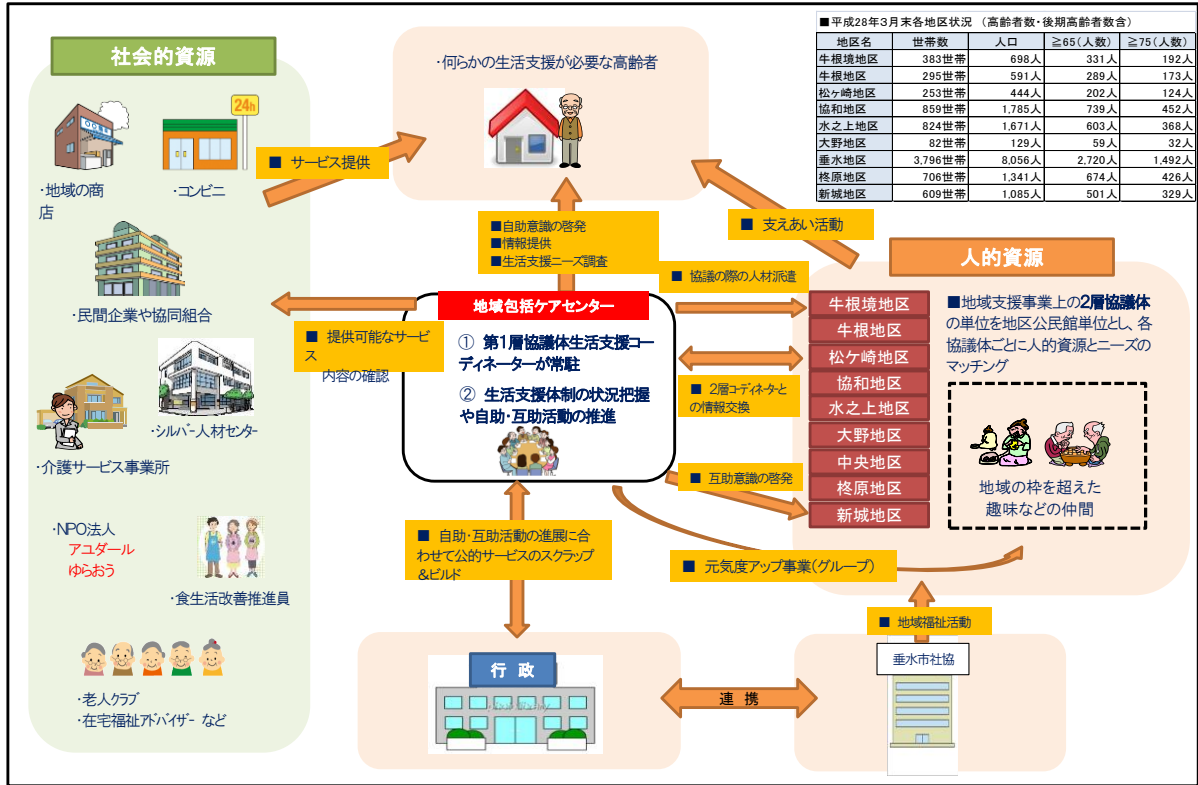
認知症初期集中支援チーム員会議 風景



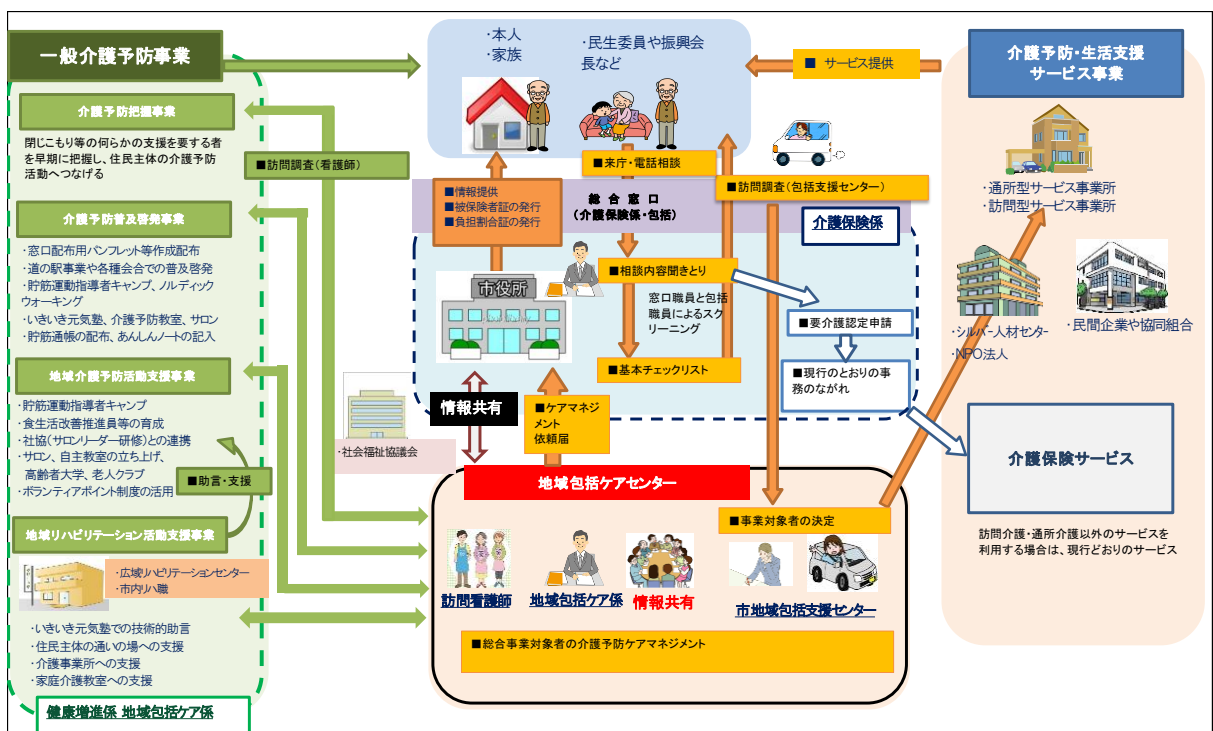
認知症サポーター養成講座 風景

### (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

高齢者が地域で暮らし続けるには、日常生活のちょっとした困りごとが解決されなければなりません。公的なサービスには限りがあるので、地域の商店などの『社会資源』、地域の人たち同士が助け合う『人的資源』の2つが活躍できるようなお手伝いをしていきます。



また、高齢者自身ができるだけ介護を必要としない、又は介護が必要になっても今の状態を維持するように地域包括ケアセンターを中心に様々な事業を推進しています。

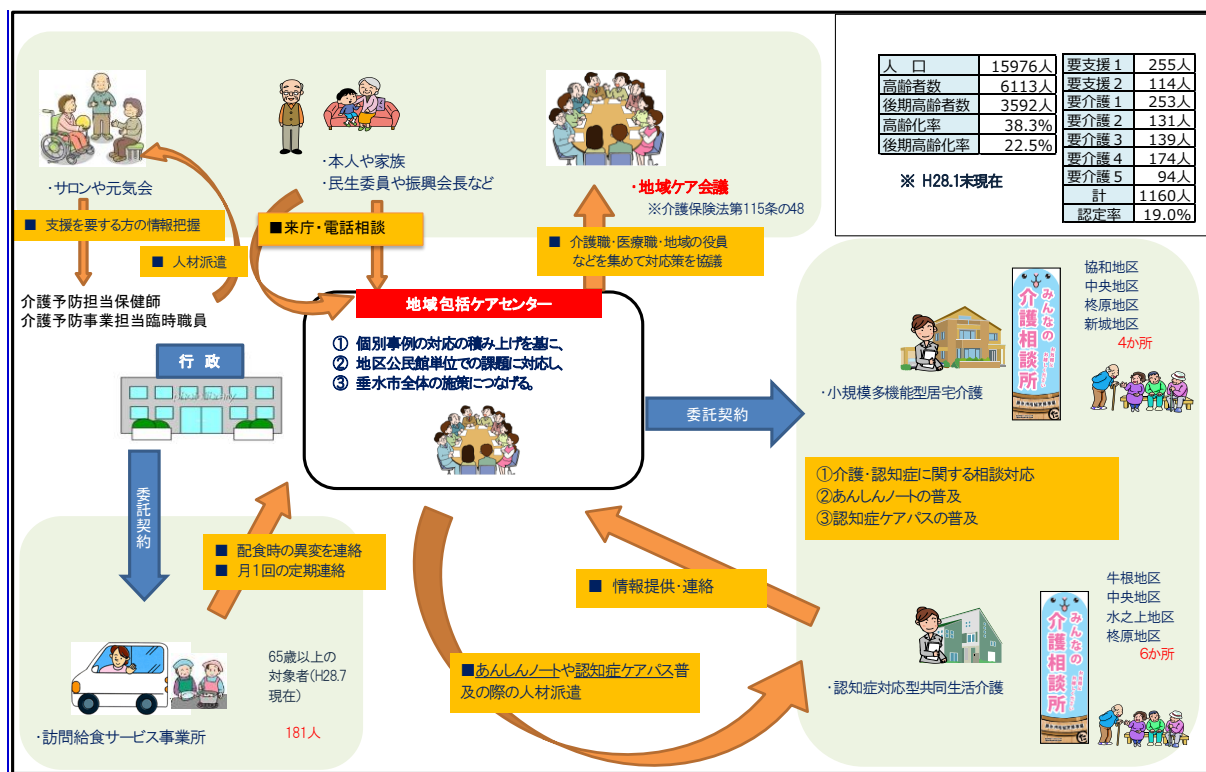




介護予防教室（いきいき元気塾） 風景

#### （４）相談への対応・地域ケア会議の推進

地域の集まりの場や、本人・家族、地域の方々からの相談、そして市役所や市が委託している訪問給食、市内に10箇所ある「みんなの介護相談所」等からの「高齢者に関する情報」を地域包括ケアセンターに集約し、それらの情報を基に協議を行い、課題解決を目指していきます。





## (5) 人材育成・人材確保に向けた取組

『医療・介護の分野で働く人材の確保』について、本市は、県内でも人口の多い3つの自治体（鹿児島市・霧島市・鹿屋市）に囲まれており若者が市外に流出しやすい自治体です。

中長期的に見ても、今後大都市圏で75歳以上の数が急増することから医療・介護に従事する若者はどんどん大都市圏に流れていく傾向にあると思われます。

そのような中であって、垂水市地域包括ケアセンターでは積極的に研修者を受け入れて、人材育成を活発化し、『垂水の事業所で働いてみよう』と提供いただける方を1人でも多く確保できるように、人材育成事業を通じた人材確保対策を継続していきます。



## **第3章 地域包括ケアシステムに向けた本市の現状・課題及び目標設定**

---

## 第3章 地域包括ケアシステムに向けた本市の現状・課題及び目標設定

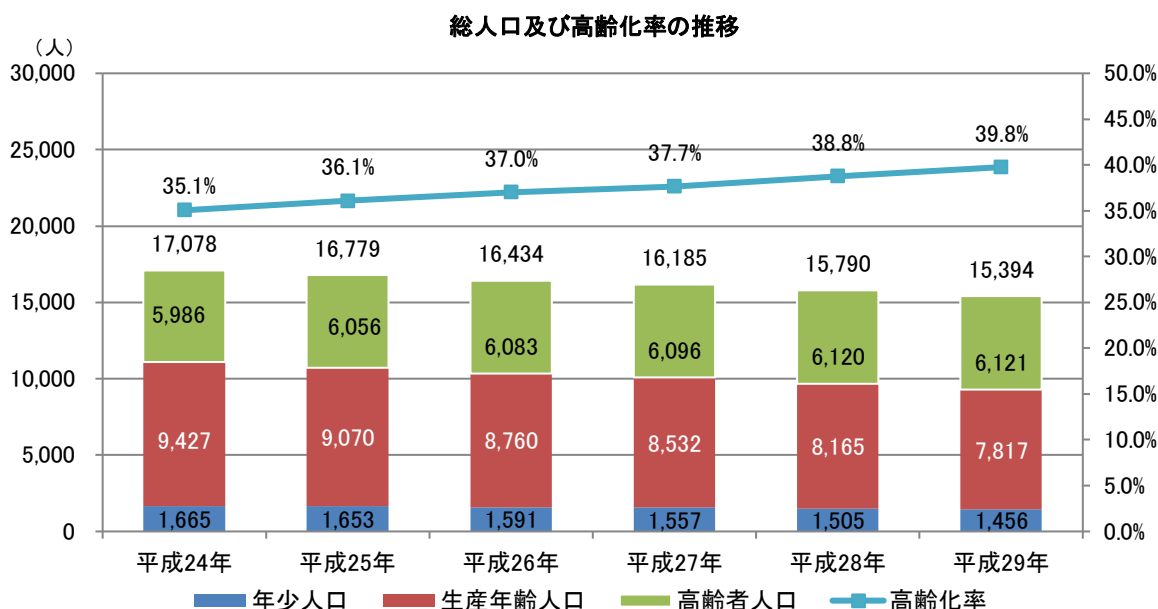
### 1 本市の高齢者の状況

#### (1) 高齢者の状況

##### ①人口の推移

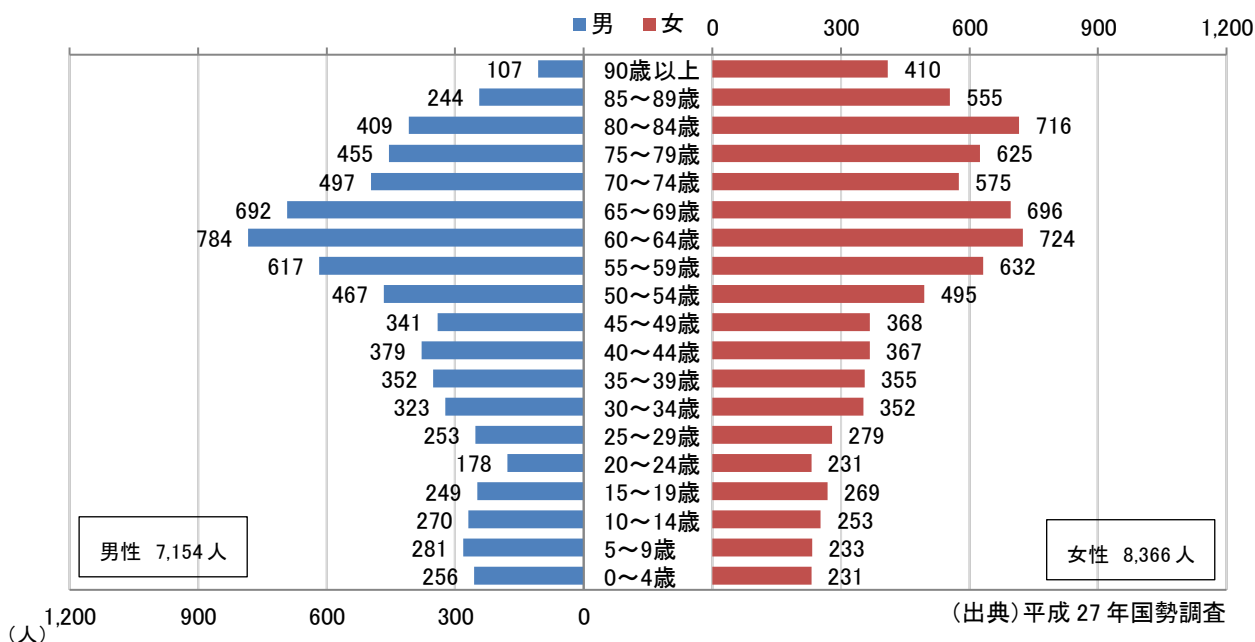
本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成29年には15,394人となっています。人口構成別でみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあります。

平成29年の高齢化率は39.8%となっており、平成24年から4.7ポイント増加しています。



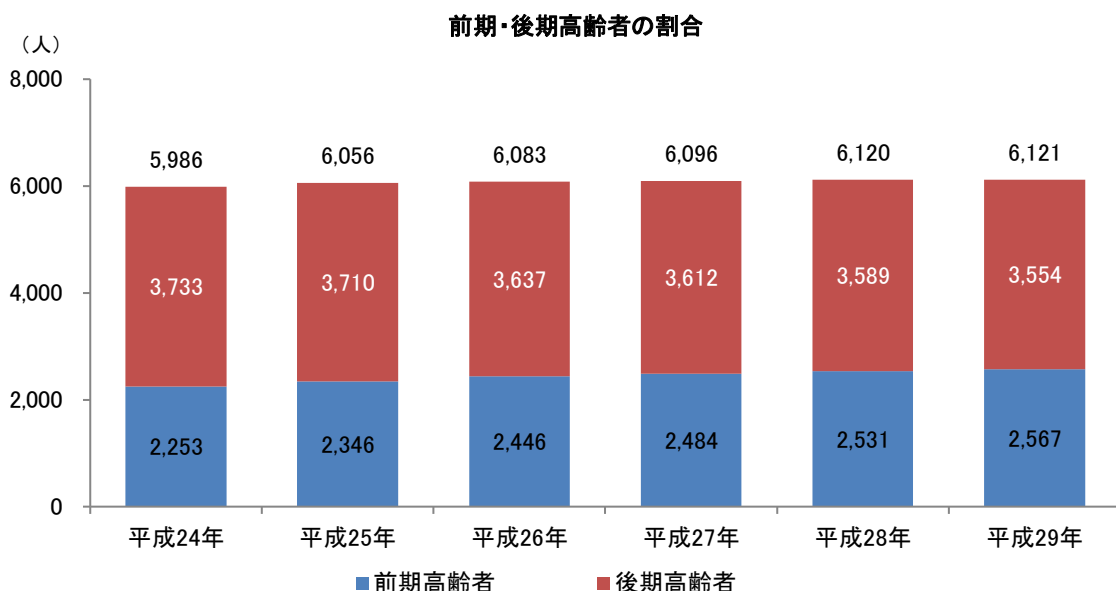
(出典)住民基本台帳

#### 2015年 人口ピラミッド



## ②前期・後期高齢者数の推移

平成 29 年の高齢者人口は 6,121 人で、前期高齢者（65～74 歳）は増加傾向、後期高齢者（75 歳以上）は減少傾向にあります。



## (2) 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯数は、平成 27 年には 3,932 世帯で、平成 12 年から減少傾向にあります。一般世帯数に対する割合は 56.4%となっています。

また、高齢者のいる世帯のうち、35.8%が高齢者単身世帯となっています。

(単位：世帯)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数		7,892	7,659	7,455	6,970
高齢者のいる世帯数		4,141	4,086	4,021	3,932
(65 歳以上)	構成比	52.5%	53.3%	53.9%	56.4%
	高齢者単身世帯数	1,310	1,337	1,420	1,407
	構成比	31.6%	32.7%	35.3%	35.8%
	高齢者夫婦世帯数	1,319	1,281	1,202	1,197
	構成比	31.9%	31.4%	29.9%	30.4%
	高齢者同居世帯数	1,512	1,468	1,399	1,328
構成比	36.5%	35.9%	34.8%	33.8%	

※高齢者夫婦世帯とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦一組の一般世帯

(出典)国勢調査

### (3) 高齢者の就業状況

平成 27 年国勢調査結果における高齢者の就業者数は、前期高齢者は 874 人、後期高齢者は 310 人で、平成 17 年と比較すると、前期高齢者、後期高齢者共に増加しています。

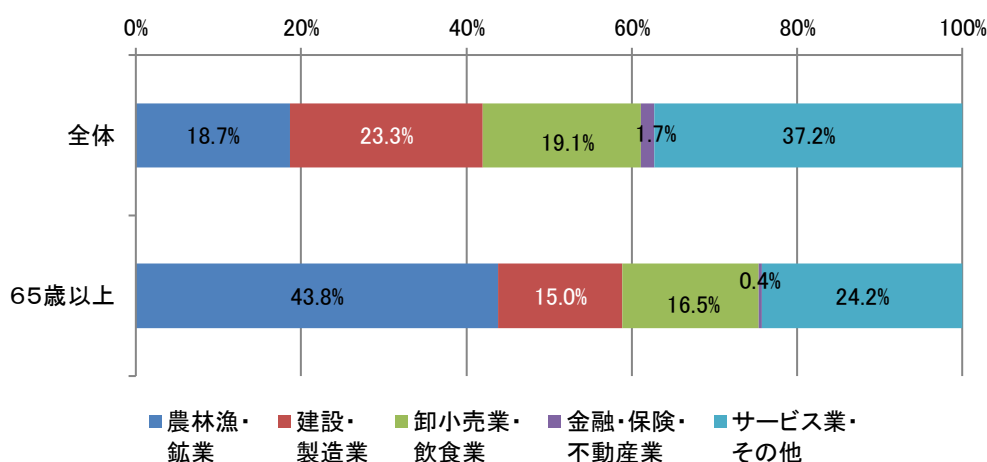
総就業者に占める高齢者の割合、高齢者人口に占める就業者の割合共に増加傾向にあります。

業種別内訳をみると、就業者全体では約 4 割をサービス業が占めているのに対して、高齢者は約 5 割が農林漁・鉱業、約 2 割がサービス業となっています。

	総就業者数 (A)	65 歳以上人口 (B)	65 歳以上の就業者数		就業者に占める高齢者の割合 (C/A)	高齢者人口に占める就業者の割合 (C/B)	
			(C)	65~74 歳			75 歳以上
平成 17 年	8,323	6,294	1,080	788	292	13.0%	17.2%
平成 22 年	7,685	6,041	1,068	708	360	13.9%	17.7%
平成 27 年	7,040	5,981	1,184	874	310	16.8%	19.8%

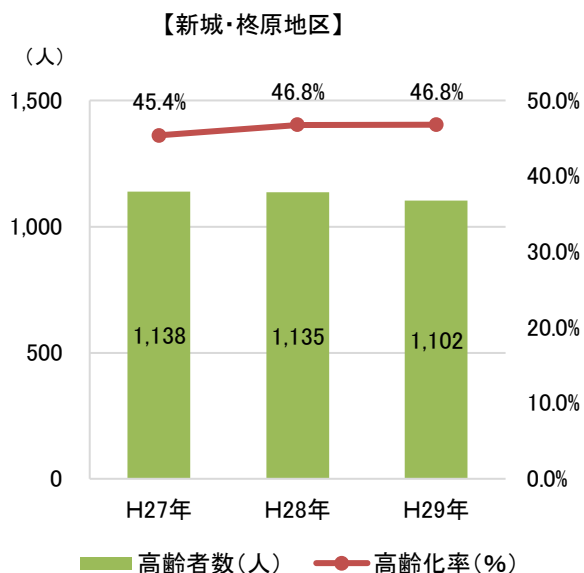
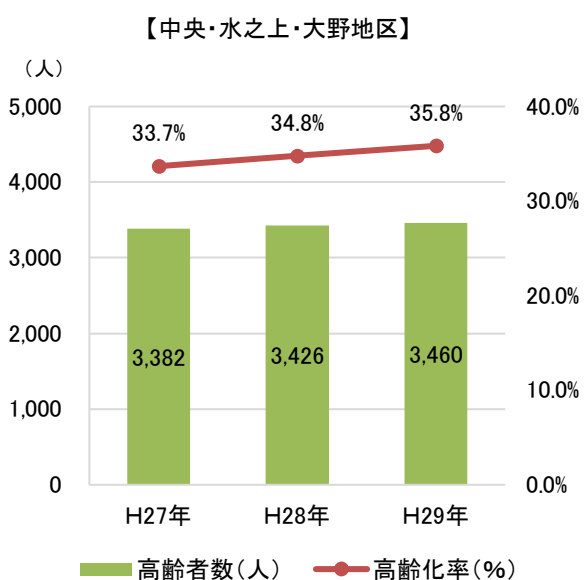
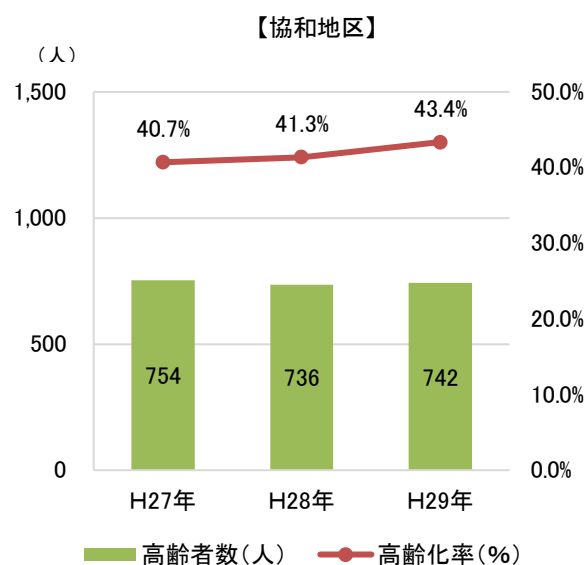
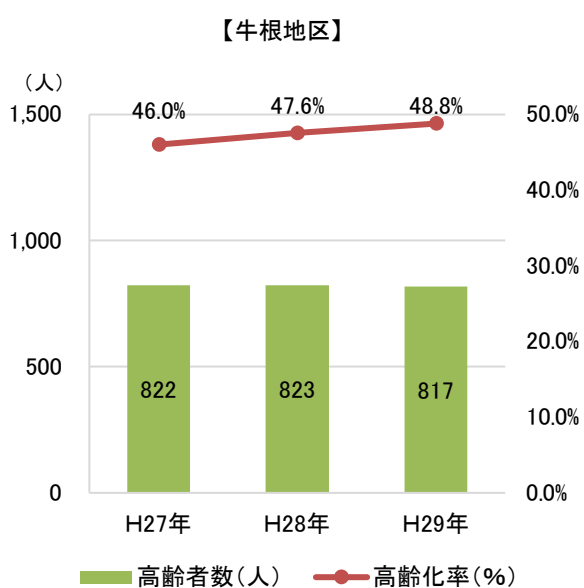
(出典) 国勢調査

区分	就業人口 総数 (人)	業種別内訳				
		農林漁・ 鉱業	建設・ 製造業	卸小売業・ 飲食業	金融・保険・ 不動産業	サービス業・ その他
総数	7,040	1,314	1,640	1,347	118	2,621
男	3,774	905	1,001	703	48	1,117
女	3,266	409	639	644	70	1,504



(出典) 国勢調査(H27年)

(4) 各圏域における高齢化の状況



	H27年			H28年			H29年		
	地区人口	65歳以上	高齢化率	地区人口	65歳以上	高齢化率	地区人口	65歳以上	高齢化率
牛根地区	1,786	822	46.0%	1,730	823	47.6%	1,674	817	48.8%
協和地区	1,853	754	40.7%	1,780	736	41.3%	1,711	742	43.4%
中央・水之上・大野地区	10,039	3,382	33.7%	9,853	3,426	34.8%	9,654	3,460	35.8%
新城・柁原地区	2,507	1,138	45.4%	2,427	1,135	46.8%	2,355	1,102	46.8%
合計	16,185	6,096	37.7%	15,790	6,120	38.8%	15,394	6,121	39.8%

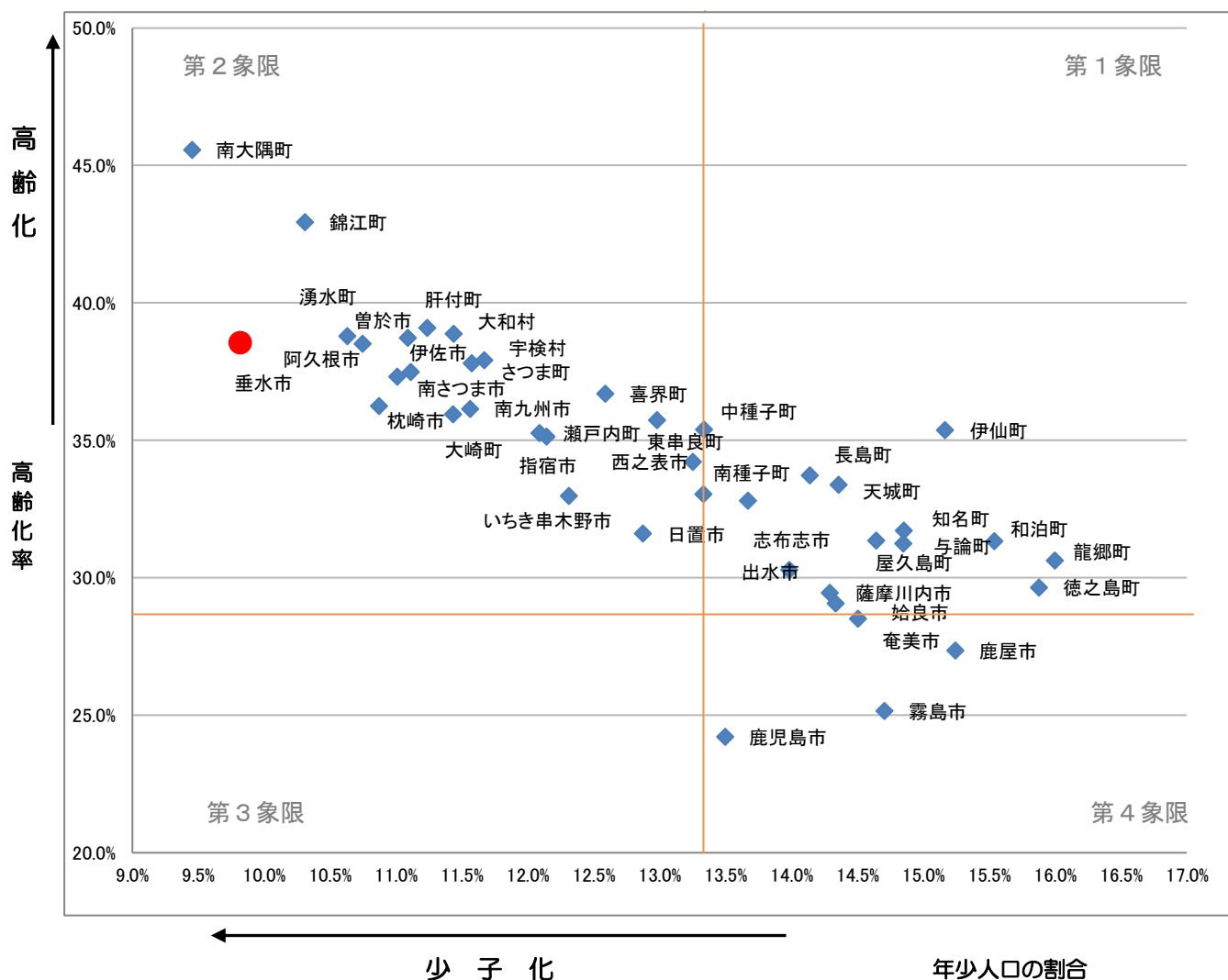
(出典)住民基本台帳

### (5) 他市町村との少子高齢化状況の比較

県内すべての自治体の ①人口、②年少人口、③65歳以上人口のデータをもとに、各自治体の④年少人口の割合及び⑤高齢化率を算出しました。

県平均値で4つの象限に分けると、年少人口の割合が低いと少子化傾向に、高齢化率が高いと高齢化傾向にあることから、第2象限に当たるエリアに位置する自治体は少子高齢化がより進んだ地域であると考えられます。

本市は年少人口の割合が県平均値より高く、高齢化率も県平均値より高い位置にあることから少子高齢化が分かります。

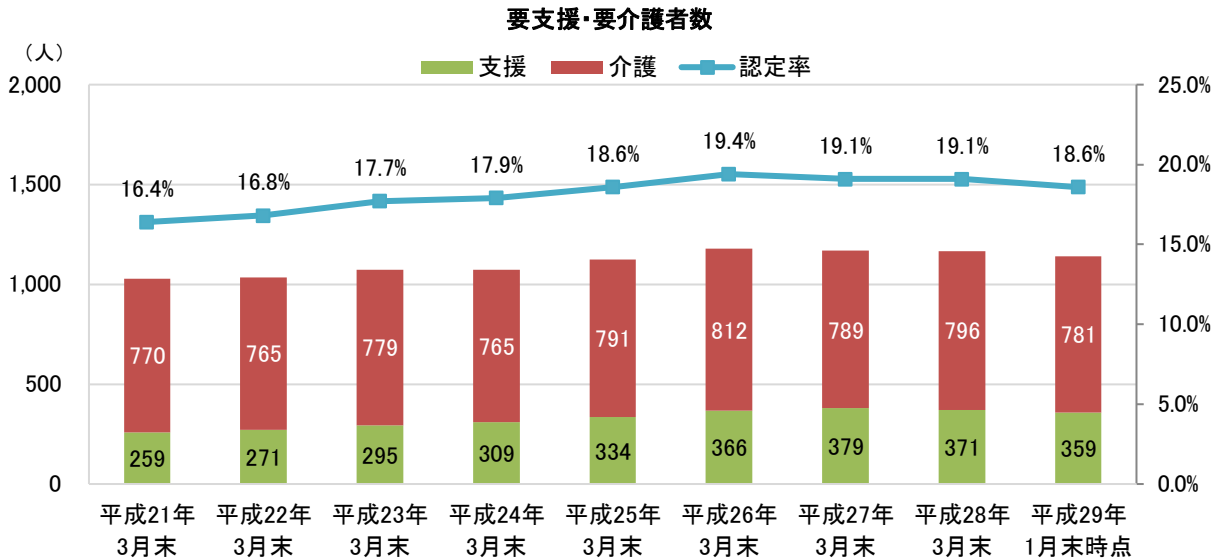




## 2 本市の介護保険の利用状況等

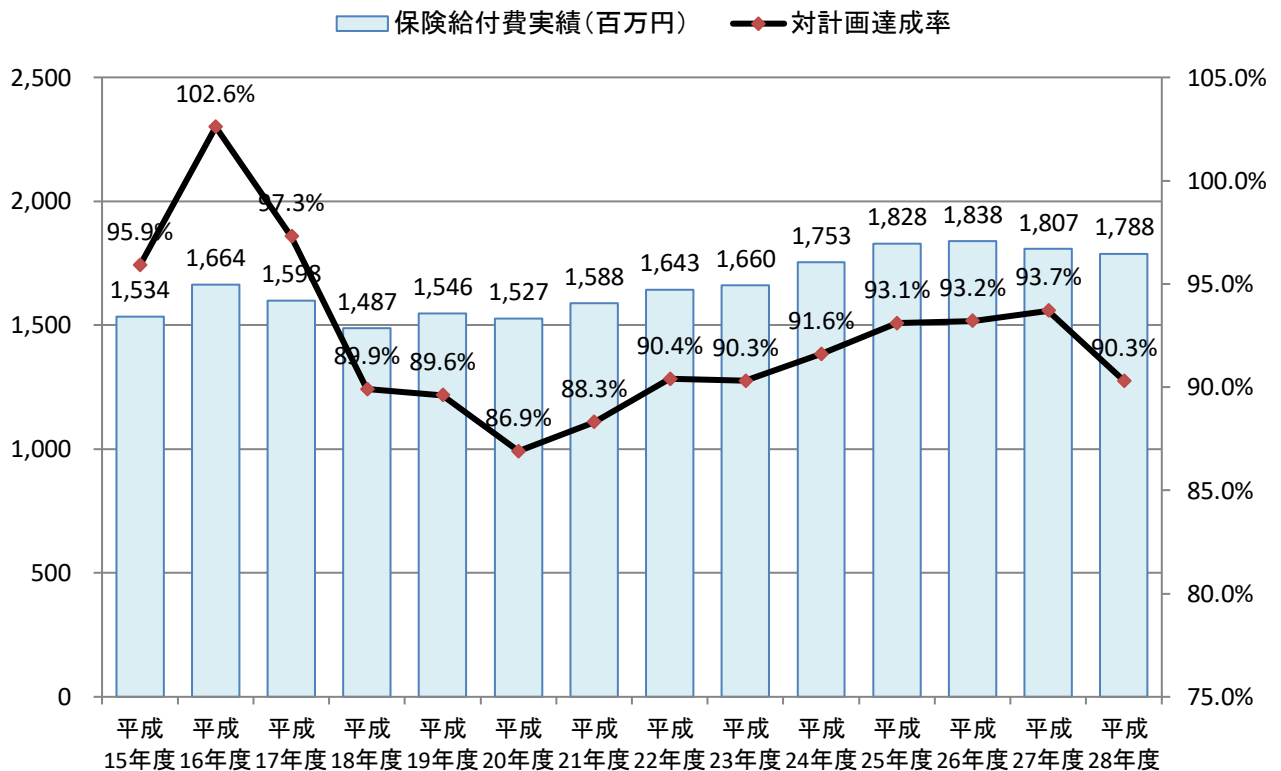
### (1) 要介護認定者数及び認定率の推移

本市における要介護認定者数は年々微増しており、平成21年3月末に比べ平成29年1月末時点では111人増の1,140人となっています。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

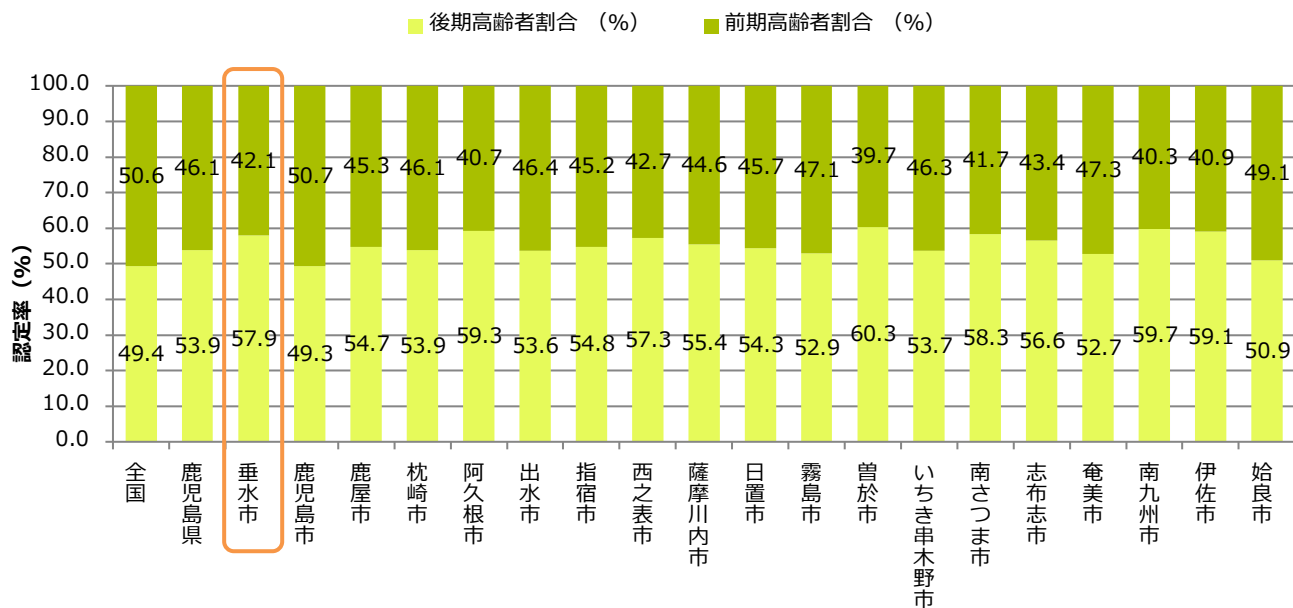
### (2) 給付費の推移



(出典) 垂水市介護給付実績

(3) 他市町村との比較（町村は除く）

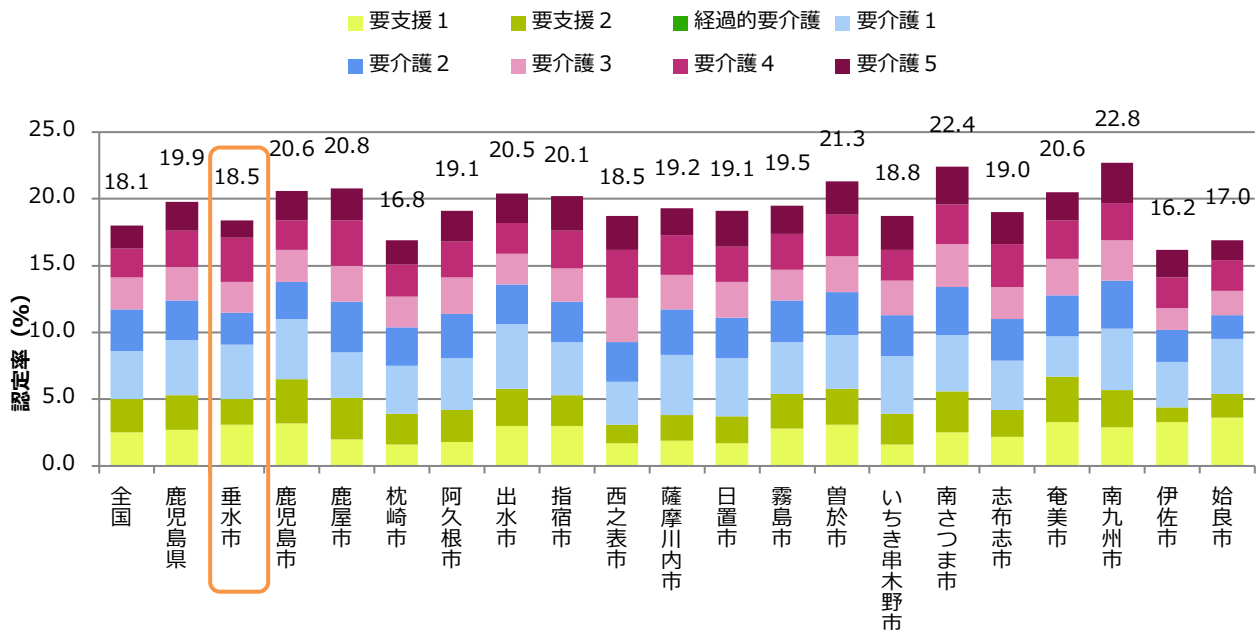
前期・後期高齢者割合（平成29年(2017年)）



(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

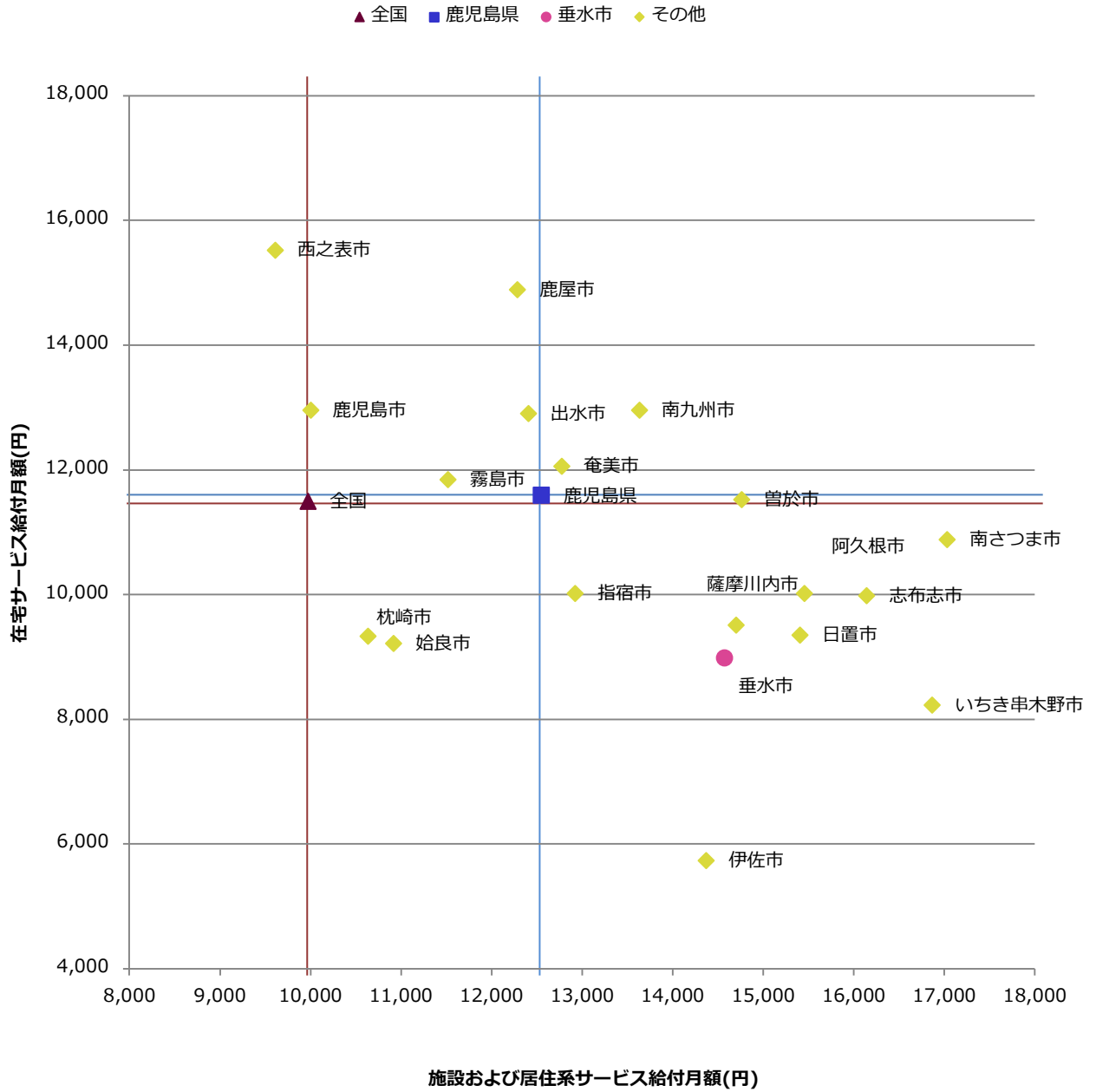
認定率（要介護度別）（平成29年(2017年)）



(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（平成29年(2017年)）



(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

### 3 高齢者アンケート調査結果

#### (1) 調査の概要

##### ①調査目的

平成 30 年度から平成 32 年度までの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたり、既存データでは高齢者等の実態や意識・意向を調査・分析するための基礎資料とすることを目的に実態調査を実施しました。

##### ②調査の種類

一般高齢者調査、若年者調査、在宅要介護者調査の 3 種類

##### ③調査の実施期間

調査期間 平成 29 年 1 月～平成 29 年 2 月

##### ④調査対象及び調査方法

調査の種類	一般高齢者調査	若年調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	65 歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上 65 歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	40 歳以上の者うち、要介護認定を受けている者(在宅)
対象者の抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	民生委員等による聞き取り調査	民生委員等による聞き取り調査	民生委員等による聞き取り調査

##### ⑤調査数及び回収率

調査の種類	一般高齢者調査	若年調査	在宅要介護(要支援)者調査
配布数	500 件	500 件	500 件
回収数	487 件	489 件	495 件
回収率	97.4%	97.8%	99.0%

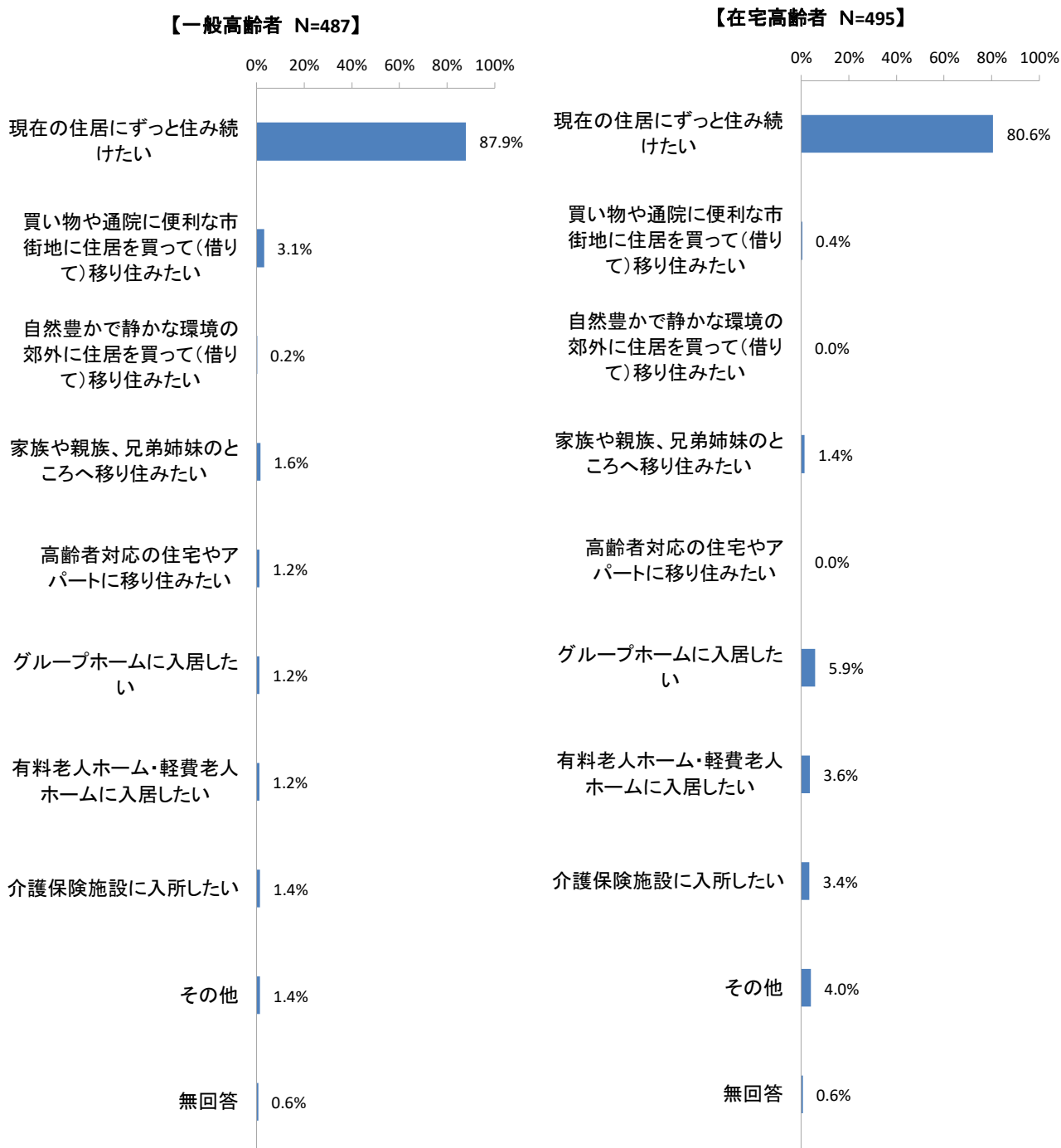
##### ⑥報告書利用上の注意

- ・単一回答における構成比(%)は、百分比の小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計は 100%と一致しない場合がある。
- ・構成比(%)は、回答人数を分母として算出している。

## (2) 個別調査結果

### ① 住み慣れた地域での居住意向

一般高齢者・在宅要介護者ともに8割以上が「現在の住居に住み続けたい」とし、住み慣れた地域における生活を望んでいます。



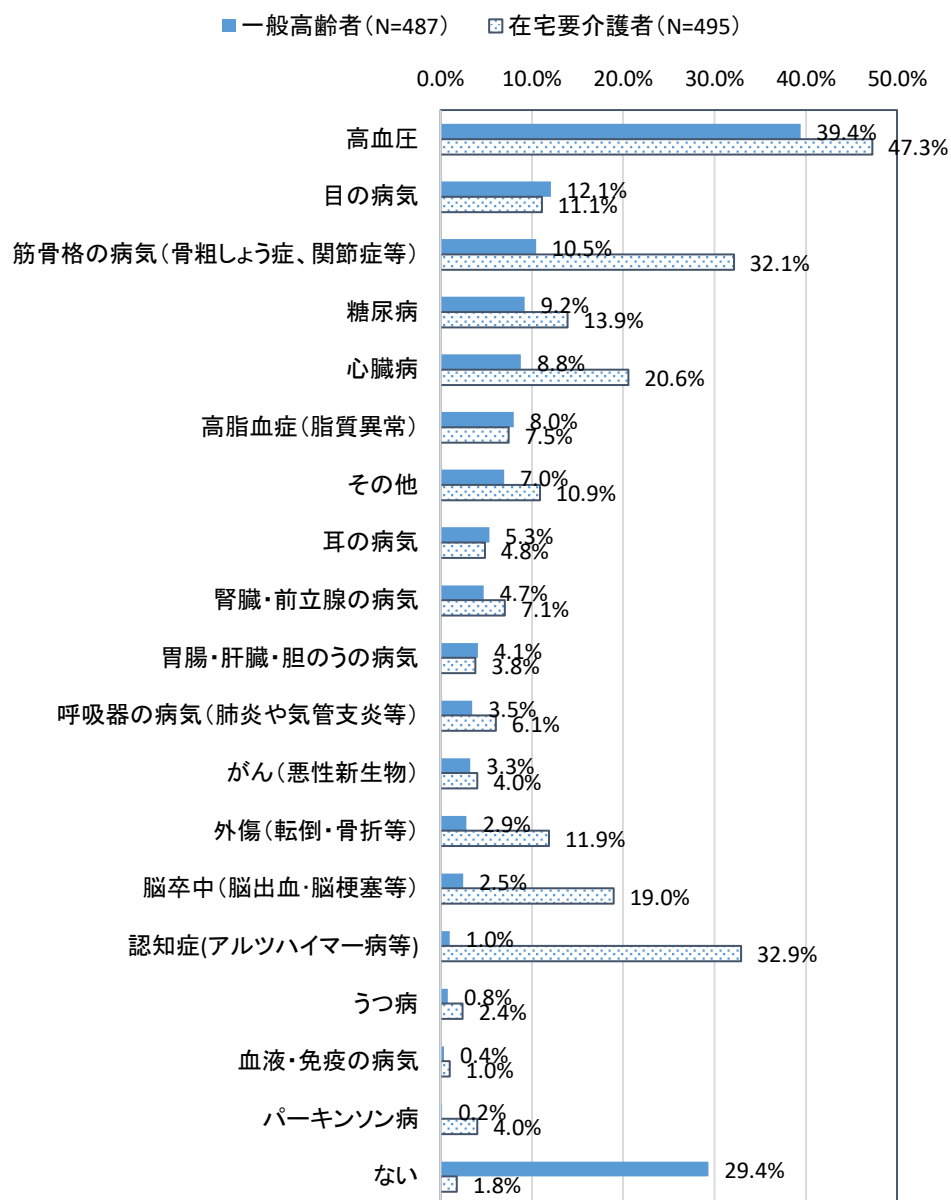
## ②健康状況（疾病状況）について

現在治療中、または後遺症のある病気については、一般高齢者・在宅要介護者ともに「高血圧」が最も多く、一般高齢者は約4割、在宅要介護者は約5割となっています。

一方、一般高齢者と在宅要介護者との比較で、約10ポイントの差異がある病気については、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」「心臓病」「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」「認知症（アルツハイマー病）」となっています。

危険要因について、情報の把握やヘルスアセスメントに基づき、生活習慣病や認知症などの予防や疾病の早期発見に努めるとともに、自らの健康に関心が持てるよう、壮年世代から健康増進に取り組むよう意識の向上を図る必要があります。

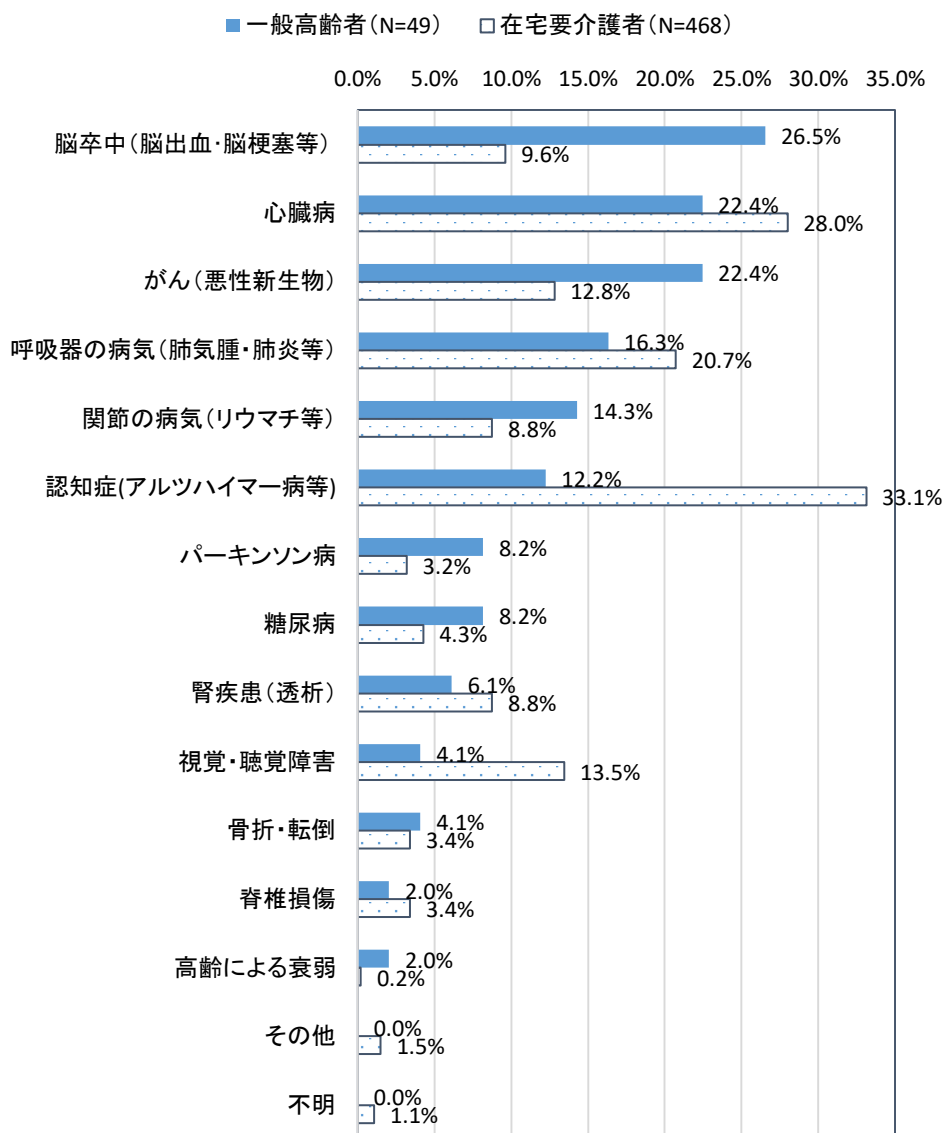
健康状態



### ③介護等が必要になった主な原因

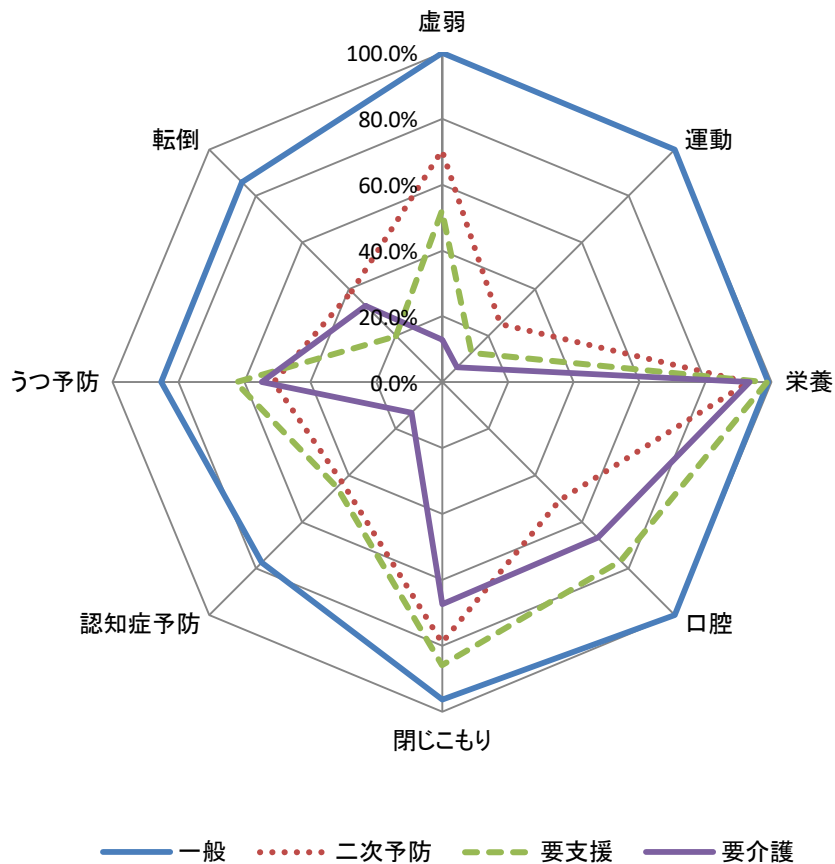
介護等が必要になった主な原因については、一般高齢者は「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」とする割合が最も高く、次いで「心臓病」「がん（悪性新生物）」の順に高くなっています。一方、在宅要介護者は「認知症（アルツハイマー病等）」とする割合が最も高く、次いで「心臓病」「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」の順に高くなっています。

介護等が必要になった理由



#### ④生活機能について

一般高齢者実態調査結果及び在宅要介護者実態調査結果において、状態別（一般高齢者・二次予防対象者・要支援者・要介護者）における生活機能の「非該当者」の割合をみると、各項目で「一般」が高く、「要介護」の「虚弱」「認知症予防」の割合は他に比べると低くなっています。



※運 動：運動器の機能向上  
 栄 養：栄養改善  
 口 腔：口腔機能の向上  
 閉じこもり：閉じこもり予防・支援  
 認知症予防：認知症機能低下予防・支援  
 う つ 病：うつ予防・支援  
 転 倒：転倒リスク  
 虚 弱：虚弱改善

※一 般：一般高齢者調査にて、  
 二次予防事業の非対象となった者  
 二次予防：一般高齢者調査にて、  
 二次予防事業の対象となった者



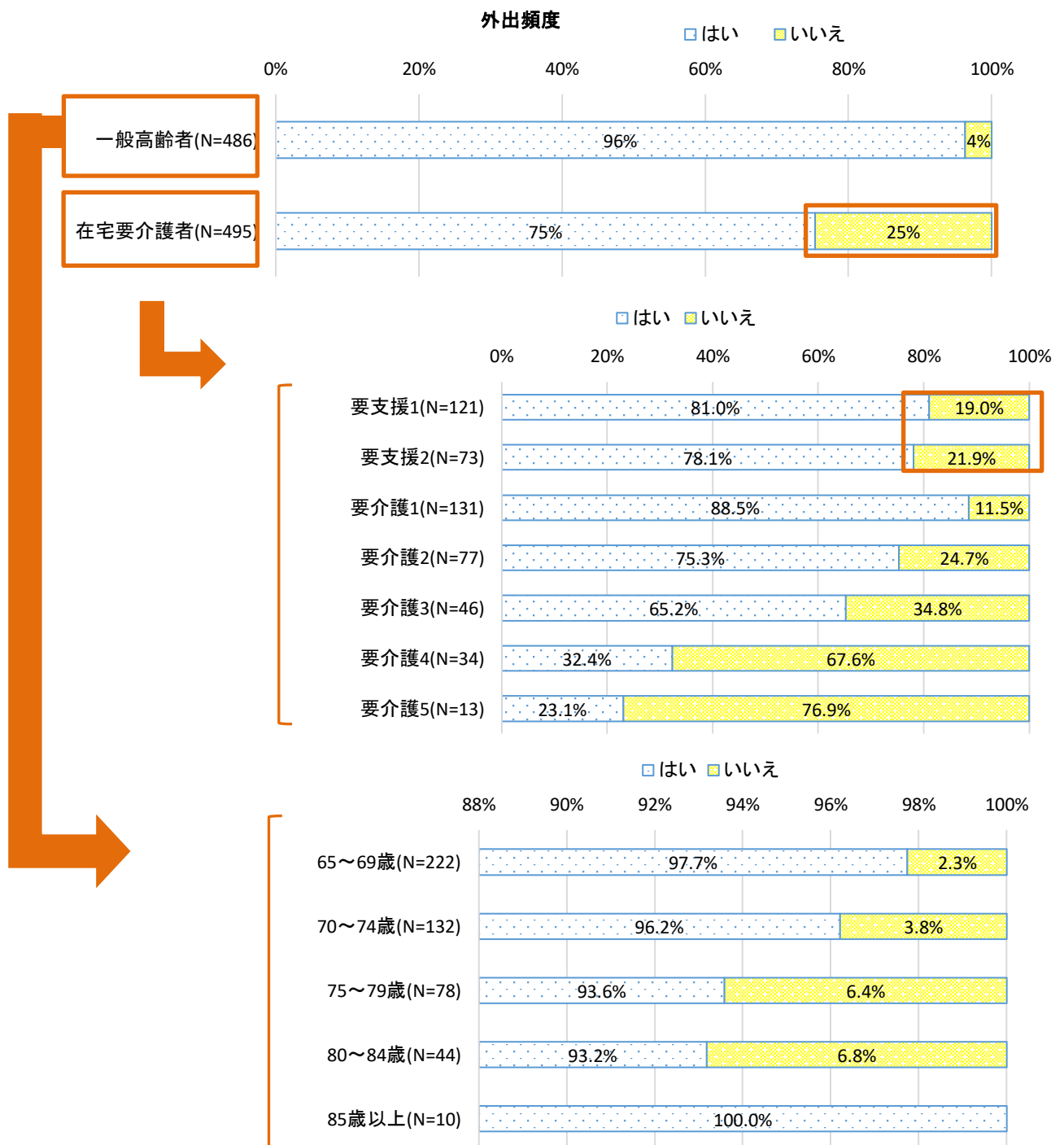
## ⑤外出頻度

外出頻度について、一般高齢者の約9割は週に1回以上は外出しています。

また、在宅要介護者においては、約3割が週に1回も外出していないとし、介護度別でみると要支援者（1・2）の軽度者において、2割弱となっています。

閉じこもりには、老化による体力低下・疾病・障害などの身体的要因によるものもあるが、活動意欲の低下や性格などの心理的要因によるものもあります。

生活不活発病（安静状態が長期に渡って続く事によって起こる、さまざまな心身の機能低下）につながることはないよう、少なくとも週1回以上の外出が確保できるよう配慮する必要があります。



## ⑥社会参加について

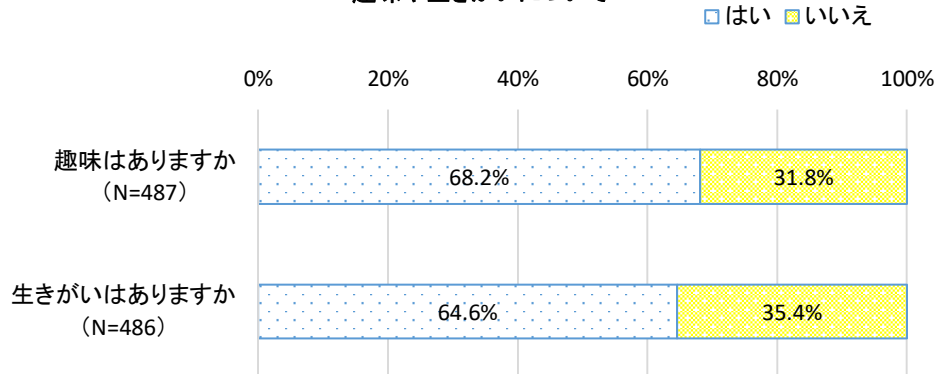
一般高齢者の約7割が、趣味や生きがいについて「ある」としています。

しかし、地域における社会参加の状況については、「参加していない」とする割合が非常に高い状況になっています。

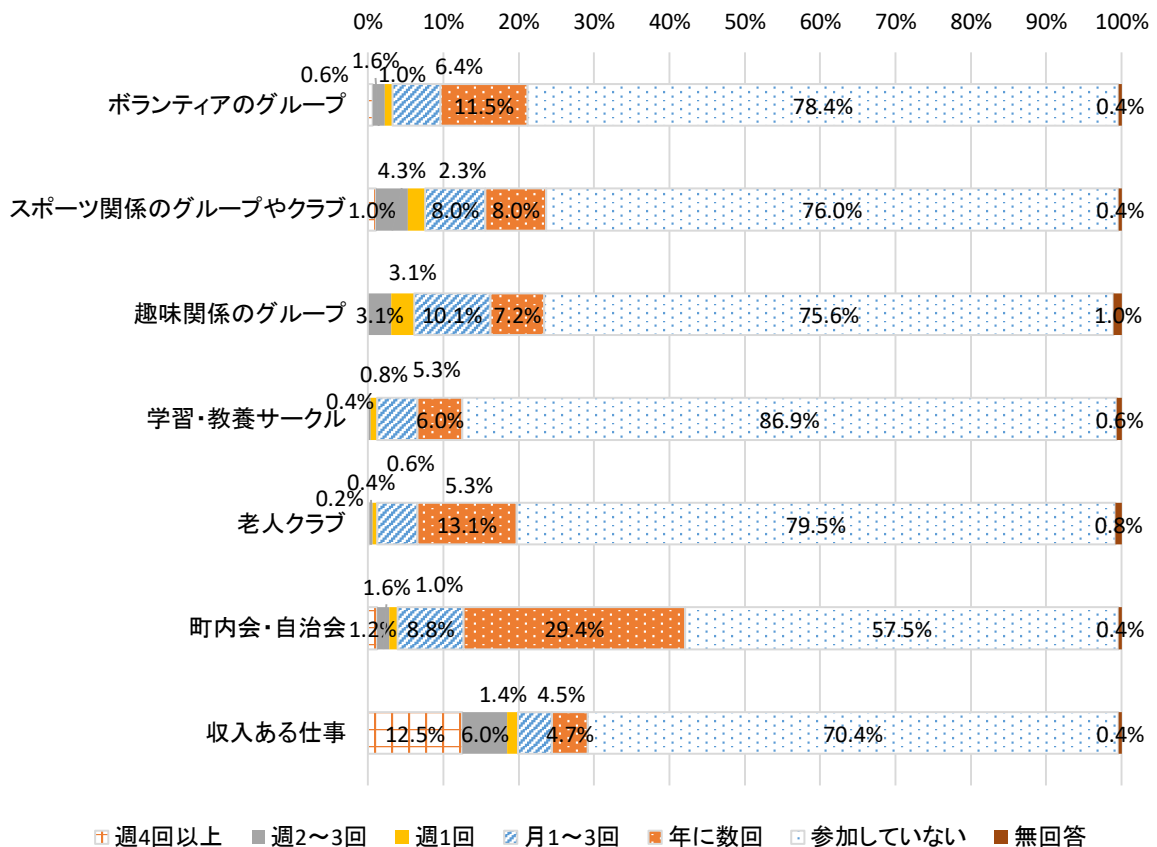
なお、「収入ある仕事」を週に4回以上している方は、2割弱となっています。

高齢者の社会参加活動は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止・身体機能の向上・地域貢献につながるなど多様な意義があることから、ニーズや志向なども踏まえ、さまざまな社会参加の機会を確保することが大切です。

趣味や生きがいについて



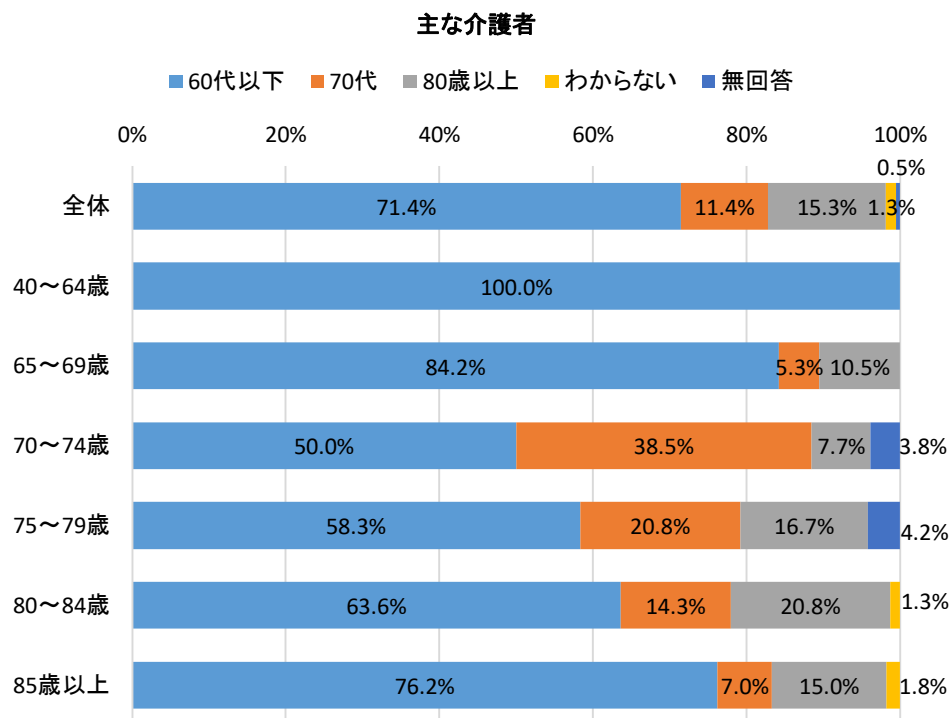
社会参加について



## ⑦介護者の状況

主な介護者の年齢については、7割が「60代以下」となっています。

なお、在宅要介護者の年齢別にみると、在宅要介護者「75歳以上」の主な介護者の年齢は「80歳以上」が2割強と、老老介護の顕著さが伺えます。



#### 4 地域包括ケアシステム構築に向けた本市の取組・目標設定

##### 垂水市における高齢者自立支援施策及び目標値

重点施策	目標項目	内容	H28 実績	H32 目標
健康づくりの推進・ 重度化防止	介護予防教室の開催	いきいき元気塾等の介護予防教室を開催し、住民の健康づくりや疾病及び介護予防に努めます。	参加人数 2,087人	参加人数 2,200人
	地域リハビリテーション活動支援事業の推進	リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、自立支援・重度化防止の取組を総合的に支援します。	介護予防事業へのリハビリ職の関与延べ 36人	介護予防事業へのリハビリ職の関与延べ 100人
	たるみず元気プロジェクトの実施	保健・医療・福祉・介護を専門的かつ多角的に捉えたサービスを提供するため、高齢者を対象として健康診断を実施します。	0	受診件数 1,500人
地域包括ケアシステムの充実	相談への対応・地域ケア会議の推進	「高齢者に関する情報」を地域包括ケアセンターに集約し、それらの情報を基に協議を行い、課題解決を目指していきます。	ケア会議 8回	ケア会議 20回
認知症高齢者対策の充実	認知症サポーターの育成	認知症キャラバンメイト養成研修、サポーター養成講座を行い、サポーターの養成に努めます。	3回 80名	5回 100名
	認知症カフェ及び交流会等の設置	認知症の人や家族の孤立を防ぎ、介護者が抱える問題等を緩和するための相談・交流会を実施します。	認知症カフェ0回 家族の会 12回	認知症カフェ24回 家族の会 12回
	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の推進	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心に認知施策を推進します。	初期集中支援チーム0 認知症地域支援推進委員 7名	初期集中支援チーム1 認知症地域支援推進員 8名
在宅医療と介護の連携	入退院時情報連携シートの活用・ルールについての協議開催回数	入退院時の医療と介護の情報連携の在り方についての協議を開催する。	1回	2回
介護給付適正化	ケアプラン点検件数	第6期から継続している「短期入所生活介護等の長期利用に対する確認」、「軽度者に対する福祉用具貸与の確認」における点検に加え、個別案件にも目を通します。	60件	120件
	調査票点検件数	垂水市外の遠方で認定調査を行う際に、委託事業者で作成された調査票については今後も確認の徹底に努めます。 また、困難事例を点検できる体制整備を推進します。	36件	60件
	実地指導件数	居宅介護事業所の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、実地指導の年間計画件数が増加します。サービス提供体制や介護報酬請求の適正化に努めます。	3件	5件

## 第4章 高齢者福祉施策の展開

---

## 第4章 高齢者福祉施策の展開

### 基本方針1 健康づくり・介護予防の推進

#### (1) 健康づくりの推進

高齢者の多くは生活習慣病などの慢性疾患を抱えて生活しています。このことは、将来的にも寝たきりや認知症をひき起こす病気が隠れており、早期に介入することが介護予防にもつながります。

健康たるみず21に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護予防に取り組めるよう、若年層に対しても介護予防への動機づけを行っていきます。

#### 【具体的な取組】

##### ①健康教育の充実（担当課：保健課）

壮年期からの健康づくりやメタボリックシンドロームを含む生活習慣病の予防等について正しい知識の普及・啓発を図り、住民が自ら健康づくりを実践できるように教室の充実を図ります。また、特定保健指導や糖尿病重症化予防プログラムの必要な方々へは、疾病や栄養、運動について医療機関と連携を密にし、集団の健康教室のみならず個別相談や訪問指導を行います。

##### ②健康相談の実施（担当課：保健課）

電話や面接等による健康相談を実施し、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個々の食生活や運動、生活習慣、精神衛生に関する指導及び助言を実施します。また必要があれば、医療機関や地域包括支援センター等の各種相談機関へつなぎます。

##### ③がん・生活習慣病予防（担当課：保健課・市民課）

広報、個別訪問、電話勧奨、各種会合時での説明等と様々な機会をとらえて受診勧奨活動を行っていますが、受診率が伸び悩んでいる状況です。

今後も未受診者対策として、がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診の広報・普及啓発活動や、受診しやすい環境づくりに努め、各地区でがん検診を行っていきます。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定健康診査の 受診率	目標値	50	55	58
	実績値	45.9%	49.9%	48.7%
特定保健指導の 実施率	目標値	42	50	55
	実績値	38.6%	31.4%	54.2%

※H28 実績値は H29. 10. 3 現在の速報値

#### ④訪問指導の充実（担当課：保健課）

心身の状況や置かれている環境などに照らし、療養上の保健指導が必要な住民を対象に、保健師等が本人とその家族に心身機能の低下の防止や健康の保持・増進を図るため、各家庭を訪問し指導及び助言を行います。また必要があれば、各医療機関や地域包括支援センター等の各種相談機関へつなぎます。

#### ⑤食生活改善推進事業の実施（担当課：保健課）

「食生活の改善」は健康の維持・増進を図る上で重要な役割のひとつです。現在、食生活改善推進員は、各地区で低栄養予防やフレイル・ロコモティブシンドローム・生活習慣病の予防のための栄養教室や男性料理教室、減塩を習慣づけるための健康相談等の事業の開催や、食に関する公民館活動への積極的な協力など地域に根ざした活動を展開し、地域のリーダー的役割を担っています。今後も健康づくりや介護予防を勧めていく上で自らの健康に関心を持ち、「食生活の改善」に取り組める人を増やしていきます。また、食生活改善推進員の養成を積極的に支援することで、地域への一層の広がりを図ります。

#### ⑥たるみず元気プロジェクト（担当課：保健課）

垂水市の目指す地域包括ケアシステムは、単に高齢者のみならず子育て時期からすべてのライフステージ（各世代）に応じた、市民ぐるみの健康づくりと地域全体で支える体制作りを目指しています。

そこで、本市では長期的に「健康長寿・子育て支援の新しいモデルケースの構築」を進めるため、平成 29 年度から鹿児島大学医学部教授にスーパーバイザーを委嘱し、鹿児島大学を中心とした専門家によるチームの支援をいただくこととなりました。

保健・医療・福祉・介護を、さらに専門的かつ多角的に捉えたサービスを提供し、「市民一人ひとりが健康で生きがいを持ちながら安心して暮らせるまちづくり」を目指していきたいと思っております。



## (2) 介護予防の推進

すべての市民が生活の質を高め、健やかな高齢期を迎えられるよう健康的な生活習慣の定着に向けて関係機関と連携しながら、各々の世代や特性に応じた支援を行い、介護予防事業の内容を広く住民に周知することにより参加勧奨を促し、対象者の減少を図ります。

6 期中において介護保険制度改正に基づく、介護予防・日常生活支援総合事業が施行されたことから、より一層の体制づくりや事業の周知広報に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業（担当課：保健課）

要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援します。

#### ○介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切な事業が実施されるよう必要な支援を行います。

#### ○介護予防把握事業（一般介護予防事業）

- ①要介護認定及び要支援認定の担当部局との連携
- ②訪問活動を実施している保険部局との連携
- ③医療機関からの情報提供による連携による把握
- ④民生委員等地域住民からの情報提供による把握
- ⑤地域包括支援センターの総合相談業務との連携による把握
- ⑥本人・家族等からの相談による把握
- ⑦特定健康診査等の担当部局との連携による把握

等により収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動に参加できるよう支援します。

#### ○介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、有識者による講演会や相談会等を開催し、また、介護予防教室等の開催や各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する貯筋通帳の配布を行います。



### ○地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、また、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

### ○地域リハビリテーション活動支援事業(一般介護予防事業)

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

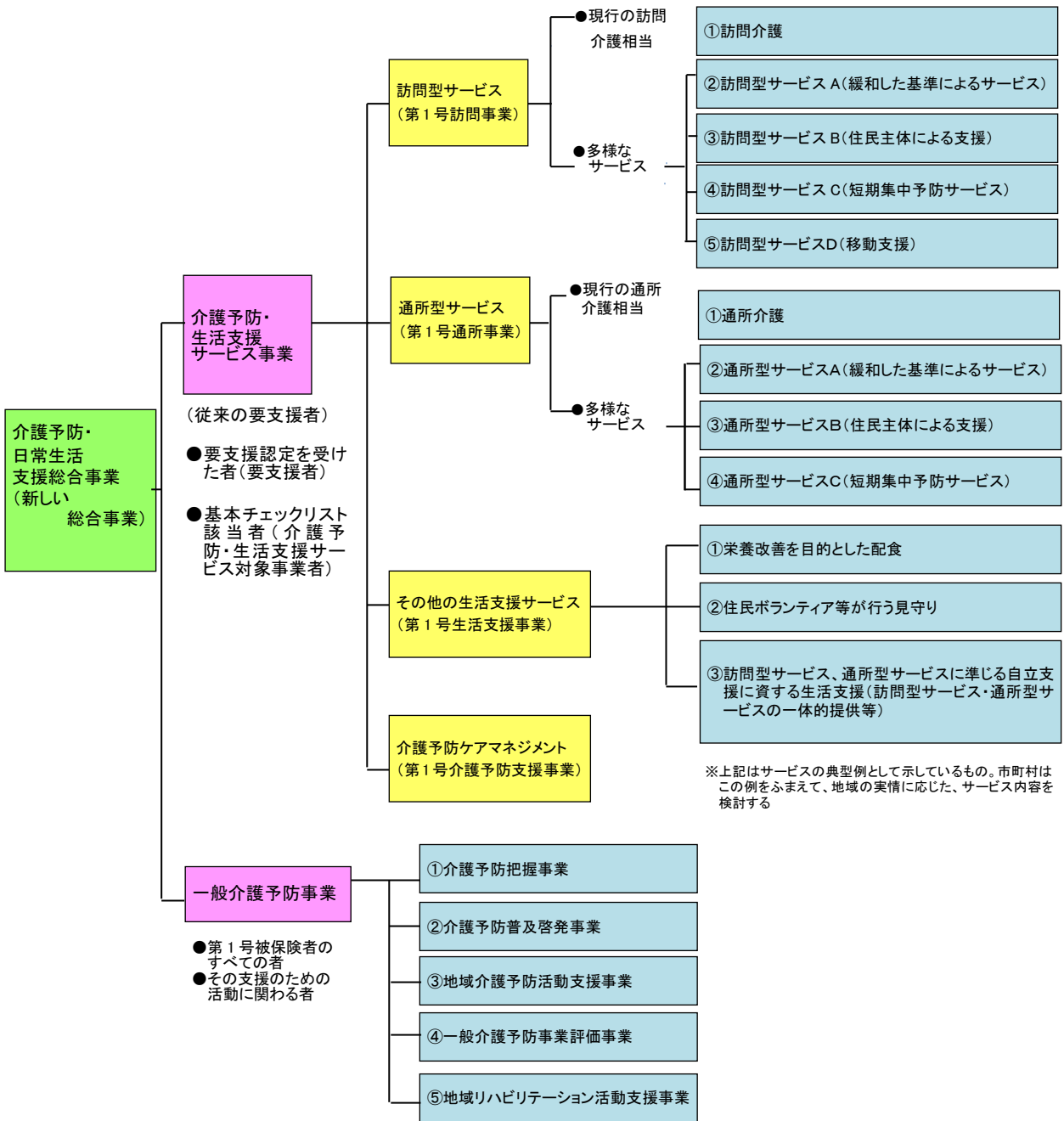
### ○高齢者元気度アップポイント事業

65歳以上の高齢者を対象に、ボランティア活動を行う高齢者自身の「介護予防」と「社会参加活動」への取組を促進するために、活動に応じてポイントを記録し、集めたポイントに応じて垂水市地域商品券と交換できる事業を推進します。

#### 主な対象活動

- 市が主催する介護予防教室への参加
- 介護保険施設等でのボランティア活動
- 垂水市社協に登録のサロンでのボランティア活動

【介護予防・日常生活支援総合事業体系図】



## 基本方針2 生きがいを持ち続けられる、生涯現役社会の実現

### (1) 地域での社会活動の充実

老人クラブについては、リーダーの育成や魅力あるクラブ活動への見直し、活動に関する広報など、各種の支援を行うことにより、多くの高齢者の参加が得られるような取り組みを進めていきます。また、いきいき元気会・いきいきサロンについては、その活動を広く周知することにより、住民同士の交流の場を拡大し、地域コミュニティを活性化させるための環境づくりに取り組んでいきます。

高齢者は地域づくりを支える活動や他の高齢者の生活を支える様々なサービスの担い手として、期待されることから、今後、地域内で積極的な役割を果たしていけるような社会づくりに努めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 垂水市社会福祉大会の充実（担当課等：福祉課・垂水市社会福祉協議会）

市民一人ひとりに「福祉の心」を育みながら、「だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくり」を実現するための住民参加の場として、またこれまで社会福祉の推進のため功績のあった方々へ感謝の意を表現するための場、福祉作文優秀者を表彰する場としての開催や保育園、福祉団体、ボランティア団体による演芸会の催し等を実施しています。

社会福祉大会については、健康づくりに対する意識高揚や、福祉のまちづくり、ボランティア運動推進の情報発信および住民参加の場として、さらなる充実を図ります。

##### ② 郷土芸能保存運営補助（担当課：社会教育課）

郷土に古くから伝わる郷土芸能等を、可能な限り長く後世に伝承していくため、市内の郷土芸能等保存団体の中から、毎年4団体選考し、運営・活動のための助成金を交付していますが、各団体の実情に合った対策を検討していく必要があります。

保存団体構成員の高齢化や、集落の少子化等により事実上活動を休止している団体も見受けられるので、早急な後継者育成を実施していきます。

### ③在宅高齢者の集い事業の実施（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

在宅高齢者の自立支援と社会参加の促進を図るため、各地区社会福祉協議会（公民館）の協力を得て「集い」を開催し、ニュースポーツや健康教室、消費生活相談、専門職による講話や地域の小学生等との交流などを行います。

平成 28 年度からは、各地区社会福祉協議会（公民館）での自主開催とし、実施した地区へ助成する形に変更しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
在宅高齢者の集い事業	486 人	497 人	368 人

### ④老人クラブ活動助成事業（担当課等：福祉課）

本市には現在、加入団体 27 クラブが組織されています。

高齢者が楽しく・明るい生活を通じて、社会福祉の発展に寄与することを目的として、社会奉仕活動、スポーツ振興、道の駅自主事業等の交流会、レクリエーション活動等を行っている単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に助成を行っています。

今後、加入クラブ・加入者数の増加を図るとともに、社会奉仕活動・健康づくり介護予防活動への積極的な参加や地域における異年齢との交流などのいきいきとした活動を推進していきます。

### ⑤ボランティア活動育成（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

市内・地区内・施設等で、高齢者の交流や高齢者宅の除草・灰除去・障子貼り等の美化活動、河川での草木の刈り取りや海・公園の清掃作業、施設での理髪奉仕活動等の育成に取り組んでいます。

また、福祉施設や、学校など広範囲に活動を展開していますが、登録個人・団体数は横ばい傾向ですが、若い世代（学生）の登録は減少傾向にあります。

今後は、研修・広報などを通じて参加者の拡充を図り、在宅福祉への支援に係るボランティアの育成と定期的に活動できるボランティアの発掘を進めます。併せて有償ボランティア等による支援についても、今後研究を進めていきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
個人数	81 人	81 人	65 人
団体数	34 団体	29 団体	29 団体
合計人数	954 人	850 人	695 人

## ⑥ボランティア・市民活動への支援（担当課：保健課）

ボランティア活動の推進を図るため、傾聴ボランティア養成講座（一般市民を対象）において、高齢者虐待、権利擁護（成年後見人制度）について講義を行い、普及啓発に努めています。

マンパワーの確保など不足している点が多く、今後、研修・広報等を通じて促進していく必要があります。

今後においては、生活支援コーディネーターと連携し在宅活動におけるボランティア、傾聴ボランティア等の育成と、定期的に活動できるボランティアの発掘について検討し、有償ボランティアや地域支援サービスの研究を進めていきます。

## ⑦ボランティア・ポイント事業（担当課：保健課）

65歳以上の高齢者を含む任意のグループが行う互助活動に対し、地域商品券に交換できるポイントを差し上げることによって、地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図る事業です。

主な対象活動／・高齢者を支援する活動 ・地域活性化の活動

## ⑧ごみ減量化への補助（担当課：生活環境課）

廃品の回収活動等を実施した住民団体等に対し、市が予算の範囲内において、補助金を交付し、ごみの減量化及び資源の再利用を図っています。スポーツ少年団等一部の活用にとどまっていることから、市内各団体への広報活動の充実が課題です。

今後においては、高齢者団体等についても広報を積極的に行い、参加を促進していきます。また、清掃などのボランティア活動についても、高齢化が進む中で、行政の支援強化を検討していきます。

## ⑨老人憩いの家の運営（担当課等：福祉課・垂水市社会福祉協議会）

憩いの家は垂水地区と南地区の2箇所があり、管理・運営はシルバー人材センターに委託しています。

介護保険対象外等の比較的元気な65歳以上の高齢者が入浴やコミュニケーション等、高齢者の憩いや交流の場として老人福祉の向上を図る施設です。

健康教室、いきいきサロン、子育てサロンの実施など世代間の交流が図られるよう利用促進に努めます。

利用人数	平成26年度	平成27年度	平成28年度
垂水憩いの家	8,878人	7,731人	6,872人
南地区憩いの家	1,943人	1,865人	1,334人

#### ⑩ふれあいいいききサロンの実施（担当課等：福祉課・垂水市社会福祉協議会）

介護予防を目的に身近な場所（自宅や公民館等）で自主的に集り、交流することでご近所同士のネットワークづくりを再生します。

今後は、地域包括ケア体制の受け皿として、また介護予防サービスの拠点となるよう働きかけるとともに、自主活動として展開できるようリーダー育成をしながら事業内容の充実を図ります。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
回数	422 回	411 回	469 回
延べ人数	4,780 人	5,442 人	5,275 人

#### ⑪地域敬老会開催の支援（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、各地域で敬老会が開催されています。

敬老行事へ助成等の支援を行い、高齢者をはじめ地域住民の社会参加の促進を図るとともに、地域で支え合う福祉のまちづくりに努めていきます。

#### ⑫敬老記念品の贈呈（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

長年社会の発展に寄与してきた高齢者（対象者：新 90 歳、新 99 歳、100 歳以上）に対し、敬老記念品を贈呈することにより、長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高めることに努めていきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
敬老記念品の贈呈	156 人	138 人	135 人

## (2) シニア学習活動の充実

高齢者の多様な社会参加、生きがいつくりの場として、趣味・教養・学習活動の場の充実に取り組みます。

その際、高齢者のみならず、世代間交流の促進や参加者間の親睦や地域格差をなくし、自主性を尊重した事業の企画・実施を支援していきます。

### 【具体的な取組】

#### ①高齢者教育の推進（担当課：社会教育課）

多様化・高度化する学習ニーズに対応し、高齢者が主体的に学ぶことができる環境を充実させるために、生涯学習市民講座や各地区公民館の高齢者大学・高齢者学級・自主講座の充実を図ります。

#### ②高齢者リーダー学級の実施（担当課：社会教育課）

各校区の高齢者学級のリーダーを養成することを目的に、各地区の代表に対し、リーダーとしての資質の向上や知識の習得を行い、ここで得たノウハウを地元高齢者学級に生かしています。

また、参加者（リーダー）同士の親睦を深め、各校区の情報交換の場にもなっており、生きがいつくりにもつながっています。

なお、平成25年度以降、市内小中学校の学校応援団事業の本格実施に伴って、校区の高齢者リーダー学級事業を学校支援ボランティア事業に統合し、活動を展開しています。

今後は、さらに高齢者のニーズを把握し、活動内容を発表する等、対象者に対する広報を充実させ参加者の拡充を図ります。

#### ③「マイライフ・マイスポーツ運動」の積極的な展開（担当課：社会教育課）

ニュースポーツの普及促進と校区単位のグラウンドゴルフ同好会の活動は、元気な高齢者の集まりとなって広がりを見せています。

平成29年度は、「たるみずスポーツランド」のオープンや垂水小学校区を除く各公民館にグラウンドゴルフ用具を配置するなど、より一層市民の方がニュースポーツに触れやすい環境を整備しました。

今後も、地区公民館やスポーツ推進委員の連携を密にし、高齢者が主体的・継続的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機運を高め、健康づくりや体力維持、仲間づくりを行っていきます。

#### ④総合型地域スポーツクラブの育成・定着（担当課：社会教育課）

子どもから高齢者まで地域住民の誰もが参加でき、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」として、1団体（柘原スポーツクラブ団）組織されている状況です。

総合型地域スポーツクラブの運営については、会員の会費などにより運営していくため、事業が思うように実施できていない状況にあります。

拠点となる学校体育施設などの身近で利用しやすく親しみやすい施設整備を図り、高齢者の関心に対応してスポーツ活動のみならず健康に関するイベントやレクリエーション・文化活動の定着を目指します。



### (3) 高齢者の雇用・就労支援

---

高齢者が積極的に社会に参加し、高齢社会を活力あるものにするためには、高齢者自身の意欲や能力に応じて働くことができる機会を提供していく必要があります。

#### 【具体的な取組】

##### ①シルバー人材センターへの支援（担当課：福祉課）

近年会員数、事業の契約件数が減少しているが、就労することにより高齢者の健康増進も図られ、社会参加に貢献できることから、普及啓発に努めます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員数	169 人	165 人	166 人
契約件数	1,836 件	1,679 件	1,778 件

## 基本方針3 安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実

### (1) 日常生活支援サービスの充実

要介護認定者や自立した生活に不安をもつひとり暮らし高齢者などの生活を支援するため、介護保険給付対象外の在宅福祉サービス等を提供します。

サービス提供においては、地域における様々な人材・機関が連携して取り組むことができるような支援を行っていきます。

さらに、関係課・機関等と連絡調整を図りながら、交通手段の確保にも取り組んでいきます。

#### 【具体的な取組】

##### ①生活支援型ホームヘルプサービス（担当課：福祉課）

対象者宅に人材を派遣して、買物等の軽易な生活援助サービスを提供し、要支援・要介護状態になることの予防を図る事業です。

利用したいとの声はありますが、委託先のヘルパー不足で利用できないケースがあり、ヘルパー不足の解消が急務といえます。

今後は、委託料及びサービスメニューについて検討しながら、サービスの利用・普及を図ります。

##### ②高齢者はり・きゅう施術料助成（担当課：福祉課）

市内在住の65歳以上の高齢者に対し、はり、きゅう施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る事業です。

当事業は、医療費の抑制と高齢者の健康増進の向上に寄与しているため、継続して実施していきます。

##### ③地域自立生活支援事業（担当課：福祉課）

在宅の一人暮らし高齢者や夫婦暮らしの虚弱高齢者等、又は心身障害者であり、家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、食事支援を行い、自立した食生活への改善や低栄養の予防と孤独感の解消を図り、併せて安否の確認を行います。

#### ④生活支援型ショートステイ（担当課：福祉課）

介護保険ではほぼ自立とみなされるような虚弱な一人暮らし高齢者が、一時的に日常生活を営むことができなくなったときに在宅生活の安定を図るため、介護老人福祉施設等の空きベッドに一時的に入所できるようにします。

高齢者虐待等を含み、一時的に入居できる施設の確保は必要です。独居老人等の増加により、今後は需要が増えるものと予測されます。

今後は、施設の収容人員の都合上、利用できないケースがあることから、空き部屋の確保について検討し、事業の利用・普及を図ります。

#### ⑤高齢者等の交通手段の確保（担当課：福祉課・企画政策課）

バス路線がなく、公共交通機関の利用が難しい中山間地域における高齢者等の交通手段の確保のために、大野、水之上地区及び新城、市木、中央地区の一部で事前予約型乗合タクシーを導入し、交通空白地域や交通不便地域の解消を図っています。

現在、NPO法人等がドア・ツー・ドアの福祉有償輸送サービスを1社にて福祉有償輸送を行っています。

今後も利用者の利便性向上に努め、持続可能な運行を目指します。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
乗合タクシー利用者数	8,261 人	8,830 人	8,279 人

#### ⑥福祉機器（車いす）の貸し出し事業（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

在宅での移動に不自由な方のために、車いすの貸し出し事業を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
福祉機器(車いす)の貸し出し	194 件	153 件	169 件

#### ⑦福祉用具・住宅改修支援事業（担当課：保健課）

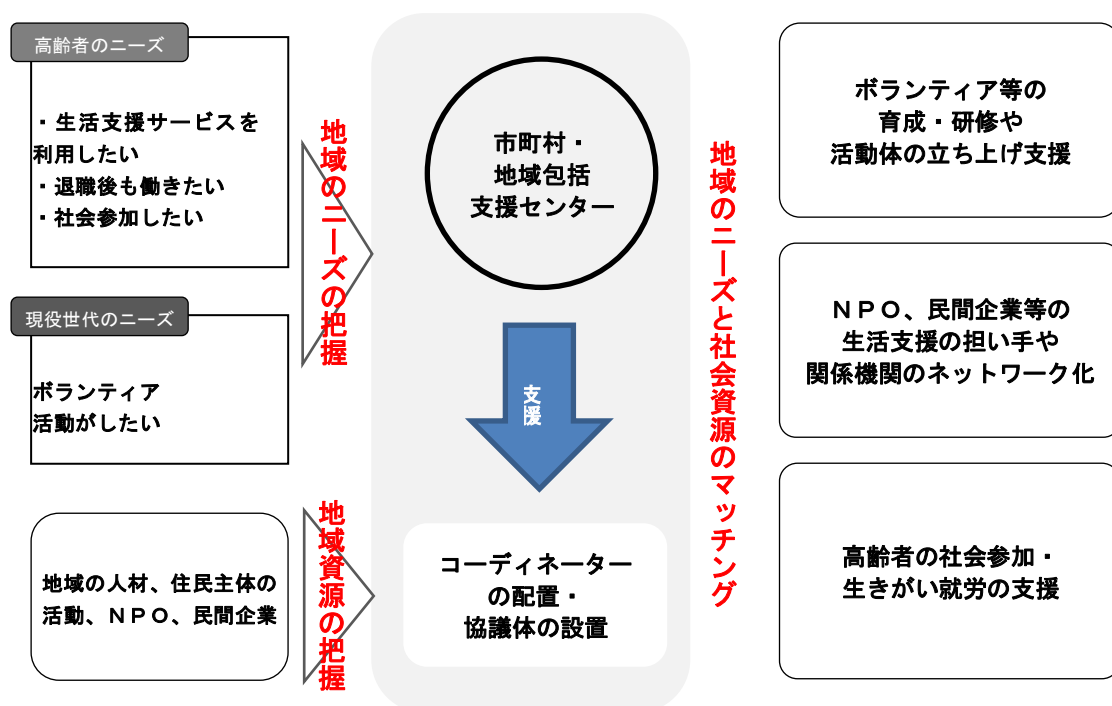
居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない者に対して、住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成業務に関し、作成手数料を支払います。

## ⑧生活支援コーディネーターの活動（担当課：保健課）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置しています。

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場となる中核ネットワーク体制を構築する中で、協議体を「地域のニーズと資源の状況」「多様な主体への協力依頼などの働きかけ」「生活支援の担い手の養成やサービスの開発」等に取り組んでいきます。

なお、高齢者がサービスにアクセスしやすい環境の整備も進めて行きます。



## (2) 家族介護の支援

高齢者を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、介護に対する考え方や価値観についても多様化してきています。

在宅での介護を希望する方のためには、介護者の心身両面における負担軽減を図るしくみづくりや地域包括ケア体制の充実を図る必要があります。

### 【具体的な取組】

#### ①在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付（担当課：福祉課）

在宅寝たきり高齢者等の対象者に対して、紙おむつの現物支給を行っています。

今後も、引き続き介護家族の負担を軽減するため給付するとともに、ニーズに合った紙おむつを届けられるよう努めます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
おむつ給付延人数	2,858 人	2,948 人	2,970 人

#### ②在宅介護手当の支給（担当課：福祉課）

在宅寝たきり高齢者等の介護家族に対し、介護者の労をねぎらうための手当を支給しています。

申請に際し、対象者の介助の状況や日常生活動作状況については、委託による適正な調査に基づき支給を行っています。

今後も在宅寝たきり高齢者等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的とし、本事業を実施します。

#### ③家庭介護教室（担当課等：垂水市社会福祉協議会）

在宅で介護されている介護者の方の介護知識や技術・救急法等の習得や精神的なサポート支援を目的に実施していますが、介護者が講習会等へ出席する場合に、要介護者を一時的に見守ることが難しく、今後、内容の検討が必要です。

#### ④家族介護支援事業（担当課：福祉課）

家族の身体的・精神的負担の軽減を目的に介護家族の方に対し、看護師等が訪問し、ヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見のための助言、指導を行います。

また、家庭介護教室や認知症サポーター養成講座を開設し、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

### (3) 安心・安全の確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心・安全に暮らせるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備に取り組みます。地域住民・振興会・民生委員・消防・警察等、関係機関と連携しながら、高齢者等の見守り体制を確立するとともに、高齢者自ら災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう意識の高揚を目指します。

#### 【具体的な取組】

##### ①交通安全対策の実施（担当課：市民課）

県をはじめとする関係機関の協力を得て、学校・事業所・集落等における交通安全教室等の開催に努めていますが、閉じこもりがちな高齢者に対する交通安全への取り組み、高齢者ドライバーに対する交通安全教育も含めて、運転手と歩行者双方への交通安全教育の徹底を図ります。

なお、高齢者による交通事故を抑制するために、平成 26 年度より 65 歳以上の高齢者で免許証を返納した者に対し、商工会が発行する商品券を交付しております。

なお、平成 29 年度より商品券 5,000 円を 10,000 円に増額して交付しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交通安全教室参加者総数	2,200 人	1,649 人	1,367 人

##### ②高齢者の防犯・防災（担当課：市民課・総務課）

防犯については、関係機関等と協力しながら広報や回覧を通じて防犯活動に取り組んでいます。また、防犯灯の設置に対する補助や鹿屋・垂水地区防犯協会及び垂水市防犯協会への補助も継続的に行っており、今後も活動の充実を支援していきます。

防災については、土砂災害等に際し、避難誘導などの災害応急対策が迅速に行われるよう、防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、総合防災訓練を実施しています。

今後については、会場の地域特性に合わせた創意工夫を加えていき、さらに、市内の自主防災組織での防災訓練実施にも取り組んでいきます。

### ③災害時における援護を要する高齢者への対策（担当課：総務課・福祉課）

垂水市地域防災計画に基づく避難行動要支援者避難支援等プランについては、平成 18 年 9 月に作成しています。また、避難行動要支援者名簿については、災害時に援護を要する高齢者等の対象者把握を行い、電算でのシステム化の整備を進めています。

現在、防災担当部署及び関係機関との連携を進めており、災害時に避難行動要支援者が安心、安全に避難できる環境を確保するために、市内の一部社会福祉施設を福祉避難所として利用できるようにする協定を締結しています。

今後、災害時に援護を要する高齢者への個々の課題に対するよりよい対処方法について検討し、個人情報保護を踏まえたさらなる避難行動要支援者名簿の整備を進めます。また、避難行動要支援者名簿の有効な活用方法のための組織づくりに向けて、災害担当部署及び関係機関等との連携を強化していきます。

	平成 28 年度
福祉避難所協定締結先(総務課)	8法人(9施設)

### ④高齢者の消費者対策（担当課：市民課）

生涯学習出前講座において、悪質商法による契約トラブルやうそ電話詐欺から消費者を守るため、講座等を実施し消費者被害の未然防止に取り組んでいます。今後も、生涯学習出前講座を通じて、情報提供や講座等を継続し、自立した高齢者がより増加するように取り組んでいきます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生涯学習出前講座	130 件	0 件	11 件

### ⑤緊急通報体制整備事業（担当課：福祉課）

緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速且つ適切な対応を図り、その福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

親戚等が近くに居住していないことから、緊急時の不安を覚える高齢者も多く、オペレーターからの健康確認の連絡にて不安感の軽減につながっています。

今後は独居老人の増加が見込まれるので、必要な事業と考えます。

### ⑥限界集落への対策（担当課：市民課）

限界集落の対策には、振興会の統廃合が考えられます。

そのため、合併に向けての優遇措置を提示していますが、振興会同士の協議が進まない状況にあります。振興会役員の確保、社会的協働生活の維持、自主防災組織の充実のため



に、振興会統廃合に向け、振興会自らが問題点を把握し解消するための支援に取り組みます。

#### ⑦高齢者等見守りネットワークの充実（担当課等：福祉課・垂水市社会福祉協議会）

民生委員・児童委員を中心に、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者・障害者など援護を必要とする人々（要援護者）に対し、声かけや安否確認などの見守り活動を行っています。

市・地域包括支援センター・社会福祉協議会が中心となり、地域の関係機関の協力を得ながら災害時の要援護者の登録台帳整備や地図を作成し、見守り活動のみならず災害時の避難支援等及び緊急時に対応できるよう体制整備に努めます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高齢者等見守りネットワーク 登録者数	335 人	314 人	286 人

## (4) 住宅の整備

---

高齢単身・夫婦のみの世帯の増加が予測されることから、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境の確保、また、本人の希望と所得に応じた住まいの確保を支援するとともに、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス提供住宅の確保に努めます。

### 【具体的な取組】

#### ①高齢者の住まいの確保支援（担当課：保健課・土木課）

自宅での生活が困難になった場合でも、高齢者の実情に合わせた適切なサービスが提供できるような住まい環境づくりに努めます。

また、高齢者の多様化する生活ニーズや身体の状態に対応した生活ができるよう手すりの設置や段差解消のバリアフリー化を推進するための支援を行います。

公営住宅においては建設及び建替を行う際、住宅や屋外がバリアフリーに考慮された「高齢者・障害者にやさしい市営住宅づくり」を目指します。

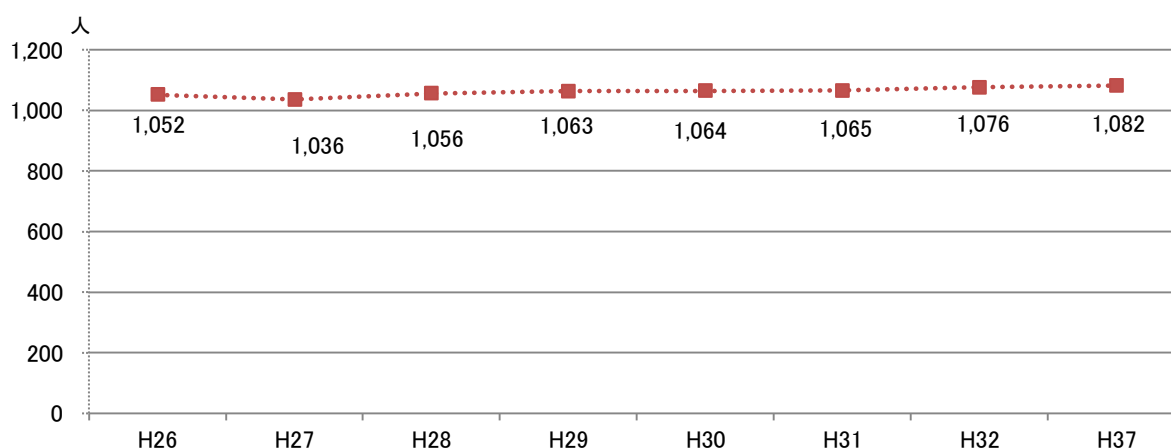
## 基本方針 4 高齢者を地域で支え合うための支援

### (1) 認知症高齢者対策の充実

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援体制の充実を図ります。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指すとともに、認知症に関する市民の理解を深めることをはじめ、医療や介護等が連携した認知症ケアを充実、家族介護者の支援のためのサービスの充実等、地域における支援体制づくりを推進します。

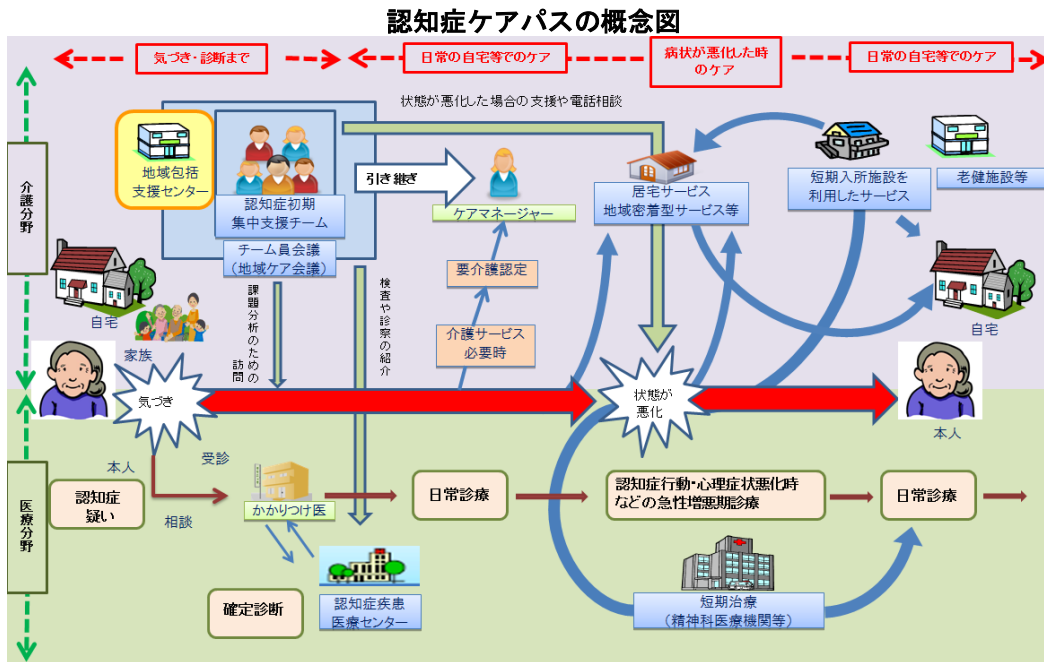
垂水市における認知症高齢者の推計



#### 【具体的な取組】

##### ① 認知症への理解を深めるための普及啓発（担当課：保健課）

認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかを示し、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示した認知症ケアパスを作成しており、ホームページやパンフレット等を通じ、広く情報の発信に努めます。また、認知症サポーター養成や活動の支援など、社会全体で支える基盤の整備に努めます。



## ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（担当課：保健課）

必要な医療・介護等が適切に提供される体制整備、医療・介護等に携わる人材の認知症対応力向上のための取組を推進するとともに、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が、状態に応じた適切な医療・介護につながるような体制整備を推進します。

## ③若年性認知症施策の強化（担当課：保健課）

若年性認知症は、高齢者が発症した場合と異なり働き盛りのため経済上、日常生活上の問題が生じます。しかし、早期診断、早期対応により症状の改善だけでなく適切なケアを受けることができるようになります。早めの助言を受けることが重要なため、若年性認知症相談窓口について広く広報に努めます。また、引き続き若年性認知症の人の居場所づくり、就労社会参加等を支援していきます。

## ④認知症の人の介護者への支援（担当課：保健課）

認知症の人の介護者への精神的・身体的負担を軽減する観点から認知症地域支援推進員等の企画により認知症カフェ等の設置を推進します。また、介護者である家族向けの認知症介護教室等の普及を行います。

## ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり（担当課：保健課）

### ○認知症サポーターの育成

認知症キャラバンメイト養成研修（キャラバンメイト延べ人数 57 名）、サポーター養成講座を行っています。また、キャラバンメイト連絡会を開催し、キャラバンメイト研修参加者のフォローアップやキャラバンメイト相互の交流と情報交換の場を設けています。今後も認知症に関する知識や体験等を地域、職域、学校などに伝えることの出来るキャラバンメイトの育成及び認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するサポーターの養成に努めるとともにその活用を図ります。

### ○認知症地域支援推進員の設置

たとえ認知症になっても住み慣れた地域に住みつづけられるよう認知症の人とその家族を総合的に支援し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターの配置を行っています。

### ○認知症カフェ及び交流会等の設置

認知症の人や介護者の交流、また、認知症について不安がある人が、専門職と出会う機会が持てるように、小規模多機能ホームやグループホーム等での認知症カフェの設置に取り組みます。

認知症の人や家族の孤立を防ぎ、介護者が抱える問題等を緩和するための相談・交流会を実施します。なお、認知症の方を介護している家族等が、互いに悩みを相談し、情報交換ができる家族会を毎月 1 回開催しております。

### ○福祉サービス利用支援事業

高齢者や障害者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービス利用の手続きや日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を対象として様々なサービスの利用に関する情報の提供、申込み等を支援します。

## ⑥認知症予防法等の普及（担当課：保健課）

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組み「コグニサイズ」を推進します。

## ⑦認知症の人やその家族の視点の重視（担当課：保健課）

認知症の初期の段階では、診断を受けてもまだ介護が必要な状態にはない場合もあるため、ニーズ把握や生きがい支援など、認知症の人やその家族の視点にあったサポートを提供できる取組みを検討していきます。

## **(2) 権利擁護・虐待防止の推進**

問題の早期発見と早期対応を図るとともに、関係機関・団体との情報の共有化・連携が重要となります。権利擁護に関する制度やサービスの周知と積極的な活用を図るために、市民への情報提供や、講演会等による啓発活動の充実に努めます。

### **【具体的な取組】**

#### **①成年後見人制度の啓発・普及（担当課：保健課）**

地域包括支援センターにおいて、リーガルサポート等を活用しながら権利擁護に関する制度の紹介・相談の実施並びに市長申し立てによる対応を行い、さらに市報及びパンフレット等を活用し制度の啓発・普及に努めます。

#### **②高齢者虐待防止の推進（担当課：福祉課、保健課）**

現在、各種健康教室・会議等で広報・周知を図っており、民生委員及び高齢者大学、傾聴ボランティア養成講座（対象者：一般市民）、いきいき元気会等の研修を通じて、高齢者の虐待防止や権利擁護（成年後見人制度）に関する教育を行っています。

虐待発生時の対応として、関係機関（病院・施設・ケアマジャー・警察など）と地域ケア会議を開催し対応しており、法的な関与が必要（成年後見人制度等）とされることから、弁護士等専門家との連携を深め、また、職員についても高齢者虐待防止研修会等へ参加しています。

また、地域密着型サービス事業所に対しての実地指導時に、高齢者虐待防止・身体拘束廃止に関する施設・事業所としての取り組みや、虐待や身体拘束に繋がる介護サービスの実態についての認識を確認し、適切な運営指導に努めます。

#### **③人権同和教育研修会の実施（担当課：社会教育課）**

同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性、障害者等に関する人権問題が依然として存在しており、これらの人権問題を解決するためには、日頃から一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けて努力を重ねていくことが重要です。

毎年8月の「人権同和问题啓発強調月間」と12月の「人権週間」に合わせて、各種啓発活動とともに研修会（講演）を開催しており、研修会が各種人権問題についての関心と理解を深め、正しく認識するための機会となっています。

人権同和问题教育研修会への参加拡大を図るとともに、高齢者や障害者等を対象とした内容の教材を確保し健常者に対する人権同和问题教育だけではなく、権利の主張を十分出さない人や、権利侵害を受けやすい立場の人たちのための取り組みを充実します。

#### ④男女共同参画推進（担当課：企画政策課）

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう社会参画の機会や地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

介護を取り巻く問題、特に介護者は、現実に女性に負担が偏りがちであり、介護の問題を解決することは女性の問題を解決することにもなります。

多様なニーズに対応できる介護支援体制を推進するとともに、男女が介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境整備を促進していきます。

### (3) 在宅医療と介護の連携

#### ①在宅医療と介護の連携（担当課：保健課）

肝属郡医師会と連携しながら、①医療・介護資源の把握、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、④医療・介護関係者の情報共有の支援、⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援、⑥医療・介護関係者の研修、⑦地域住民への普及啓発、⑧近隣市町との連携を進めます。

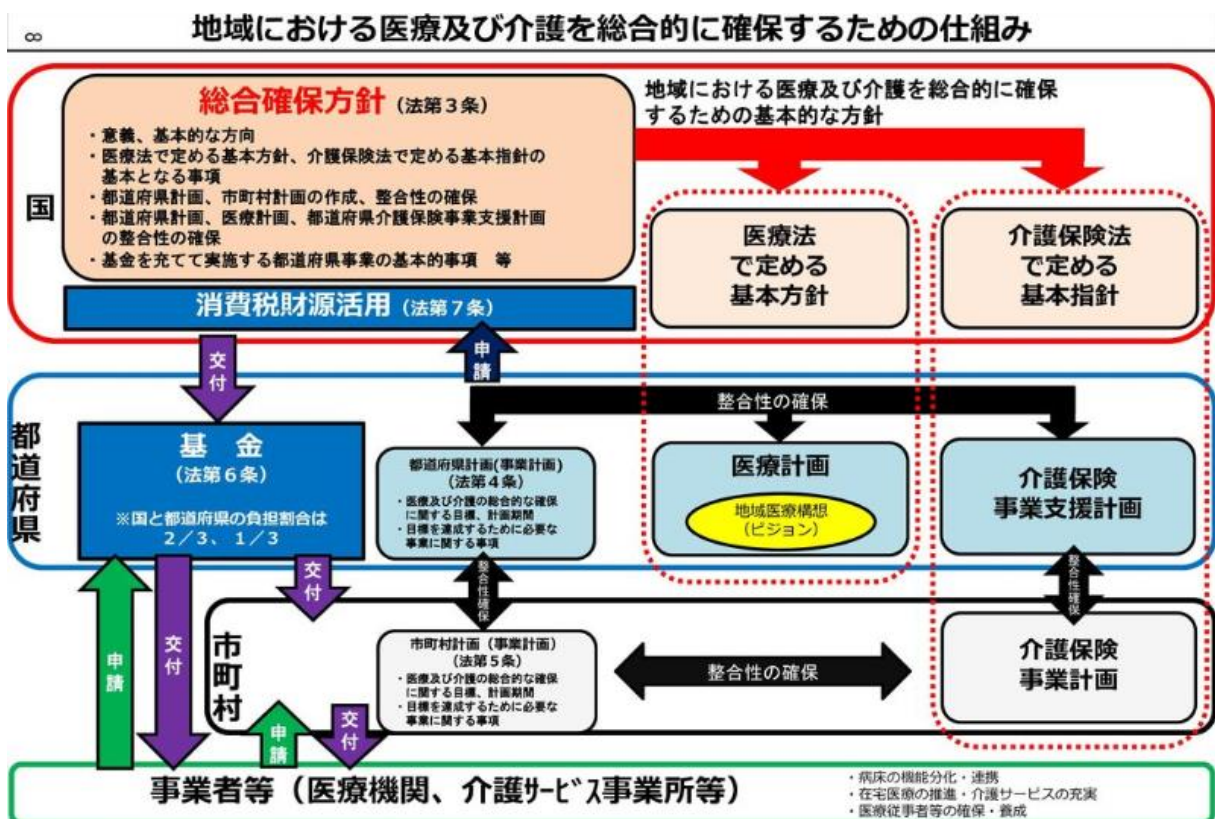
また、多職種連携による包括的かつ継続的に支える在宅医療提供体制の構築を目指すとともに、在宅医療推進の要となる訪問看護ステーションが持続するような支援に努めます。

さらに、在宅医療を推進するためには、体制整備だけでなく市民の皆様の人生観・死生観に関する意識の醸成が不可欠となることから、あんしんノートの普及啓発を推進します。

#### ②県医療計画との整合性（担当課：保健課）

いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年に向け、慢性期医療や介護のニーズが飛躍的に高まると予測されます。そのため、医療と介護の一体的な提供が必要とされ、さまざまな制度改革などが行われています。

2013年に成立し、順次施行されている「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）等や本市や県が定める医療計画（地域医療構想）と整合性を保ちながら、サービス提供や施策の推進を図ります。

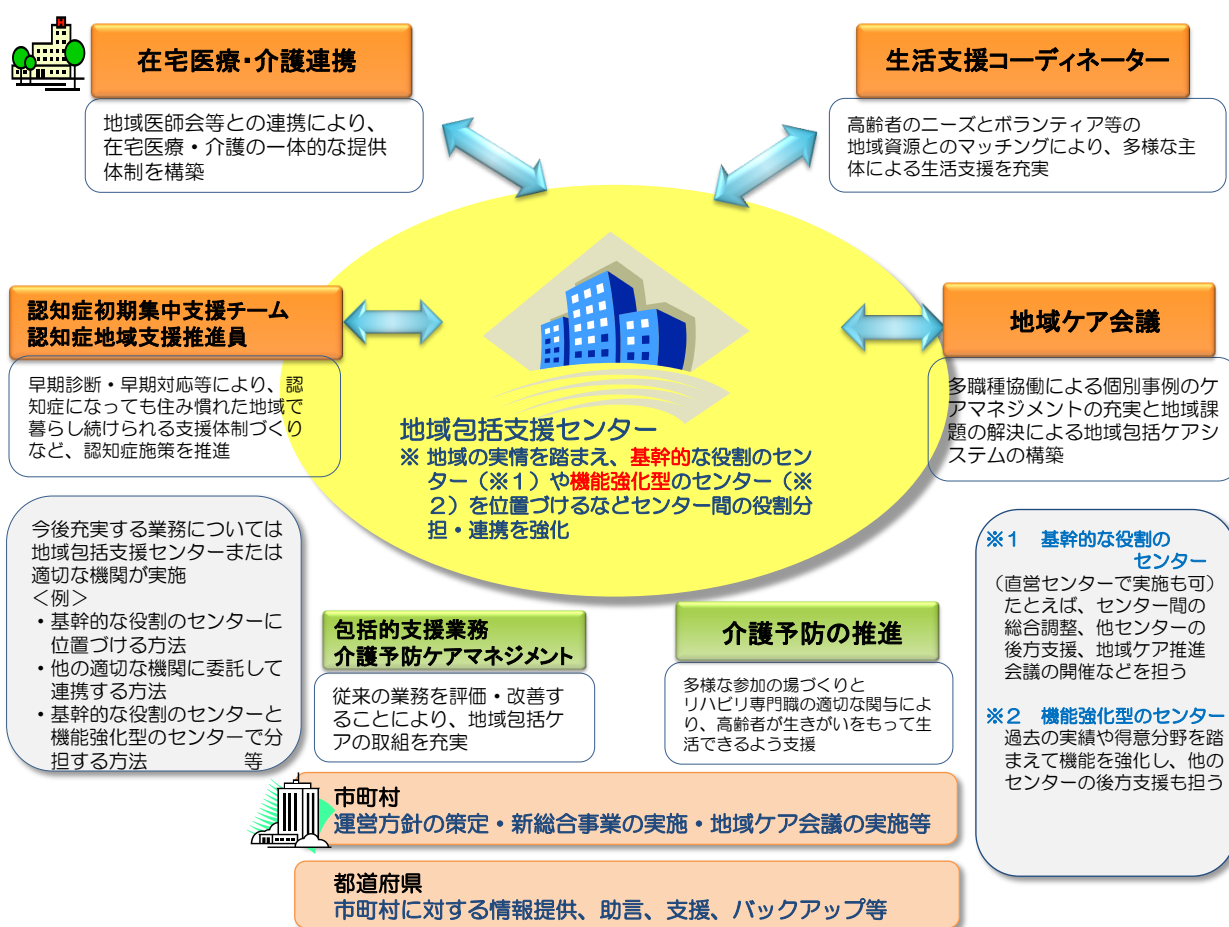




## (4) 地域包括ケアシステムの充実

高齢化の進展とともに、今後もひとり暮らしの高齢者等の増加が予想され、さらには、高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者への増加への対応等、高齢者に関わる様々な問題の対応が求められます。

地域包括支援センターを中核とし、地域ネットワークをはじめとした関係者や、保健・医療・福祉関係者等との連携を強化し、地域ケア会議の推進を図る等、高齢者等を地域で支える「地域包括ケア体制」を多職種間の連携により目指します。



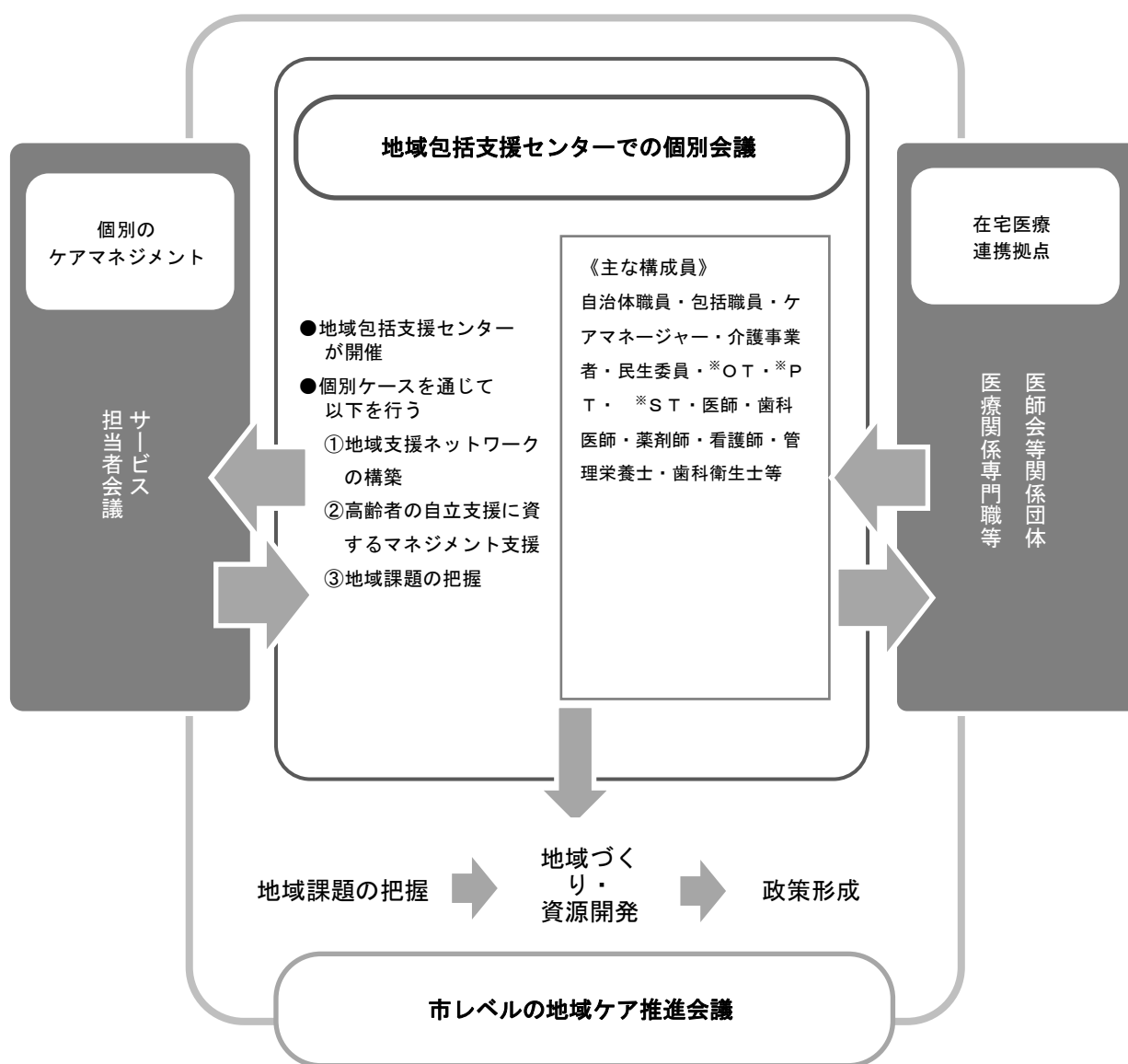
### ①地域包括ケアシステムを推進する拠点（担当課：保健課）

平成 29 年度に開設した地域包括ケアセンターを中心に本市の地域包括ケアシステムを推進いたします。地域包括ケアセンターを構成する 4 つの機関『①保健課地域包括ケア係、②地域包括支援センター、③垂水中央病院在宅療養支援部、④肝属郡医師会立訪問看護ステーション』により、地域で暮らし続けられるような個別支援や地域支援事業に定める体制整備のための事業を企画・実施し、重度化防止や自立支援の取組を支援していきます。

## ②地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活が継続できるよう、地域ケア会議の充実を図ります。

中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るために、地域包括支援ネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の課題の整理を行うとともに、多職種協働のもと、フォーマルのみならず、インフォーマルの地域資源やサービスも活用しながら、個別ケースの支援内容の検討を行うため、今後において、地域ケア会議の更なる充実・発展に努めます。



※OT：作業療法士  
※PT：理学療法士  
※ST：言語聴覚士

### ③人材育成を通じた多様な人材の活用促進

医療や看護・介護等の道を志す子どもたちの夢や希望を育むために出前講座等を活用し、学校教育の場で、医療介護分野の専門職と接する機会を設け、職業選択としての人材確保に努めます。

さらに、今後、大都市部で後期高齢者数が増加することに伴い、医療や介護の道を志す若者が大都市部に流れていく懸念がありますが、本市では、研修者の受入をはじめとした人材育成に重点を置き、人材育成を通じた人材確保を目指します。

また、地域福祉の推進に不可欠なボランティア活動や住民組織等については、生活支援コーディネーターのもと、地域資源の掘り起こしや市社会福祉協議会を中心とした育成・支援体制を強化するとともに、高齢者における保健福祉施策と連携した活動が可能となるような研修や指導等の実施についても取り組んでいきます。

## 基本方針5 介護保険サービスの充実

### (1) 地域に密着した介護サービスの充実

各地域密着型サービス事業所が、地域との交流を深め、地域に根ざした開かれた介護サービス事業所としてサービスが提供できるよう、地域住民への周知・広報活動を積極的に行うとともに、地域密着型サービス事業所の指導監督によりサービスの質の向上を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### ① 地域密着型サービスの質の確保と向上（担当課：保健課）

平成18年度の制度改正により地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督権が市町村となり事業所への指導力が強化されました。

南北に長い本市において、地域間での格差がなく、身近な地域で介護サービスを受けられるよう、地域におけるサービスの拠点として施設の指導・育成を図ります。

#### ○集団指導

垂水市介護支援専門員研修会で制度改正や報酬改定等の周知に努めています。

市内の全地域密着型サービス事業所を対象に集団指導の実施に努め、制度改正等の周知をはじめ、高齢者虐待防止、感染症対策等、マニュアルに基づいた研修を実施しています。

#### ○実地指導・監査

市内の地域密着型サービス事業所を対象に年次計画に基づき、個別に介護現場で実地指導を行っています。

今後もサービスの質の確保と向上、尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨、適正な報酬請求等について指導を強化するとともに、不正等については厳正な監査を実施します。

##### ② 地域ニーズ・資源の的確な把握（担当課：保健課）

高齢者実態調査の結果や住民懇話会を開催し、日常生活圏域ごとの課題・ニーズの集約に努めております。

また、地域密着型サービス事業所ごとに年6回開催される運営推進会議に参加し、利用者家族だけでなく地域住民、各関係機関も含めて、今後のサービスについて検討していきます。

生活支援コーディネーターをメインに、地域の資源の発掘を行っております。育成・推進を協力して行うことで、各関係機関、事業所、住民が資源を有効に活用できるよう図ります。

## **(2) サービスの質的向上と制度の円滑な運営**

資質の向上はもとより就業意識の醸成を図るため、介護職員のみならず人材育成の立場にあるリーダー等を対象とした研修を実施するとともに、要介護者への理解と次世代の担い手の育成に努めます。

### **【具体的な取組】**

#### **①介護給付・介護予防給付サービスの円滑な実施（担当課：保健課）**

介護保険サービスの円滑な提供を推進していくとともに、第1号被保険者の介護保険料が、高齢者にとって大きな負担とならないよう、また、できるだけ住み慣れた地域で自立できるよう、地域包括ケアセンターを核とした組織体制の見直しや事業者との連携を行い、介護サービスの充実を今後も推進していきます。

#### **②地域密着型サービス事業の適正な運営（担当課：保健課）**

地域密着型サービスの質の確保、運営評価、地域密着型サービス事業の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、関係者の意見を反映させ、知識の活用を図ります。

また、地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、在宅での生活を継続できるようなケアマネジメントを基本に考えながら、要介護者状況や今後の推移、療養病床からの転換意向、施設配置状況、在宅サービスの提供等の状況を勘案し、計画目標を超えるサービスは抑制するなど、地域の実情を勘案した指定を行います。

#### **③低所得者への支援等負担軽減策の実施（担当課：保健課）**

##### **○高額介護サービス費**

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。

限度額は所得によって区分されています。なお、施設における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。今後も継続して制度の周知を図ります。

対象者のケアマネージャーに対し、本人もしくは家族への連絡をしてもらうことにより、100%に近い高額介護サービス費の支給ができています。

##### **○特定入所者介護サービス費**

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときやショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費は、申請によって認定された場合には所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

## ○高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、限度額（年間）を超えたときは、その超えた分が支給されません。

本市国保係と連携し、対象世帯への給付を行っていきます。

## ○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

この制度は、社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、利用料の軽減を行うものです。

平成17年10月より減額対象となる収入基準、資産基準及び減額割合が変更され、負担の軽減が行われています。

## ④療養病床転換後の連携体制の整備（担当課：保健課）

県が定める地域医療構想を含む医療計画との整合性を図りつつ、病床の機能分化、連携に伴い生じる、医療提供体制並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるような体制整備が重要となってきます。高齢者等の在宅生活を支えるための各種サービス提供基盤の強化や連携体制の整備に配慮していきます。

## ⑤人材育成（担当課：保健課）

### ○世代間交流と福祉教育の推進

市内の介護従事者を対象に、介護技術の向上を目指した講習会を定期的に行っています。また、各事業所の希望に沿った内容で、個別の講習会を開催しております。

## ⑥市民参加の制度運営（担当課：保健課）

老人クラブ、民生委員等の会合で介護保険制度の仕組みや市内の介護施設について説明や介護保険事業計画の策定にあたり、生活圏域ごとに住民懇話会を開催しています。

なお、介護保険事業計画の策定委員として、地域住民代表、家族代表、介護職代表等13名で構成され、計画策定や実績に対し、それぞれの立場から意見を頂いています。

今後も各種組織・団体活動、その他の市民が集う場等を利用しながら、介護保険制度の意義や仕組み等についての説明を行い、制度への理解を得られるよう努めます。

また、介護保険運営協議会の委員は市民から公募するとともに、運営協議会の意見を聞きながら事業の円滑な運営に努めます。

### ③情報の適切な提供（担当課：保健課）

利用者が必要なサービスを選択できるよう、市報やホームページ等により介護サービスの適切な情報提供を行うとともに、研修等により職員の資質向上を図り、市や地域包括支援センターの相談体制を充実させます。



### **(3) 垂水市介護給付適正化計画**

介護サービスの需要を把握し、また、これまでの実績を考慮し、本市の実情にあったサービスが提供できるように努めていきます。

また、適正な介護サービスが提供できるよう、市民・事業所への積極的な情報提供、事業者指導、介護給付の適正化等により、さらなる介護サービスの質の向上を目指していきます。

#### **【計画の趣旨】**

介護給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資する取組です。

本市では、国が示した指針や県が策定した計画に基づき、利用者に対する適切な介護サービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼を高めていくとともに、必要な給付を適切に提供するための介護給付適正化計画を実施していきます。

#### **【具体的な取組】**

##### **①介護給付の適正化（担当課：保健課）**

###### **○要介護認定調査の適正化**

要介護認定調査は、市外の遠方を除き、市の調査員及び、一部を市内の介護保険事業者へ委託しています。

鹿児島県と大隅地域振興局が開催する調査員研修にそれぞれ出席をしており、介護保険事業所へも通知・参加依頼を行っています。

今後も、制度改正へ対応していくため、調査員研修に積極的に参加し、また、本市での自主的な研修を実施します。

###### **○ケアプランの適正化**

ケアプランチェックについては、平成29年4月から毎月、介護支援専門員、地域包括支援センター職員、給付担当の三者を交えたケアプランチェックの場を設けています。また、地域密着型サービスへの実地指導の際にケアプランの提出をしてもらい、利用者の自立支援に向けたプランが作成されているか点検し、各事業所のケアマネージャーに対し、個別に指導を行っています。

しかしながら、地域密着型サービス事業所以外へのチェックが課題です。

今後も、ケアプラン作成の適正化・平準化を図るため、ケアプランチェックを継続して実施します。

## ○福祉用具の購入及び住宅改修の点検

福祉用具の購入については、支給申請と同時にケアプランの提出を求め用具の必要性や利用者の身体状況に適したものであるか点検を行っています。

住宅改修については、事前に利用者の状況に対応した必要な改修となっているか、また、改修業者による価格設定が適切なものであるかを確認するため、住宅改修が必要な理由書や見積書等を提出してもらい事前審査を行っています。

申請時にケアプランの確認を行うとともに、設置後の利用者宅を訪問し、身体状況に適し、自立支援に役立った改修・購入となっているか点検を行い、適正化を図ります。

## ○介護報酬請求の適正化

国民健康保険団体連合会から送られてくる医療給付と介護給付の給付情報及び縦覧点検結果情報を基に介護保険と医療保険の二重請求の確認や介護報酬の整合性を点検し、介護給付の適正化を図ります。

## ○介護給付費適正化事業

要介護認定の適正化の中で、市内調査分における認定調査票の事後点検が課題です。

市外委託分に関しては介護保険係内で確認できる体制が整っていますが、市内分に関しては人員不足もあり、実施が難しい状況となっています。今後は市内分の調査票においても、点検件数の拡大に努めることによって介護給付の適正化を図ります。

また、介護保険のサービス利用者に対し定期的に介護給付費通知を発送し、利用者自らの介護保険サービスの利用状況の確認、コスト意識の喚起及び不正請求の発見につなげます。

## ②介護サービス事業者への支援（担当課：保健課）

地域包括支援センター主催で垂水市介護支援専門員研修会を年 4～6 回開催しています。先進地施設の視察や事例発表を行い、職員の資質向上を図っています。

介護保険サービス事業者連絡会については行われていないため、今後、介護サービス事業者を対象に連絡会の開催に努め、市からの情報提供をはじめ事業者間での意見交換等を行い、市全体のスキルアップを図ります。

また、平成 20 年度に発足した地域密着型サービス事業所連絡協議会へのサポートも積極的に行います。

## ③事業所指導の強化（担当課：保健課）

平成 18 年 4 月施行の改正介護保険法により市町村の保険者機能が強化されました。平成 28 年には地域密着型通所介護が創設され、平成 30 年 4 月からは居宅介護支援事業者の

指定権限が市町村に移譲されます。

地域密着型サービス事業所への実地指導は、年間計画のとおり実施に努めています。今後も、市が指定・指導監督権を持つ地域密着型サービス事業所をはじめ、権限移譲により県から市に移管される事業所や、県が指定・指導監督権を持つ地域密着型サービス以外の事業所についても、県と連携し不適切な事業運営や高齢者への虐待が行われることが無いよう指導に努めます。

垂水市における高齢者自立支援施策及び目標値(再掲)

重点施策	目標項目	内容	H28 実績	H32 目標
介護給付適正化	ケアプラン点検件数	第6期から継続している「短期入所生活介護等の長期利用に対する確認」、「軽度者に対する福祉用具貸与の確認」における点検に加え、個別案件にも目を通します。	60件	120件
	調査票点検件数	垂水市外の遠方で認定調査を行う際に、委託事業者で作成された調査票については今後も確認の徹底に努めます。 また、困難事例を点検できる体制整備を推進します。	36件	60件
	実地指導件数	居宅介護事業所の指定権限が市町村に移譲されることに伴い、実地指導の年間計画件数が増加します。サービス提供体制や介護報酬請求の適正化に努めます。	3件	5件



## 第5章 介護保険事業計画

---

## 第5章 介護保険事業計画

### 1 日常生活圏域の設定

#### (1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、法に基づき、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築するため、地域の実情に応じて定める必要があります。これらを踏まえ、第7期計画の日常生活圏域を設定します。

#### (2) 日常生活圏域の設定

本計画では、地理的条件や人口、交通アクセス等を総合的に勘案し、第6期までの計画に引き続き、次の4つの圏域（旧中学校区）を設定します。

①中央・水之上・大野圏域 ②協和圏域 ③牛根圏域 ④新城・柁原圏域



日常生活圏域別の人口の状況

	総人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
牛根地区	1,674	817	48.8%
協和地区	1,711	742	43.4%
中央・水之上・大野地区	9,654	3,460	35.8%
新城・柁原地区	2,355	1,102	46.8%
計	15,394	6,121	39.8%

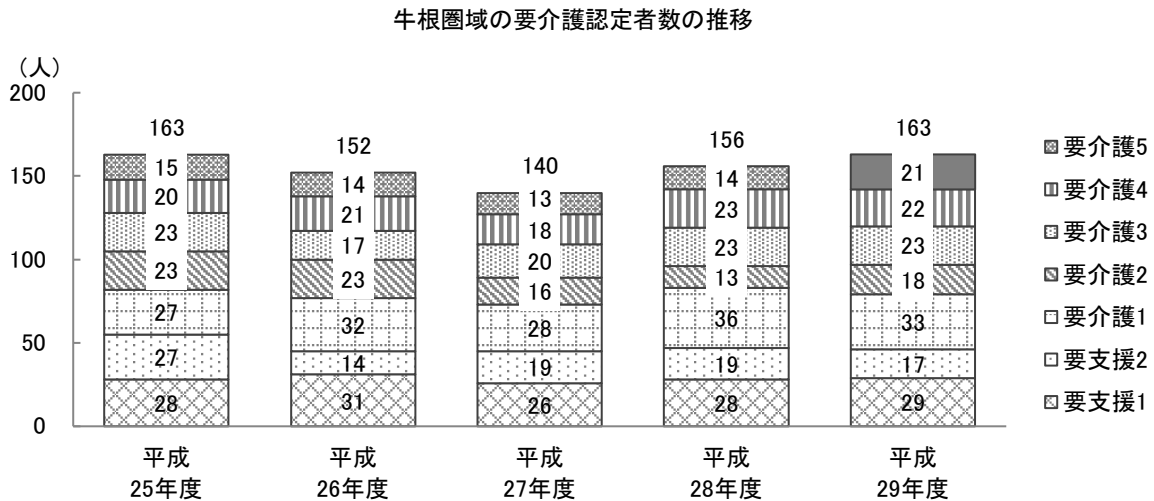
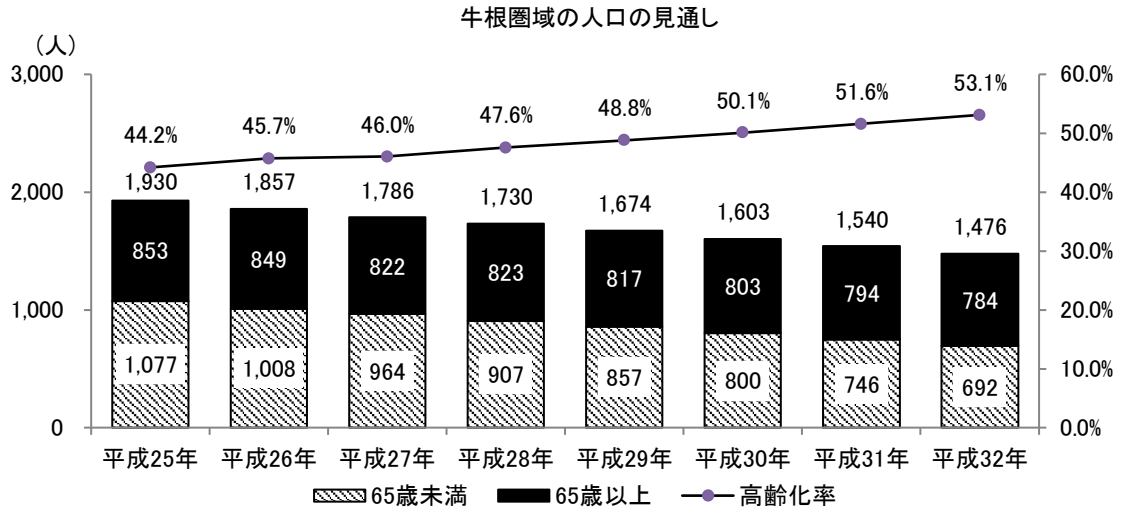
資料：平成29年4月末（住民基本台帳データ）

### 2 介護サービス整備計画及び整備方針

平成30年度から平成32年度までの地域密着型サービス整備計画は次頁以降に示します。  
なお、整備計画に盛り込まれていない地域密着型サービスや、地域密着型サービス以外の介護サービスについては、新規整備を予定しておりません。

### 3 各圏域の状況

#### (1) 牛根圏域



#### 地域密着型サービス整備計画

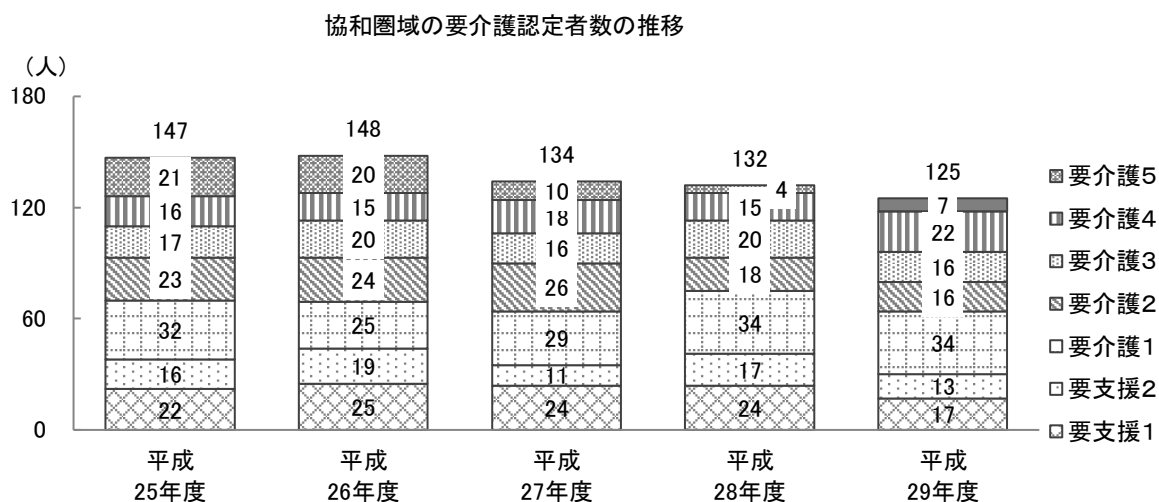
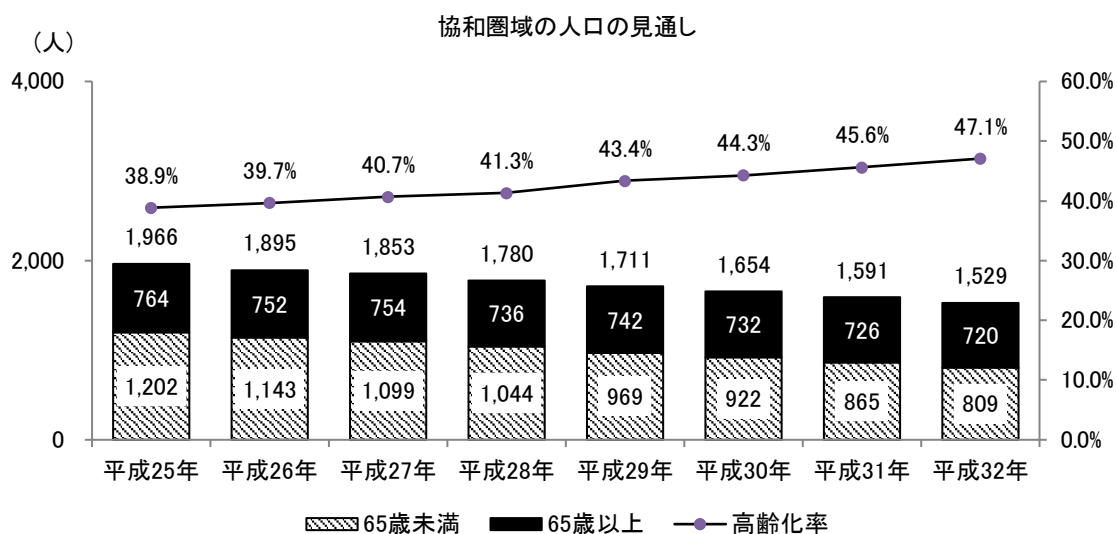
日常生活圏域	第6期末		整備計画						第7期末	
	事業所数	整備量	平成30年		平成31年		平成32年		事業所数	整備量
			事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
夜間対応型訪問介護										
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護			1	29					1	29
認知症対応型共同生活介護	1	9						1	9	
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										
看護小規模多機能型居宅介護										
地域密着型通所介護										

牛根圏域 地域別懇談会意見

開催日	平成29年8月29日(火)	会場	道の駅たるみず
テーマ：「介護サービスと介護保険料」			
介護で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や買い物などに行く交通手段がない</li> <li>・日中仕事をしていて夜は介護をするのは大変だった</li> <li>・1人で複数を介護するのは大変だった</li> <li>・食事介助に苦労した</li> <li>・仕事と介護の両立は時間に追われる生活になってしまう</li> <li>・介護が必要になったとき、すぐ利用できるか不安</li> <li>・人が少なくなってきたので心配</li> <li>・近所の人の声かけなく宿泊すると心配になる</li> <li>・1人だと夜急になにかあったりすると心配</li> <li>・災害などで、避難所に行く車等が無く、今は周りの人と一緒に行けるが、今後は心配。また、台風等が早めの非難が出来るのが、地震等急な災害時に、避難所まで行けるかが心配</li> <li>・病院の送迎で、帰りに買い物ができるようになると助かる</li> <li>・緊急時、親を預けられなくて困ったことがあった</li> <li>・避難をしない老人がいて不安に思った</li> <li>・お店がない。移動販売が2台来るが、週に1回と2週間に1回しか来ない</li> <li>・保険料や自己負担分で経済的な面で困っている</li> <li>・介護施設がグループホーム1カ所しかない</li> <li>・耳が遠いので避難の呼びかけが聞こえない</li> <li>・近所との関わりが大事、声かけや見守りをしているが民生委員だけではだめ</li> </ul>		
必要な介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間でも夜間預けられる施設</li> <li>・ショートステイ</li> <li>・ヘルパー（話相手、掃除、入浴介助）</li> <li>・小規模多機能ホーム</li> <li>・話ができる憩いの場</li> <li>・夜間の見守り</li> <li>・老人ホームやアパートのようなものがあれば良い</li> <li>・バスの割引制度、無料券、免許返納者への割引券配布</li> <li>・介護認定の有無問わず、預けることができる施設</li> <li>・包括支援センターの牛根支所</li> <li>・公共交通機関がもっと増えればよい（乗合バス）</li> <li>・移動販売がきてもそこまでいけない。集落ごとに停まってほしい</li> <li>・近くに通える施設があればいい</li> <li>・定期的に集まる場所がほしい</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院が少ない</li> <li>・中央クリニックや中学校の跡地をうまく利用してほしい</li> <li>・かかりつけ医となってくれるような、地域の診療所がほしい</li> <li>・元気塾等、そういった事業があるとお知らせしてくれたら行く。とても楽しく参加しているので、これからもずっと続けてほしい</li> <li>・料理が得意な人が料理をつくる、買い物に行けるひとが買い物をする。そういった「できる人が出来ない人の分を代行する」助け合いのグループ生活の輪を作れたらよいと思う</li> <li>・地域での活動にみんなが参加してくれる。この前は200人の参加があり、知らない顔ぶれもあった。このようなイベントを通して、他の地区に住んでいる方々に牛根地区の良さを分かる機会となって欲しい</li> <li>また、イベントでの交流を通して若い世代と知り合いになり、将来自分たちが困ったときに支えてくれる存在となって欲しい</li> <li>・一人で両親を介護している人がおり、週2回施設を利用しているが大変そうである。地域でみる、関わるのが大事</li> <li>・昔は元気な人が見守りをする活動があったが今はなくなった</li> </ul>		



(2) 協和圏域



地域密着型サービス整備計画

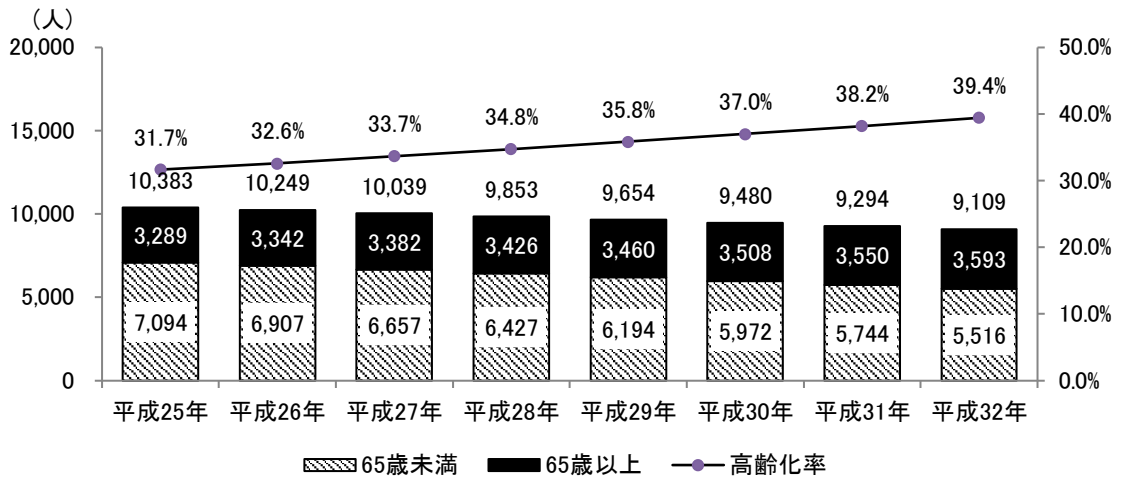
日常生活圏域	第6期末		整備計画						第7期末	
			平成30年		平成31年		平成32年			
	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量
定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
夜間対応型訪問介護										
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護	1	29							1	29
認知症対応型共同生活介護										
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										
看護小規模多機能型居宅介護										
地域密着型通所介護	1	18							1	18

協和圏域 地域別懇談会意見

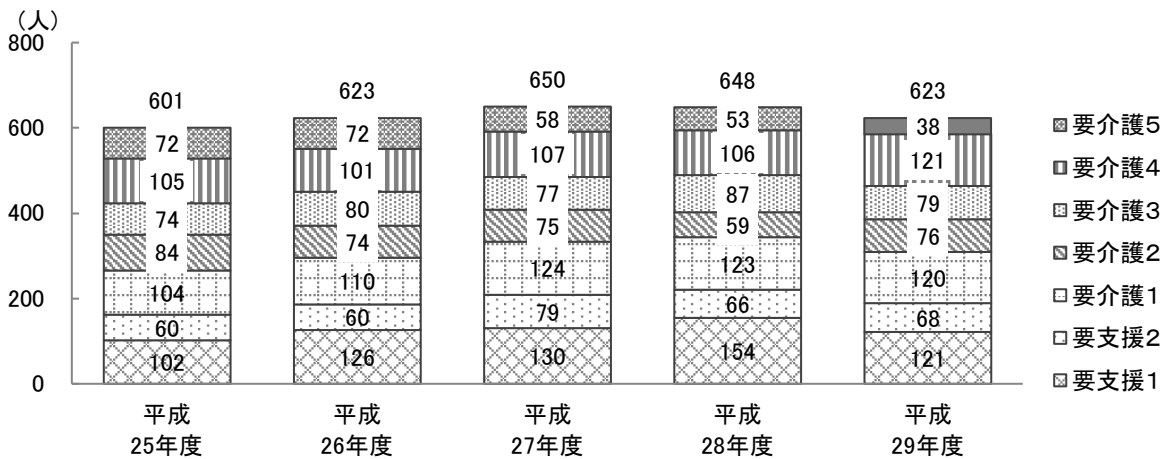
開催日	平成29年10月10日(火)	会場	協和地区公民館
テーマ：「介護サービスと介護保険料」			
介護で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のところは困っていない。食事今はコンビニが配達してくれる</li> <li>・昔、親を介護していた時は、介護保険サービスが整っておらず、布オムツを使用して介護にあっていた。それに比べれば、今は紙オムツの普及や介護保険サービスも整っており、便利な時代となったと感じている</li> <li>・夫が夜中トイレに間に合わないことがある</li> <li>・今後、車の運転が出来なくなると困る</li> <li>・介護の経験をしたことがないのでわからない</li> <li>・体が弱ってからのサービスでは遅すぎるように思う(骨折をしてからでは遅い等)</li> </ul>		
必要な介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で最後まで生活できることが理想である</li> <li>・ヘルパーやデイサービスといった在宅型サービスが必要</li> <li>・最終手段ではあるが、在宅で生活できなくなった場合の介護施設</li> <li>・バスの本数が増えてほしい</li> <li>・食材等を配達してくれる店がほしい</li> <li>・訪問給食の利用</li> <li>・体が不自由になった場合は、子どもに手伝ってもらいながら、自宅で生活したいと考えているが、認知症になったり、必要以上に子どもたちの負担になってしまったりした場合は施設入所を希望したい</li> <li>・介護サービスではないが、メンタルの専門病院がほしい</li> <li>・元気な人でも手すりをつけてくれるようなサービスが欲しい</li> <li>・鹿屋みたいなくるりんバスがあればよい(輸送サービス)</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力をつけて、健康でいるように気をつけること。</li> <li>・体を動かしたり、頭を回したり、自分でできることは自分でする。</li> <li>・近所同士のつながりが重要である。</li> <li>・お互いの見守りが必要となる。</li> <li>・遠方に住んでいる家族などの緊急連絡先を書き留めておく。</li> <li>・近所の人たちと、おかずを1品ずつ持ち寄って、集まりをしている。</li> <li>・毎日歩いている</li> <li>・早めに専門の病院に行く。</li> <li>・日ごろから転ばないように足元に気をつけたり足元にライトを取り付けたりしている。</li> <li>・近所の人に声をかけて集まる機会を設ける。</li> <li>・介護予防教室、公民館活動、サロンに積極的に参加する。</li> </ul>		

(3) 中央・水之上・大野圏域

中央・水之上・大野圏域の人口の見通し



中央・水之上・大野圏域の要介護認定者数の推移



地域密着型サービス整備計画

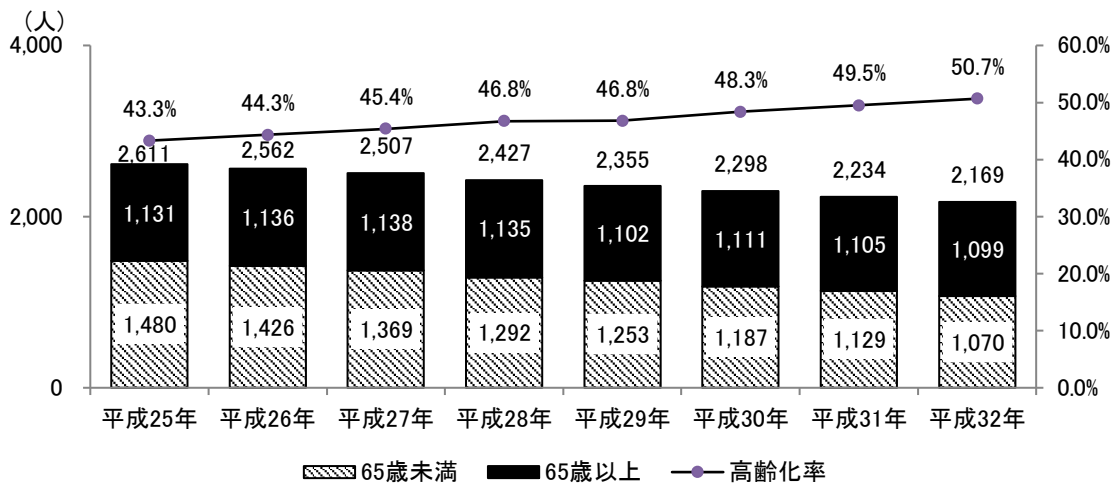
日常生活圏域	第6期末		整備計画						第7期末	
			平成30年		平成31年		平成32年			
	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量
定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
夜間対応型訪問介護										
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護	1	29							1	29
認知症対応型共同生活介護	3	45							3	45
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										
看護小規模多機能型居宅介護										
地域密着型通所介護										

中央・水之上・大野圏域 地域別懇談会意見

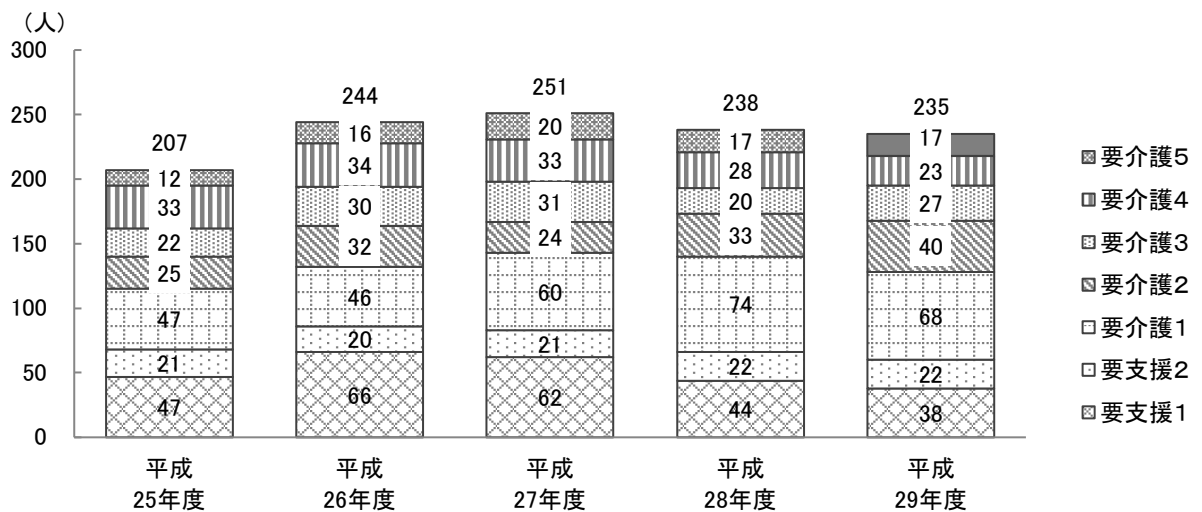
開催日	平成29年9月26日（火）	会場	道の駅たるみず
テーマ：「介護サービスと介護保険料」			
介護で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のところは健康で大丈夫だが、今後が心配</li> <li>・身寄りもないため、介護が必要になったら、施設入所を検討しているが、待機者が多くてすぐに入れないと聞くので、その当たりが不安</li> <li>・将来に対する不安が大きい</li> <li>・施設入所の場合、費用が高いと聞くので、費用面が不安</li> <li>・配偶者が介護状態になった際に介護できる自信がない</li> <li>・独りになったときの食事の不安。同じものを食べ続けてしまうのではないかと</li> <li>・近くに家族がいないため何かあったときに不安</li> <li>・普段から声かけをしたり近所との関係はあるが、希薄な場合は何かあった際に困る</li> <li>・自分たちは昔から今の場所に住み、近所の人たちとも交流があるが、若い世代の方や市外から転居されてきた方などとは交流が少ない</li> <li>・声をかけあうことは大事だと思っているが、迷惑かとも思い遠慮してしまうことも多い</li> <li>・実際介護を経験した中では今の住んでいる場所（中央地区）であるからこそ、福祉サービスや医療機関など困ったことはなかった。それは今の場所だから困らなかったが、他の場所であれば受診やサービスの利用は難しかったと思う</li> </ul>		
必要な介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用料が高いと聞くので、もらっている年金で賄えるような施設</li> <li>・安く利用できる市営の施設がほしい</li> <li>・救急車までとはいかないが、いざというときに使える交通手段があればありがたい</li> <li>・介護サービスを利用する際の介護士と気持ちよく接する関係性でありたい</li> <li>・一度、介護施設を訪れたことがあるが、入り口が暗かった。暗いと気分まで落ち込むことになるので、できれば明るくしてほしい</li> <li>・将来施設入所希望のため、利用しようと思うときにすぐ入れる施設がほしいが、そのために、介護保険料が上がるのは困る</li> <li>・今のまま現状維持で充分なのではないか</li> <li>・介護を終えた後のアフターケア</li> <li>・地域での見守り体制</li> <li>・近くに利用できる介護施設が必要</li> <li>・医療機関や施設までの送迎</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り元気でいること</li> <li>・年金だけでは生活が厳しいため、仕事をしているが、体を動かすことが健康につながっている</li> <li>・何か体に異常があると感じた場合は、早めに病院を受診して体調管理には気をつけている</li> <li>・発見が遅くなってしまうと、取り返しがつかないこともあるため、無理はせずに早期発見を心がけている</li> <li>・スポーツやストレッチを心がけ、健康を保つこと</li> <li>・できることは自分で決め、自分で行う。自分の行いに責任をもつことで自立できる</li> <li>・普段から近所との交流をもつこと</li> <li>・家族と電話やメール等でコミュニケーションを取り合い、何かあった際にはすぐに分かるようにしている</li> <li>・定期的に健診等を受け健康に気をつける</li> <li>・何か気になることがあった際は早めに受診するようにしている</li> </ul>		

(4) 新城・柘原圏域

新城・柘原圏域の人口の見通し



新城・柘原圏域の要介護認定者数の推移



地域密着型サービス整備計画

日常生活圏域	第6期末		整備計画						第7期末	
			平成30年		平成31年		平成32年			
	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量	事業所数	整備量
定期巡回・随時対応型訪問介護看護										
夜間対応型訪問介護										
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護	2	58							2	58
認知症対応型共同生活介護	2	18							2	18
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護										
看護小規模多機能型居宅介護										
地域密着型通所介護	1	18							1	18

新城・柘原圏域 地域別懇談会意見

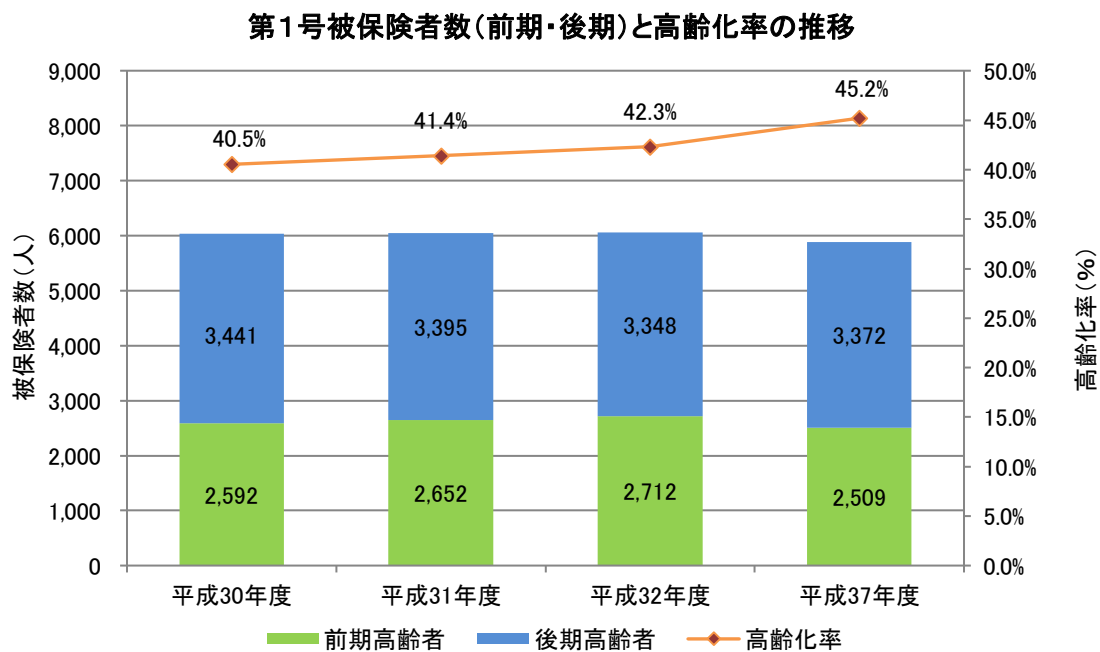
開催日	平成29年9月15日（金）	会場	道の駅たるみず
テーマ：「介護サービスと介護保険料」			
介護で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、利用中で、助かっている。ありがたい</li> <li>・今のところ特に無い</li> <li>・一人暮らしのため、夜がさびしい</li> <li>・男が少ない。女性は85歳以上が多い。なので、力仕事が・・・</li> <li>・今は夫を介護しているが、一人になったとき不安だ</li> <li>・ローソン、セブンイレブンがあって助かる。なくなったら困る</li> <li>・施設に入れない、待ちという声をよく聞くので不安がある</li> <li>・高齢者が多く、子供も他所に行っている人がほとんど。老老介護になるしかないのどちらかが倒れたときに不安がある</li> <li>・独りになったときに家で死ぬのもつらいものがある</li> <li>・現在は困っているというよりも漠然とした不安が大きい</li> <li>・近所に人がいない</li> <li>・突然、倒れたときが心配。（特に一人暮らし）</li> <li>・必要なときに、すぐに施設に入れるかが心配</li> <li>・今は共働きの夫婦が多く、介護と仕事の両立が大変だと思う</li> <li>・今は元気だが子どもがいない、または子どもたちが近くにいないため将来に不安がある</li> <li>・独居老人の見回りが大変なので何かいいシステムはないか</li> </ul>		
必要な介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の施設は高いので、もらっている年金で賄えるような施設</li> <li>・安く利用できる市営の施設があれば</li> <li>・お風呂や食事のサービスが必要</li> <li>・交通手段がない</li> <li>・気軽に介護の相談ができる拠点が地域にほしい</li> <li>・老人クラブなどの学習会が必要 ・サロンの充実</li> <li>・看取りができる、終身面倒を見てくれる施設(特老のような)がほしい</li> <li>・公民館や憩いの家などの、住民が集まる場の施設整備をしてほしい</li> <li>・電話で頼める買い物支援（紙面で注文は高齢になると難しい）</li> <li>・安否確認（お弁当宅配、新聞配達などのサービスと併用で。）</li> <li>・土日とか短期間でも預かってくれるサービス等があれば、介護する側も息抜きが来て良いのでは</li> <li>・ボタン1つで連絡が取れるようなサービスがあれば良いと思う</li> <li>・無料バスを出してほしい（朝・夕）</li> <li>・介護、病院職員が足りないなら外国人労働者を雇ってはどうか</li> <li>・鹿児島市とのサービスに差がある（バス等）</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブやサロン等に参加し、地域の人との関わり合いを持っていく</li> <li>・集まりへの参加について、男性の参加率が悪い 将来一人になったとき困らないよう、男性も参加しておいた方が良い</li> <li>・できることは頑張る（老老介護）</li> <li>・デイサービスの井戸端会議</li> <li>・散歩がてら、見守りや声かけ等を積極的に行っていきたい</li> <li>・介護の世話にならないように、運動をしっかりとしていきたいと思っている</li> <li>・近所でお茶のみをする（友人とおしゃべりをする。）</li> <li>・1週間に1回でも出かける用事を作る</li> <li>・お互いに安否確認をする。体調を気にかけることが大事</li> <li>・きちんと病院に行くこと、検診などに行くことで自分の体調管理をしっかりとすること</li> <li>・教室に参加、ウォーキングをして足腰を鍛える</li> <li>・なるべく外に出て周辺の人たちと友達になる</li> <li>・今回のような集まりや、健康教室等に進んで参加する</li> <li>・健康維持のため脳トレをしている</li> </ul>		

#### 4 人口及び被保険者数の推計

人口は年々減少傾向にあります。「後期高齢者」の人口は年々微減していますが、平成37年度推計は微増しています。一方、「前期高齢者」の人口は年々増加傾向にあります、平成37年度推計は減少しています。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	14,882	14,605	14,328	13,009
第1号被保険者	6,033	6,047	6,060	5,881
前期高齢者	2,592	2,652	2,712	2,509
65～69歳	1,412	1,426	1,441	1,170
70～74歳	1,180	1,226	1,271	1,339
後期高齢者	3,441	3,395	3,348	3,372
75～79歳	1,005	978	950	1,162
80～84歳	997	955	913	799
85～89歳	826	822	818	676
90歳以上	613	640	667	735
第2号被保険者	4,653	4,484	4,314	3,728

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

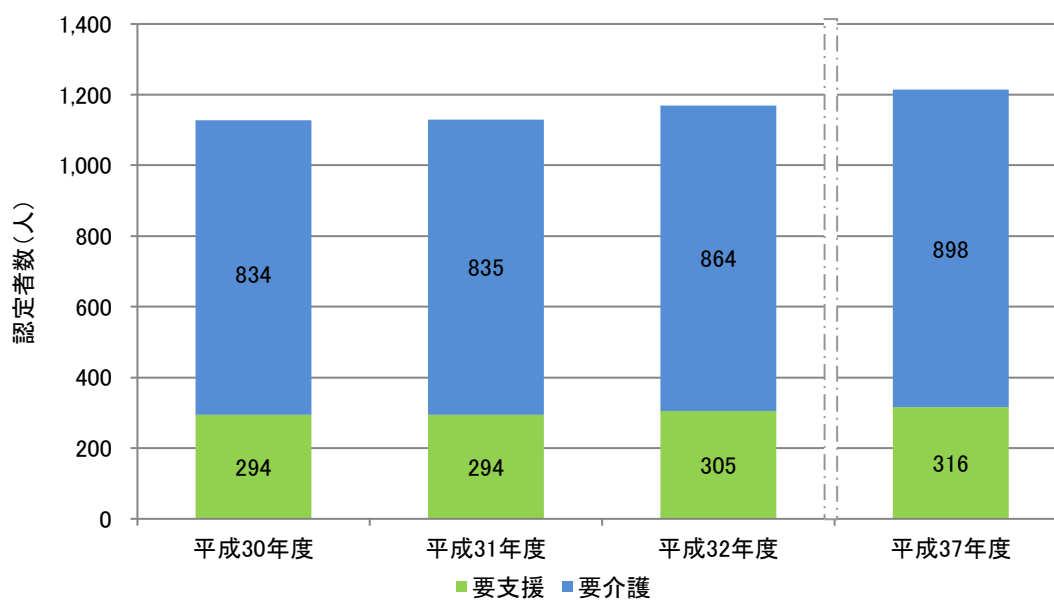
## 5 要介護（要支援）認定者数の推計

要介護認定者数は年々増加傾向にあります。「第1号被保険者」「第2号被保険者」でみると、ともに年々増加傾向にありますが、「第2号被保険者」は、平成37年度推計は減少しています。

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認定者数		1,128	1,129	1,169	1,214
要支援		294	294	305	316
要介護		834	835	864	898
第1号被保険者		1,114	1,113	1,150	1,198
	要支援	291	291	301	313
	要介護	823	822	849	885
第2号被保険者		14	16	19	16
	要支援	3	3	4	3
	要介護	11	13	15	13

(出典) 地域包括ケア「見える化」システム

認定者数の実績と施策反映後の推計値



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム



## 6 サービス利用者数の推計

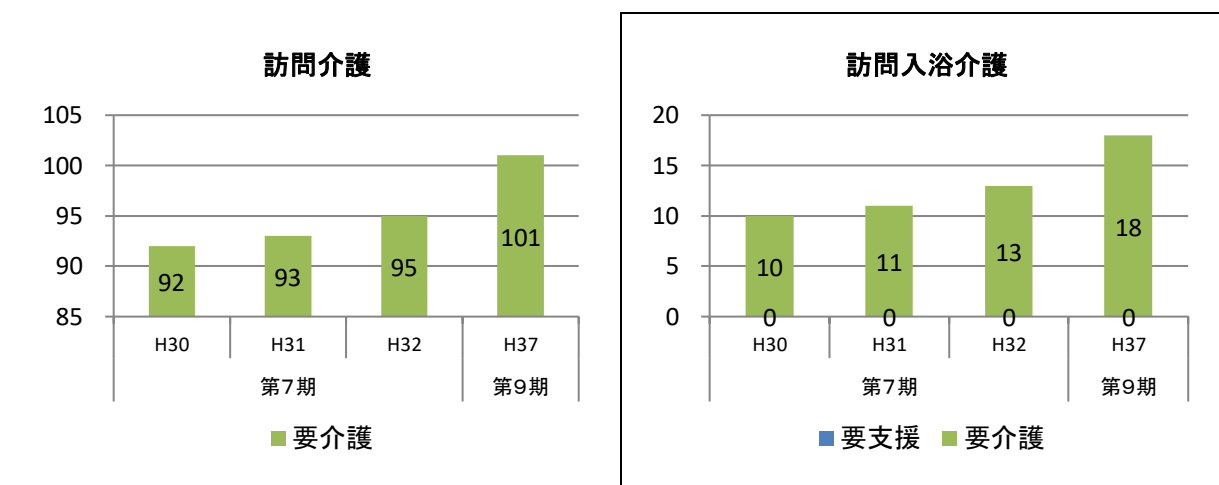
### (1) 居宅サービス利用者数の推計

#### ①訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパーが訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や、買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

図表 訪問介護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	80	92	93	95
	供給量 (回数/月)	1,216	1,441	1,459	1,495



#### ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

図表 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護推計値

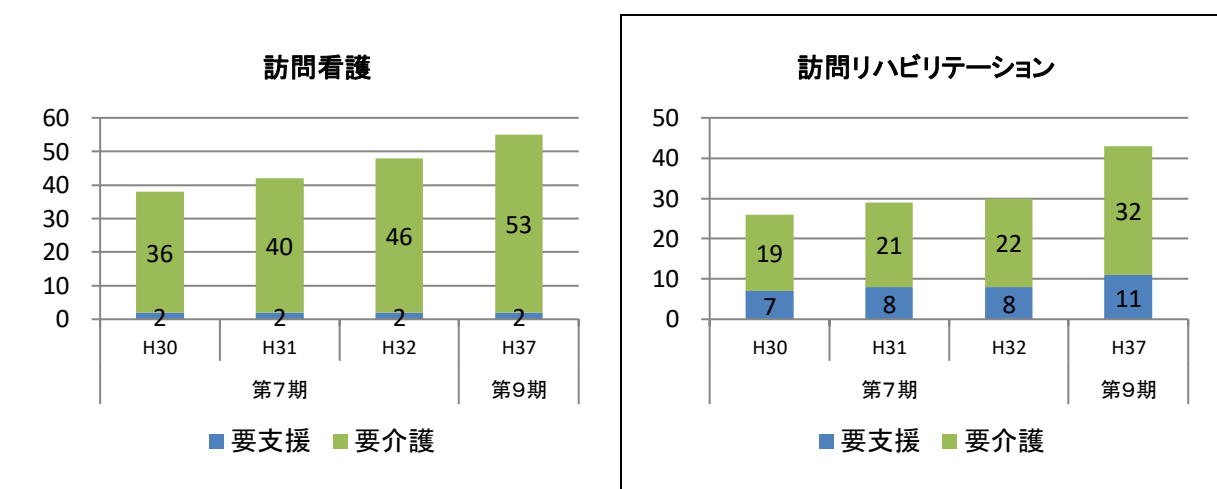
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	8	10	11	13
	供給量 (回数/月)	50	54	53	57
予防給付	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	供給量 (回数/月)	0	0	0	0

### ③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師等が訪問し、主治医の指示のもと、健康状態の管理や処置などを行います。

図表 訪問看護・介護予防訪問看護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	23	36	40	46
	供給量 (回数/月)	156	221	233	246
予防給付	利用人数 (人/月)	1	2	2	2
	供給量 (回数/月)	4	12	12	12



### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士等が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

図表 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション推計値

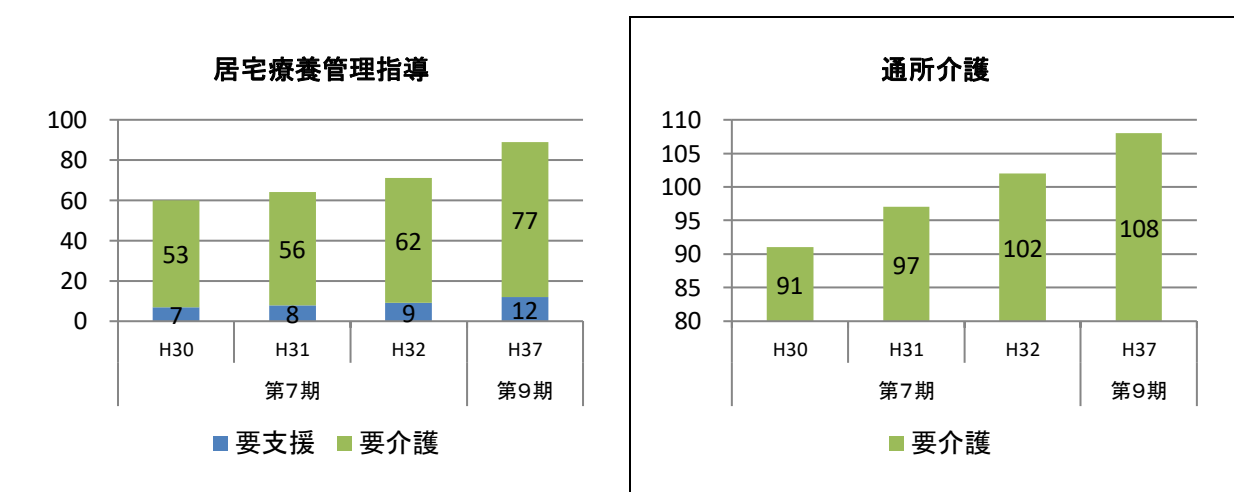
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	17	19	21	22
	供給量 (回数/月)	258	368	406	434
予防給付	利用人数 (人/月)	7	7	8	8
	供給量 (回数/月)	90	83	98	101

### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

図表 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	59	53	56	62
予防給付	利用人数 (人/月)	8	7	8	9



### ⑥通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持（認知症予防）を図ることを目的としたサービスです。

図表 通所介護推計値

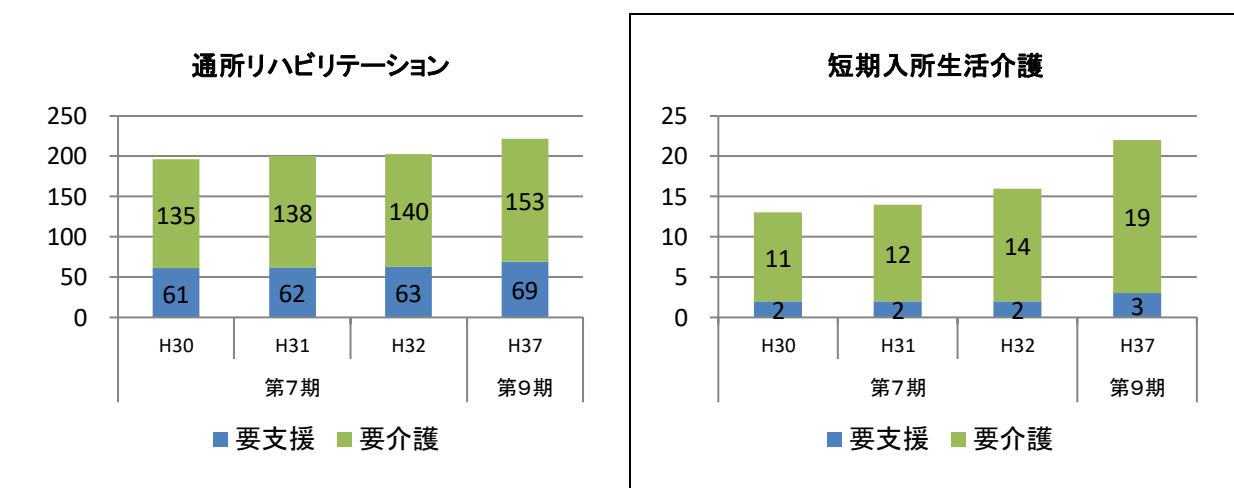
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	44	91	97	102
	供給量 (回数/月)	638	1,247	1,335	1,407

### ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

図表 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	122	135	138	140
	供給量 (回数/月)	986	1,209	1,236	1,254
予防給付	利用人数 (人/月)	46	61	62	63



### ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所は、介護者の事情等により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるもので、特別養護老人ホームに入所する場合、短期入所生活介護となります。

図表 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護推計値

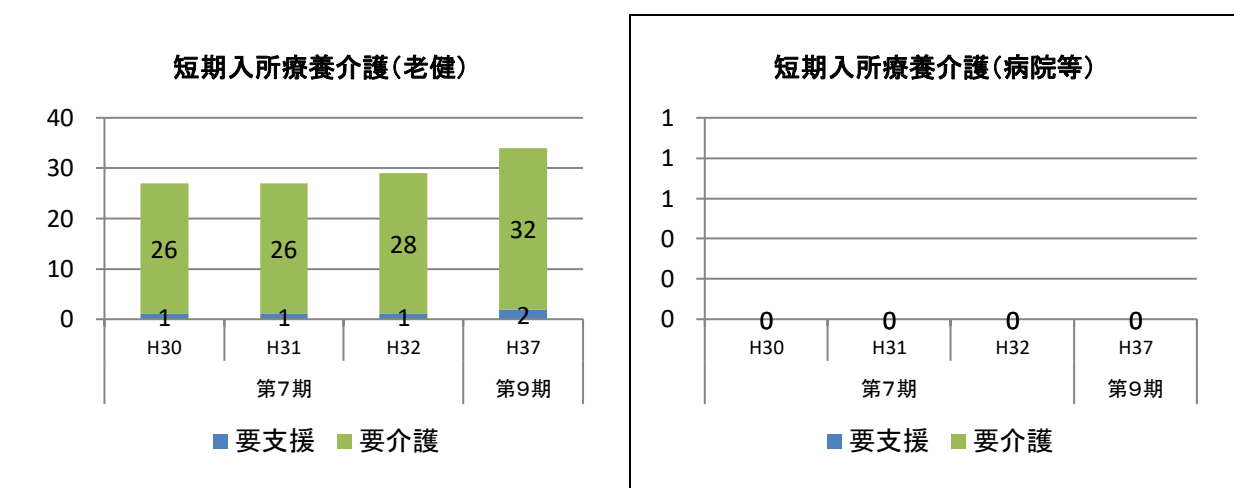
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	11	11	12	14
	供給量 (日数/月)	392	278	314	358
予防給付	利用人数 (人/月)	0	2	2	2
	供給量 (日数/月)	0	38	39	40

⑨短期入所療養介護（老健）・介護予防介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所のうち、老人保健施設に入所する場合、短期入所療養介護となります。

図表 短期入所療養介護（老健）・介護予防介護予防短期入所療養介護（老健）推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	23	26	26	28
	供給量 (日数/月)	165	214	214	230
予防給付	利用人数 (人/月)	0	1	1	1
	供給量 (日数/月)	1	3	3	3



⑩短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所のうち、介護療養型医療施設に入所する場合、短期入所療養介護となります。

図表 短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）推計値

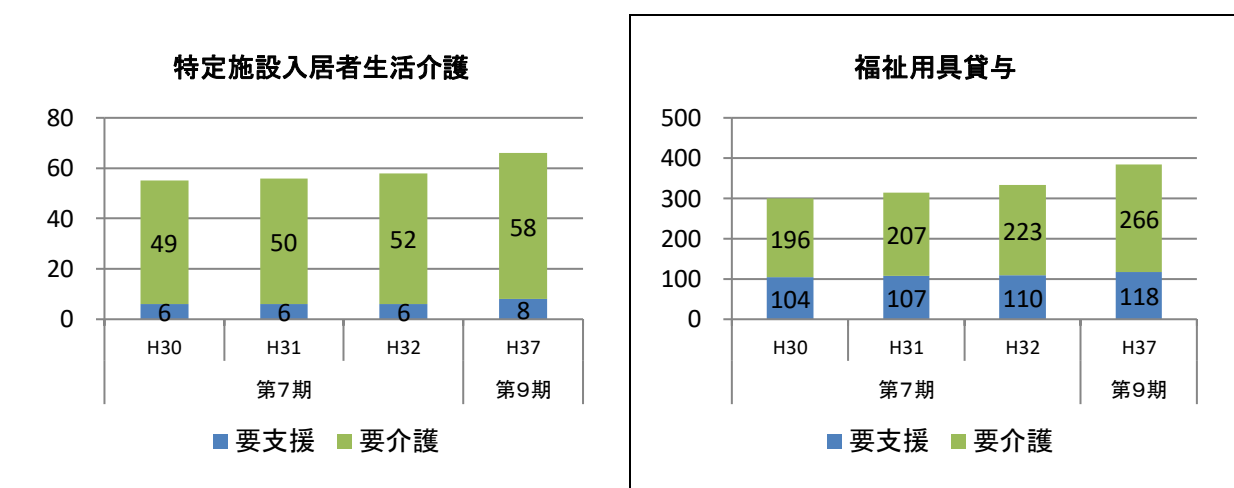
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	供給量 (日数/月)	0	0	0	0
予防給付	利用人数 (人/月)	0	0	0	0
	供給量 (日数/月)	0	0	0	0

### ⑪特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している利用者に対して介護サービス計画に基づいて入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

図表 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	45	49	50	52
予防給付	利用人数 (人/月)	2	6	6	6



### ⑫福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて自立を助ける適切な福祉用具の選定・貸与を行うものです。

図表 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与推計値

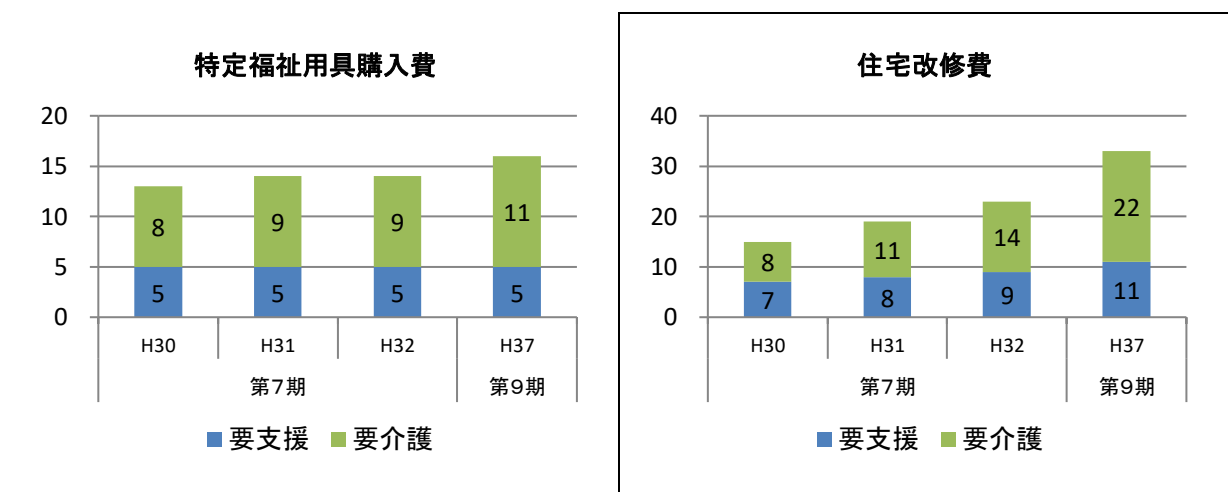
		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	187	196	207	223
予防給付	利用人数 (人/月)	86	104	107	110

⑬特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入費

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限として支給するサービスです。

図表 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	7	8	9	9
予防給付	利用人数 (人/月)	4	5	5	5



⑭住宅改修・介護予防住宅改修

在宅生活に支障がないように行う住宅の改修（段差解消、手すり取付け等）に対し、20 万円を上限として費用の支給を行うものです。

図表 住宅改修・介護予防住宅改修推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	7	8	11	14
予防給付	利用人数 (人/月)	4	7	8	9

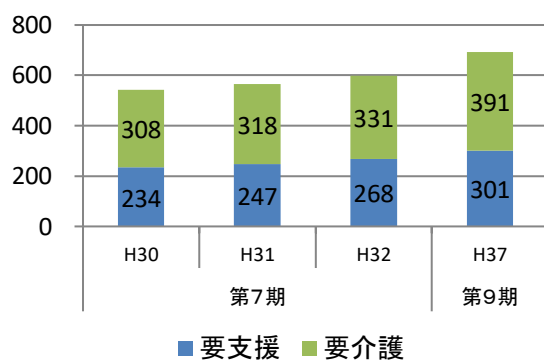
### ⑮居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

図表 居宅介護支援・介護予防支援推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	304	308	318	331
予防給付	利用人数 (人/月)	200	234	247	268

居宅介護支援





## (2) 施設系サービス利用者数の推計

### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う入所施設です。

図表 介護老人福祉施設推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	82	81	81	81

### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅復帰を目的として、リハビリテーションを含む看護・医療サービスを提供するとともに、入浴・排泄・食事等介護、その他日常生活上の世話をを行う入所施設です。

図表 介護老人保健施設推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	171	184	184	184

### ③介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や医療・リハビリテーションなどを行う入所施設です。

図表 介護療養型医療施設推計値

		実績見込	推 計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	1	1	1	1

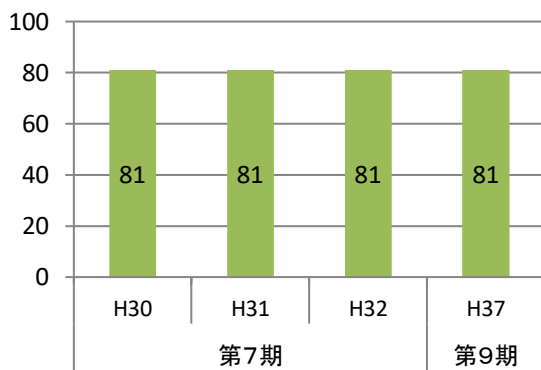
#### ④介護医療院

医療法により定められた病院・診療所の病床のうち、長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供する入所施設です。

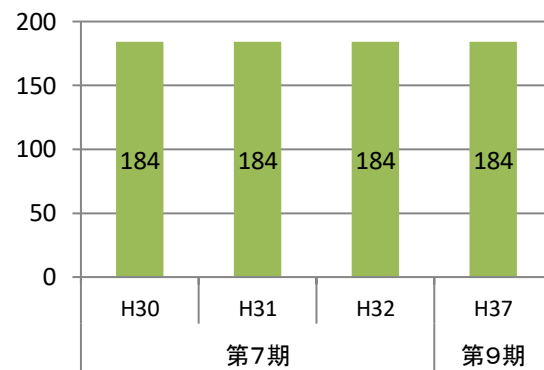
図表 介護療養型医療施設推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	-	1	1	9

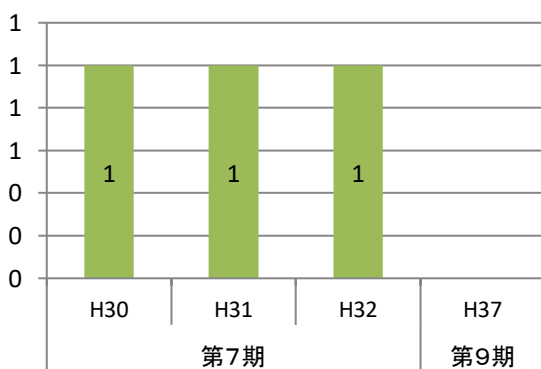
介護老人福祉施設



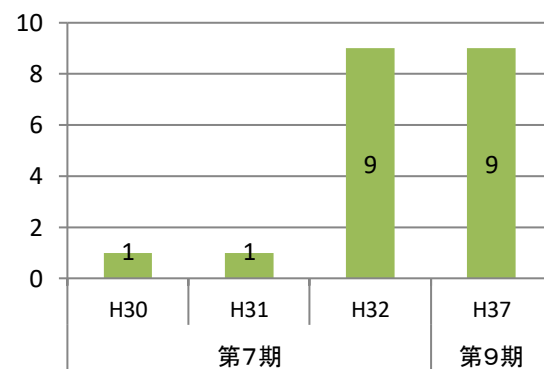
介護老人保健施設



介護療養型医療施設



介護医療院



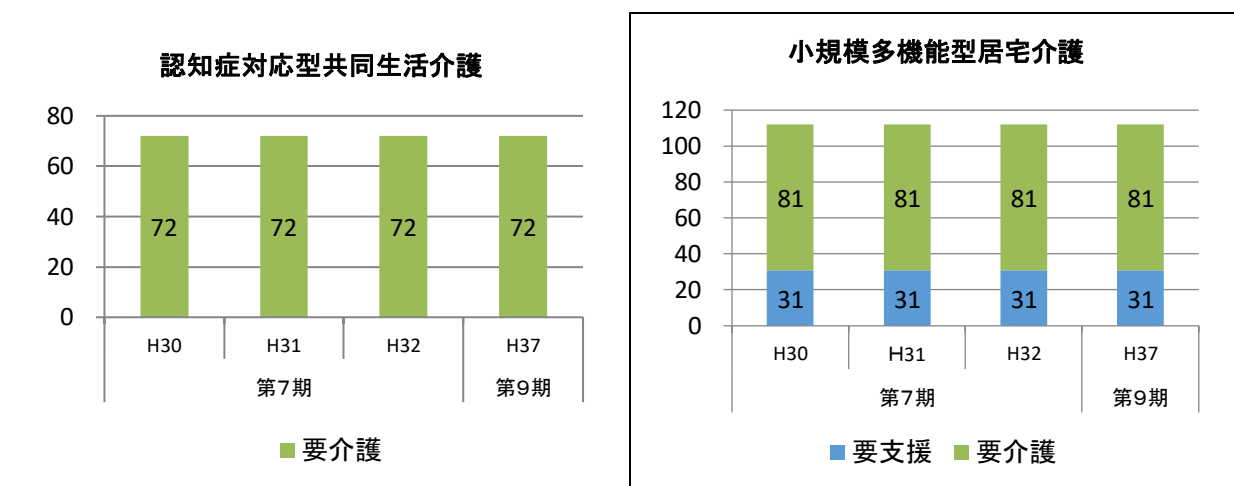
### (3) 地域密着型サービス利用者数の推計

#### ① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある要介護認定者に対して、共同生活を行う住居において、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

図表 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	73	72	72	72
予防給付	利用人数 (人/月)	0	0	0	0



#### ② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、居宅の要介護認定者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、居宅もしくは省令で定めるサービス拠点に通わせ、または短期間宿泊させ、当該拠点において入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うものです。

図表 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	66	81	81	81
予防給付	利用人数 (人/月)	25	31	31	31

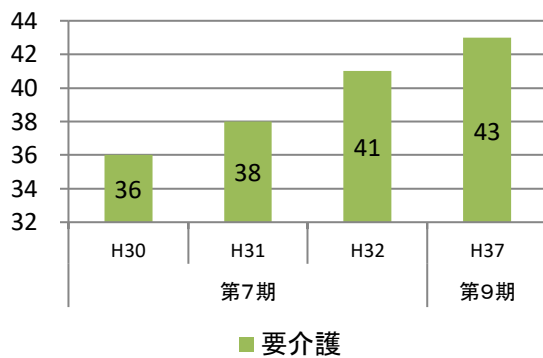
### ③地域密着型通所介護

制度改正により、定員 18 人未満の小規模通所介護事業所は、市町村が指定・監督を行う地域密着型サービスに位置づけられることになりました。

図表 地域密着型通所介護推計値

		実績見込	推計		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付	利用人数 (人/月)	72	36	38	41
	供給量 (回数/月)	889	449	481	521

地域密着型通所介護

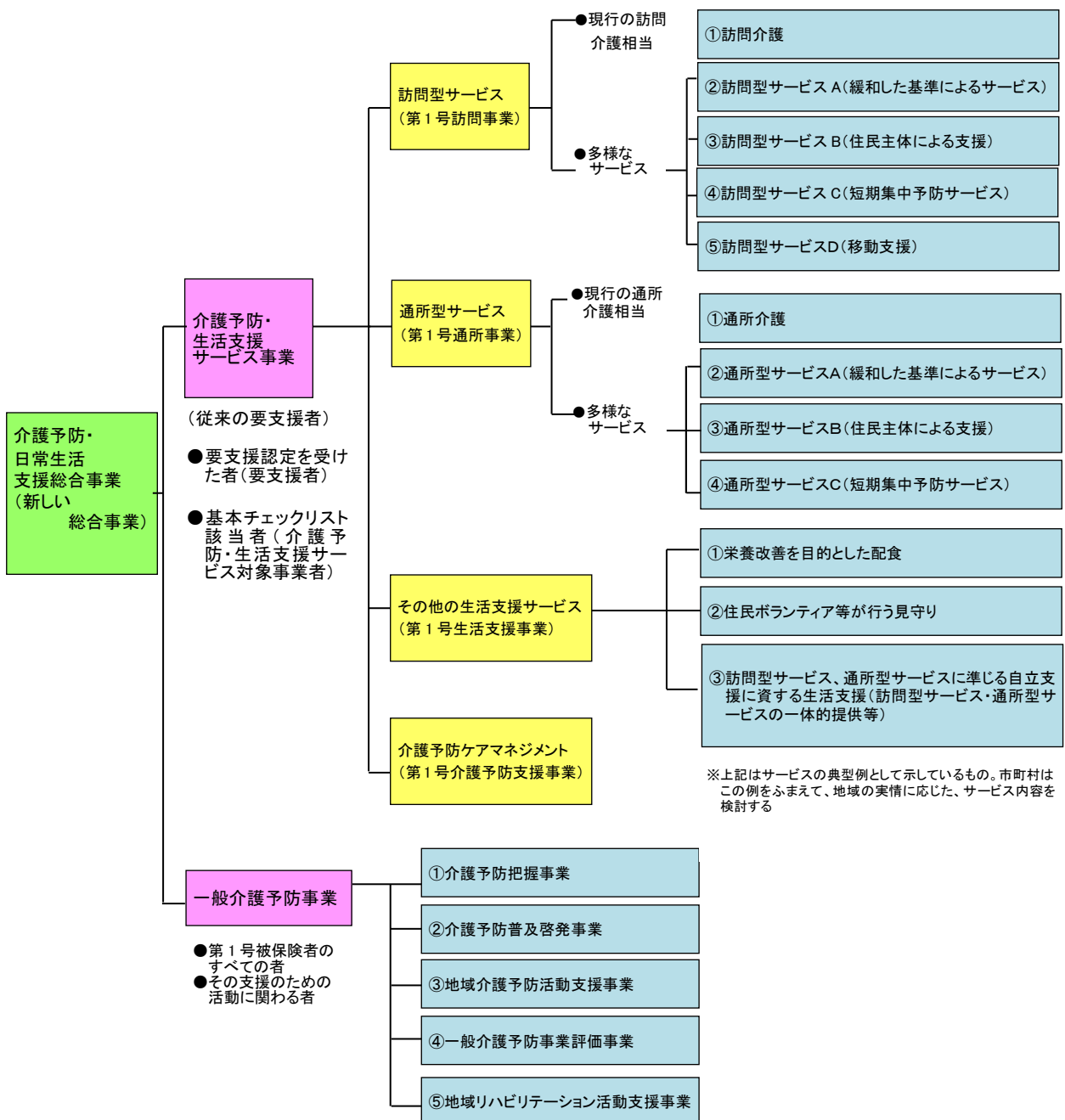


## 7 地域支援事業

### (1) 新たな介護予防・日常生活支援総合事業（再掲）

制度改正により、予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて、ボランティア、NPO、民間企業など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することとなりました。（平成 27 年 4 月 1 日施行）実施にあたっては、圏域ごとにある一定の均一的なサービスを提供するための体制構築が必要なことから、受け皿の整備充実を図ります。

【新たな介護予防・日常生活支援総合事業体系図】(再掲)



## (2) 包括的支援事業

包括的支援事業とは、地域包括支援センターを中心に介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援を行うものです。

介護予防支援を受けていない要支援者等に対する相談援助や、介護保険制度外の生活上の様々な相談、成年後見制度等の制度を利用するための支援、高齢者虐待の早期発見・防止と解決などを図ることなど、地域のケアマネジメントを総合的に展開していきます。

## 8 サービス給付費の推計

### (1) 介護サービス給付費の推計値

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	47,564	48,151	49,282
訪問入浴介護	7,396	7,263	7,812
訪問看護	12,304	12,865	13,493
訪問リハビリテーション	12,986	14,327	15,331
居宅療養管理指導	5,116	5,397	5,985
通所介護	101,849	109,062	114,924
通所リハビリテーション	125,720	128,578	130,711
短期入所生活介護	24,720	28,107	31,858
短期入所療養介護（老健）	24,521	24,532	26,337
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
特定施設入居者生活介護	91,075	92,668	95,947
福祉用具貸与	34,150	35,885	38,724
特定福祉用具購入費	2,109	2,340	2,340
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	159,233	159,304	159,304
認知症対応型共同生活介護	201,067	201,157	201,157
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	42,341	45,751	49,835
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	239,234	239,341	239,341
介護老人保健施設	575,426	575,684	575,684
介護療養型医療施設	5,214	5,216	5,216
介護医療院	3,852	3,852	34,667
住宅改修	4,360	6,063	7,766
居宅介護支援	47,188	48,591	50,409
<b>介護サービス給付費計</b>	<b>1,767,425</b>	<b>1,794,134</b>	<b>1,856,123</b>

(2) 介護予防サービス給付費の推計値

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	610	610	610
介護予防訪問リハビリテーション	2,850	3,374	3,462
介護予防居宅療養管理指導	754	844	959
介護予防通所リハビリテーション	20,162	20,622	21,072
介護予防短期入所生活介護	1,513	1,554	1,594
介護予防短期入所療養介護（老健）	229	229	229
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	4,961	4,963	4,963
介護予防福祉用具貸与	7,070	7,275	7,480
特定介護予防福祉用具購入費	1,286	1,286	1,286
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	19,663	19,672	19,672
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護	0	0	0
介護予防住宅改修	3,613	4,082	4,551
介護予防支援	12,470	13,168	14,288
介護予防サービス給付費計	75,181	77,679	80,166

(3) 総給付費の推計値（介護給付費・予防給付費介護サービス）

(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サービス給付費計	75,181	77,679	80,166
介護サービス給付費計	1,767,425	1,794,134	1,856,123
介護サービス給付費計	1,842,606	1,871,813	1,936,289

(4) 地域支援事業費の推計値

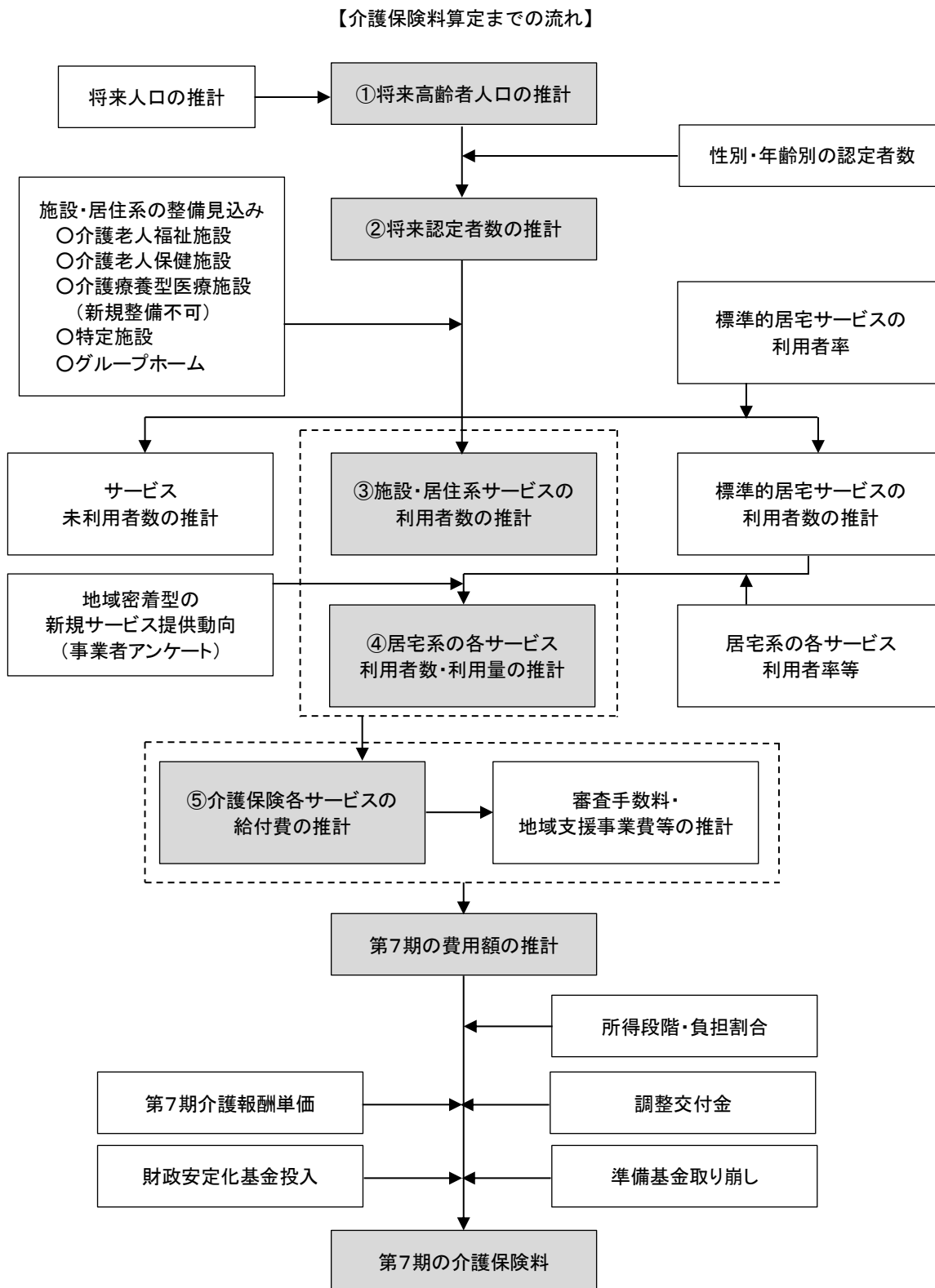
(単位：千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	65,000	65,000	65,000
包括的支援事業・任意事業	50,000	55,000	55,000
計(地域支援事業費)	115,000	120,000	120,000



## 9 第1号被保険者保険料の見込み

将来高齢者人口等の推計から、介護サービス見込み量及び給付費、保険料算定までのおおまかな流れを示すと、下図のとおりとなります。



## (1) 事業費、総給付費の推計

(単位:円)

	第7期			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額	1,997,548,146	2,050,532,065	2,140,906,211	6,188,986,422
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	1,842,276,206	1,893,762,470	1,982,227,547	5,718,266,223
総給付費	1,842,606,000	1,871,813,000	1,936,289,000	5,650,708,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	329,794	512,286	532,389	1,374,469
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	22,461,756	46,470,936	68,932,692
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	99,751,608	100,724,850	101,965,446	302,441,904
特定入所者介護サービス費等給付額	99,751,608	100,724,850	101,965,446	302,441,904
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	47,219,039	47,679,739	48,266,995	143,165,773
高額医療合算介護サービス費等	6,530,293	6,594,006	6,675,223	19,799,522
算定対象審査支払手数料	1,771,000	1,771,000	1,771,000	5,313,000
地域支援事業費	115,000,000	120,000,000	120,000,000	355,000,000
標準給付費見込額+地域支援事業費合計見込額	2,112,548,146	2,170,532,065	2,260,906,211	6,543,986,422

(2) 介護保険料の算出

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額	<b>6,543,986 千円</b>
--------------------	---------------------

23%

第1号被保険者負担分相当額	<b>1,505,116 千円</b>
---------------	---------------------

第1号被保険者負担分相当額	1,505,116 千円
＋) 調整交付金相当額	319,199 千円
－) 調整交付金見込額	681,547 千円
－) 準備基金取崩額	91,500 千円

**保険料収納必要額** 1,051,269 千円

保険料収納必要額	<b>1,051,269 千円</b>
----------	---------------------

保険料収納必要額	1,051,269 千円
÷) 予定保険料収納率	99.0%
÷) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	15,524 人
÷) 12 か月	

**＝ 標準月額：5,700 円** ※準備基金取崩額による影響額 496 (円)

垂水市の介護保険料の推移

計画期間	全国平均	鹿児島県平均	垂水市
第1期 (H12～14)	2,911 円	3,116 円	3,000 円
第2期 (H15～17)	3,293 円	3,814 円	3,340 円
第3期 (H18～20)	4,090 円	4,120 円	3,900 円
第4期 (H21～23)	4,160 円	4,172 円	4,020 円
第5期 (H24～26)	4,972 円	4,946 円	4,180 円
第6期 (H27～29)	5,514 円	5,719 円	5,100 円

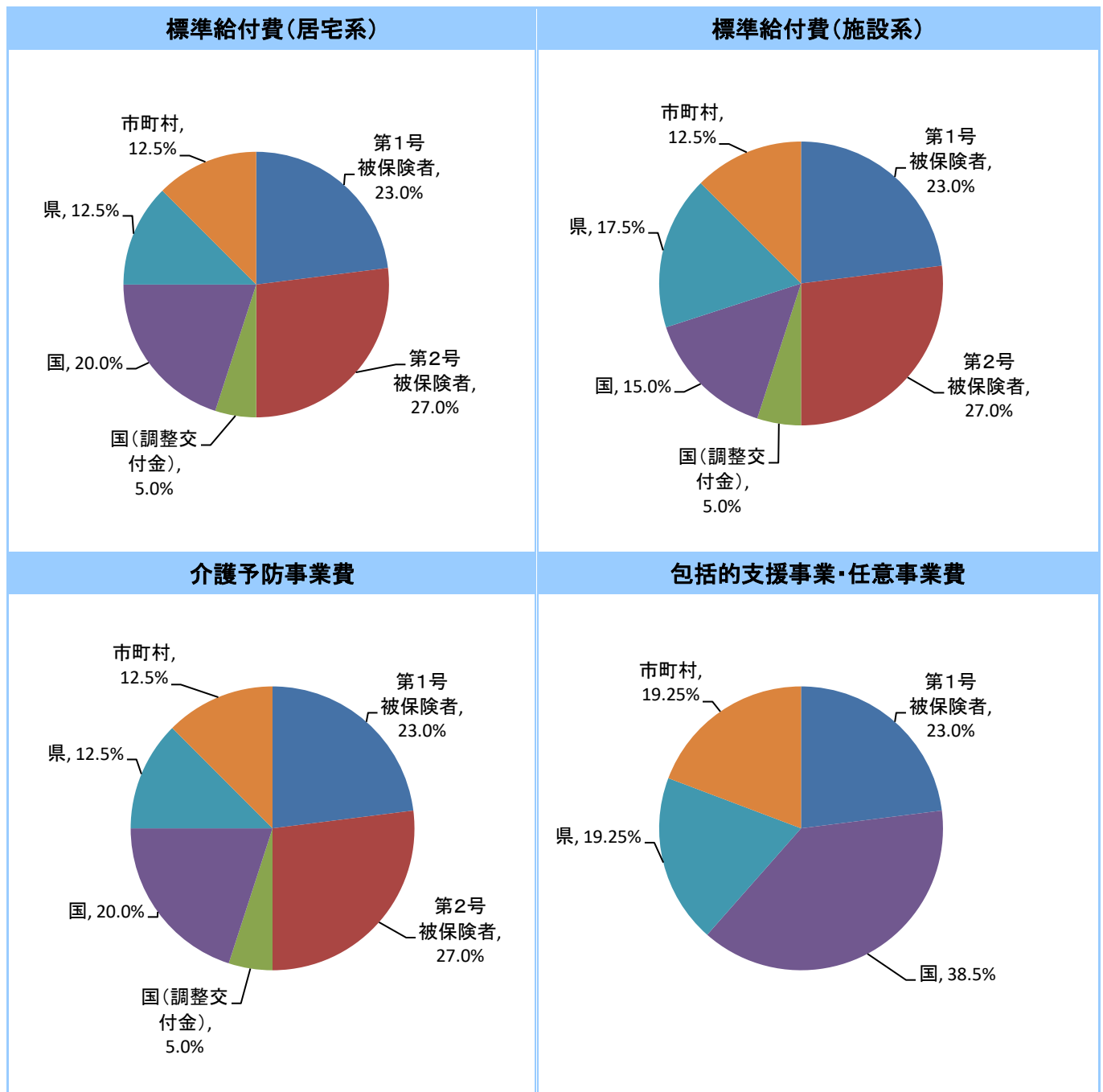
(3) 所得段階別保険料額

図表 所得段階別保険料額

段階	対象者	保険料の調整率	年額(円)
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円以下	0.50	34,200
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75	51,300
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額 +課税年金収入が120万円超	0.75	51,300
第4段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前 年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	0.90	61,560
第5段階	・本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ前 年の合計所得金額+課税年金収入が80万円超	1.00	68,400
第6段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	1.20	82,080
第7段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上 200万円未満	1.30	88,920
第8段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額200万円以上 300万円未満	1.50	102,600
第9段階	・市町村民税課税かつ前年の合計所得金額300万円以上	1.70	116,280

段階	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
第1段階	1,622	26.9%	1,625	26.9%	1,629	26.9%
第2段階	1,092	18.1%	1,095	18.1%	1,096	18.1%
第3段階	700	11.6%	701	11.6%	703	11.6%
第4段階	553	9.2%	555	9.2%	556	9.2%
第5段階	671	11.1%	673	11.1%	674	11.1%
第6段階	647	10.7%	648	10.7%	650	10.7%
第7段階	456	7.6%	457	7.6%	458	7.6%
第8段階	134	2.2%	134	2.2%	135	2.2%
第9段階	158	2.6%	159	2.6%	159	2.6%
計	6,033	100.0%	6,047	100.0%	6,060	100.0%

10 財源構成



11 平成 37 年度の保険料等の見通し

区分	平成 37 年度	
標準給付費見込額(A)	2,185,967,913	
地域支援事業費(B)	120,000,000	
第 1 号被保険者負担分相当額(D)	576,491,978	
調整交付金相当額(E)	112,548,396	
調整交付金見込交付割合(H)	10.36%	
	後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.8967
	所得段階別加入割合補正係数(G)	0.8551
調整交付金見込額(I)	227,348,000	

審査支払手数料 1 件あたり単価	77
審査支払手数料支払件数	23,000
保険料収納必要額(L)	461,692,374

予定保険料収納率	99.00%
----------	--------

保険料の基準額		
	年額	92,661
	月額	7,722

## 第6章 計画の推進にあたって

---

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知、啓発

市民と行政が一体となって、「たとえ介護が必要になっても、障害・認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるまち 垂水」を推進するため、広く広報に努めます。

ホームページなど市民が閲覧しやすい媒体を利用して計画の周知を図るとともに、地域における各種講座や講話等の活用、さらにはサービスを提供する介護事業所等に対しても周知し、計画の円滑な推進に努めます。

### 2 地域資源の活用

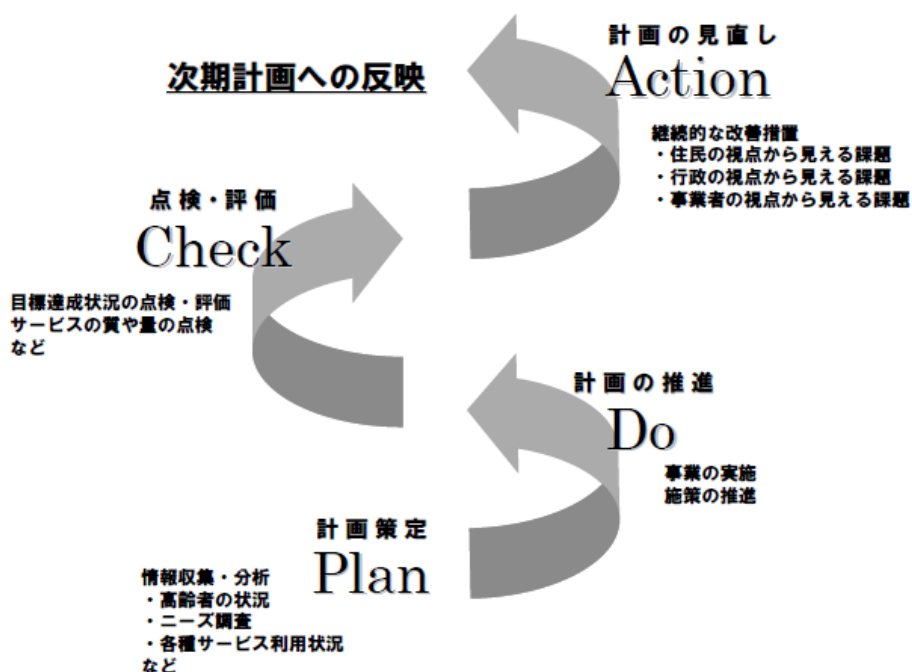
地域において介護の必要な高齢者の生活を支えていくためには、介護保険サービスの提供や関連する施策の充実とともに、市民の主体的な参加が不可欠です。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、地域住民が主体となったボランティアやNPOなどの活動を支援するとともに、生活支援コーディネーターの配置など互助を基本とした高齢者を地域で支える体制づくりを推進して地域包括ケアシステムの実現を目指します。

### 3 計画の進行管理及び点検

本計画を着実に推進するため、関係各課及び関係機関がそれぞれの担当する施策等の進捗状況等について進行管理を行うとともに、課題点・問題点の検証・検討など毎年点検を行い、施策の確実で円滑な実施に努めます。

図表 計画の進行管理及び点検





## 第7章 資料編

---

## 第7章 資料編

○垂水市介護保険運営協議会設置要綱

平成12年4月1日告示第20号

改正

平成18年3月31日告示第28号

平成28年3月23日告示第22号

垂水市介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 介護保険制度の施行にあたり、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等から意見を聴き、介護保険制度の円滑な運営を図るため、垂水市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (2) 介護サービスの提供状況及び介護サービス提供者相互間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 協議会は、保健、医療、福祉関係者及び住民代表等をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 協議会の委員の任期は、3年とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、保健課長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、会員の代理の出席を妨げない。

3 会長は、必要に応じ関係者の説明又は意見を聴取することができる。

(謝金及び費用弁償)

**第7条** 委員に対しては、予算の定めるところにより謝金及び費用弁償を支給する。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、保健課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

(施行)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会設立当初の会員の任期については、第4条第1項中「3年」とあるは、施行の日から平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月31日告示第28号)

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日告示第22号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 平成 29 年度垂水市介護保険運営協議会委員名簿

No.	団体名・役職名	氏 名	備 考（役職等）
1	大隅地域振興局	吉田 隆典	保健福祉環境部長
2	市内医療機関代表	福本 伸久	介護老人保健施設 コスモス苑施設長
3	介護保険サービス 事業者代表	池田 誠	医療法人 浩愛会 理事長
4	社会福祉協議会代表	木佐貫 泰英	垂水市社会福祉協議会 会長
5	民生委員代表	城ノ下 八郎	垂水市民生委員協議会 副会長
6	地域住民代表	中馬 吉昭	中央・水之上・大野地区
7	地域住民代表	大藪 眞知子	牛根地区公民館主事
8	地域住民代表	松元 誠	新城・柊原地区
9	介護職員代表	池田 正樹	コスモス苑 社会福祉士
10		濱田 光浩	小規模多機能ほほえみ 管理者
11	家族代表	中谷 明潤	真宗寺住職
12	一号被保険者代表	森山 稔	柊原公民館館長
13	二号被保険者代表	野元 悦子	認知症家族の会

## 用語の解説

### あ 行

#### NPO（エヌ・ピー・オー）

英語の NonProfitOrganization の略であり、「民間非営利組織」として利益分配をしない組織（団体）のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、官と民の間で「民間の手による公益活動の分野」を創造する。その活動分野としては保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。

#### ※ ボランティアとNPOの違い

ボランティアは「個人の自発性」に着目しており、個人が働いたことの対価として報酬をもらわない「無報酬性」が特徴。一方、NPOは、「団体の社会的な役割」に着目しており、利益は得るが、必要経費以上の利益を個人に分配せず活動に利用する「非営利性」が特徴。

### か 行

#### 介護給付

要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費についての保険給付が行われる。

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設等との連絡・調整を行う人材。

#### 介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯

の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。

## 介護予防ケアマネジメント

要介護状態になることの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメントをいう。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 26 年度の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、要介護（要支援）認定で「非該当」に相当する第 1 号被保険者（高齢者）や要支援 1・2 と認定された被保険者を対象とする。介護予防訪問介護と介護予防通所介護がそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行するとともに、この新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 29 年 4 月末から全市区町村で実施するようになっている。

## キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人材。

## 協働

行政や市民、事業者等の地域で活動する多様な人や組織が、共通の目的のためお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動すること。

## ケアプラン

要支援者・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望をとり入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう、目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。

## ケアマネジメント

要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるように、ケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせ調整を行う。

## 傾聴ボランティア

高齢者や大震災の被災者など悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。カウンセリングと異なり、原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

## 権利擁護

自らの意志を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

## 高額医療合算介護サービス費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度。それぞれ年間の自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻される。

## 高額介護サービス費

所得に応じて一定額を超えた分の自己負担があった場合に、その超えた分が申請することにより高額介護サービス費として払い戻される制度。

## 口腔機能

かむ、飲み込む、味わう、食べる、話す、表情を豊かにするなど広い範囲で捉えられ、口の中だけでなく、笑ったり、話したりするときに使う口の周りの筋肉や働きも含まれる。

## さ行

### サロン活動

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする活動。

### 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置され、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。

### シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された公益法人。高齢者の能力を活かし

た地域社会づくりに貢献している。

## 新オレンジプラン

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

## 生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。

## 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度。

## た 行

### 団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。この世代の人が高齢者となる時期を迎え、様々な社会的影響が予測されている。

### 地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協同で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法または協議体。

### 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。平成 26 年度の制度改正に



より、要支援者を対象とした予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行され、これにより「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成される。

## **調整交付金**

介護保険財政において、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために国より交付されるもの。

## **地域資源**

地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティアなど人的・物的な様々な資源をさす。

## **地域包括ケアシステム**

高齢者や障がい者など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

## **地域包括支援センター**

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

## **特定入所者介護サービス費**

介護保険施設入所者の人で、一定の要件を満たす所得の低い人に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給される。特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がある。

## **な 行**

### **日常生活圏域**

市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

## 認知症

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態。痴呆（症）という用語が侮蔑的な表現であることや実態に対する誤解や偏見があり、高齢者の尊厳や支える体制の妨げになっていることなどを考慮し、認知症という名称に変更がなされた。

## 認知症カフェ

認知症の人やその家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、お互いに交流をしたり、情報交換をしたりすることを目的としている。

## 認知症ケアパス

認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものの。

## 認知症サポーター

認知症の人と家族への応援者であり、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人材。市町村等が開催する認知症の勉強会を受講すれば、誰でもなることができる。

## 認知症初期集中支援チーム

家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い自立した生活のサポートを行うチーム。

## ニーズ

欲求、要求、需要。

## は 行

## パブリックコメント

行政機関が新たな規制を設け、またはすでにある規制を改廃しようとするとき、その案を公表し、国民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をするための制度。

## バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

## 避難行動要支援者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになった。

## フォーマル／インフォーマル

フォーマルは、制度や法律などで定められた公的なもの。インフォーマルは、民間や地域住民、ボランティア等が行う非公的なもの。

## 福祉有償運送

タクシーやバスなどの交通機関では十分でない介護輸送について、NPOなど非営利法人が自家用車の福祉車両で行う有償送迎サービス。

## ヘルスアセスメント

個人の生活習慣や行動を、社会や生活環境などを交えて把握し、健康度を評価すること。

## ボランティア

よりよい社会づくりのために、自発的（自由意思）、無給性（無償性）、公益性（公共性）等に基づいて技術的な援助や労力の提供等を個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

## ま 行

### 民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人を適切に保護指導したり、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力するなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委

員を兼務する。

## や 行

### 要介護認定

介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、要介護状態区分のいずれかに該当する状態にあるかどうか、市町村が行う要介護状態区分の認定のこと。要支援認定と同一の方法を用いて一体的に行われることから、要支援認定を含めて指す用語として使われることが多い。

## ら 行

### リーガルサポート

高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として全国の司法書士によって設立された成年後見センター。

### 老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対しその心身の健康の保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

垂水市 第7期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

---

発行年月日 平成30年3月  
発行・編集 鹿児島県 垂水市 保健課  
〒891-2192 鹿児島県垂水市上町114番地  
TEL 0994-32-1111 FAX 0994-32-6625  
URL <http://www.city.tarumizu.lg.jp/>